

滝川市都市計画マスタープラン

原案

令和6年2月
滝川市

目 次

第1章 都市計画マスター・プランの基本的事項	1
1-1 計画の背景と目的	1
1-2 計画の役割	2
1-3 計画の位置付け	3
1-4 対象区域	4
1-5 計画期間	5
第2章 都市づくりの現況と課題	6
2-1 上位・関連計画の整理	6
2-2 現行計画の検証	11
2-3 都市の現状把握	16
2-4 他都市との比較	47
2-5 市民意向の把握	49
2-6 持続可能な都市づくりに向けた課題	55
第3章 まちづくりの基本的考え方と将来都市構造	58
3-1 まちづくりの基本的考え方	58
3-2 将来都市構造	60
第4章 分野別構想	65
4-1 土地利用	65
4-2 交通体系	78
4-3 公共施設・その他の都市施設	86
4-4 都市環境	89
4-5 都市防災	96
第5章 地域別構想	100
5-1 滝川市街地	100
5-2 江部乙地域	104
5-3 東滝川地域	107
第6章 計画の実現に向けて	110
6-1 計画の実現方策	110
6-2 進行管理	110

第1章 都市計画マスタープランの基本的事項

1－1 計画の背景と目的

本市は、昭和33年の市制施行、昭和46年の江部乙町との合併を経て、中空知地域の産業・文化の振興等に大きな役割を担いながら発展を続けてきました。

都市づくりにおいては、昭和33年に最初の用途地域^{※1}が定められ、昭和43年に都市計画法が施行されてから、人口増加に伴い市街地の拡大、充実を図ってきました。平成4年の都市計画法改正後、平成13年度に都市づくりの基本的な方針として「滝川市都市計画マスタープラン」を策定し、市民とともに都市づくりを進めてきました。

しかし、人口減少、少子高齢化の進行により、本市においてもこれまでのような「開発・発展のまちづくり」から人口減少社会に備えた「コンパクトなまちづくり」に転換を図るべく、平成22年度に「滝川市都市計画マスタープラン」を改定（平成30年度一部改訂）しました。

また、令和4年度には、持続可能で効率的な都市づくりを進めるため、都市計画マスタープランの一部となる「滝川市立地適正化計画」を策定する中で、将来を見据えた都市全体の構想や都市機能の立地方針などを定めてきました。

このような本市を取り巻く現状と今後の展望を踏まえ、都市づくりの将来像と基本方針を具体的に定め、人口減少社会に対応した都市づくりの指針を示すため、滝川市都市計画マスタープラン（以下「本計画」という。）を改定します。

^{※1}用途地域：都市計画法の地域地区のひとつで、土地利用の混在を防ぐことを目的とし、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域など13種類がある。

1 – 2 計画の役割

本計画は、おおむね20年後を目標とした「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、都市計画においては、以下の役割があります。(都市計画法第18条の2)

(1) 都市の将来像を明示します。

多様化する住民のニーズを踏まえてまちづくり^{※1}の基本的考え方と理念を設定し、**市民、事業者、行政が共有**することで都市づくり^{※2}を進めます。

(2) 都市計画の決定・変更の指針となります。

道路、公園、下水道など**個別の都市計画**が決定・変更されるべき方向を示す指針としての役割を持ちます。

(3) 都市の将来像と個別の都市計画の整合性を確保します。

都市の将来像に基づき、土地利用、都市施設の配置、市街地開発事業^{※2}などの**個別の都市計画**について、相互に整合性を図ります。

(4) 住民の都市づくりの指針となります。

市街地再開発事業^{※3}、地区計画^{※4}など具体的な都市づくりを進める際、**地域住民のニーズに対応した都市づくりの指針**となります。

^{※1}本計画では、都市において建物やインフラ整備など、主にハード面を形成することを「都市づくり」、まちの魅力を高めるためのイベントやコミュニティ活動など、ハード面に加えソフト面の取組も行うことを「まちづくり」として区別して記載している。

^{※2}**市街地開発事業**：土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、市街地再開発事業、新都市基盤整備事業、住宅街区整備事業、防災街区整備事業があり、その種類、名称、施行区域等を都市計画に定めることとなっている。

^{※3}**市街地再開発事業**：土地利用上又は防災上の問題を抱えた市街地において、土地の高度利用と都市機能の更新を図るため、敷地の統合、建物の不燃化・高度化・共同化、街路、公園等の公共施設やオープンスペースなどの確保により、快適で安全な都市環境を再生する事業

^{※4}**地区計画**：ある一定の地区を対象に、実情に合ったきめ細かい規制を行い、その地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するもの

1-3 計画の位置付け

本計画は、本市の建設に関する基本構想（滝川市総合計画）並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、国・北海道の都市づくりに関連する方針などの上位計画に基づき、本市の他分野の関連計画と整合を図ります。

なお、本計画の内容のうち、居住機能や医療、福祉等の都市機能の立地、公共交通の方針等については、本計画の一部である「滝川市立地適正化計画」において具体的に定めるものとします。

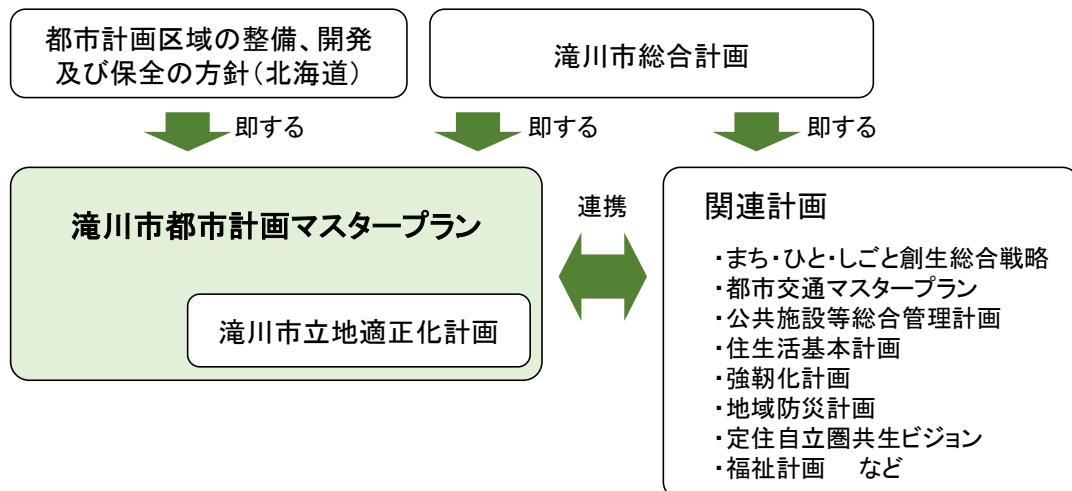


図 本計画の位置付け

1-4 対象区域

本計画の対象区域は、基本的に以下の図に示す滝川都市計画区域^{*1}（滝川市分）とします。



図 計画対象区域

^{*1}都市計画区域：自然的及び社会的条件、人口、土地利用、交通など一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。都市計画法に基づき都道府県が指定する。本市と新十津川町の行政区域の一部が「滝川都市計画区域」として指定されている。

1 – 5 計画期間

本計画の計画期間は令和6年度から令和24年度※までとします。ただし、社会経済状況の大きな変動や上位・関連計画などの改定に対して柔軟に対応するため、10年後となる**令和16年度を目途に、必要に応じて施策の見直しを行います。**

なお、社会経済状況の変化を踏まえ、個別事業等については適宜適切に見直しを行います。

※滝川市立地適正化計画の計画期間：令和5年度から令和24年度まで

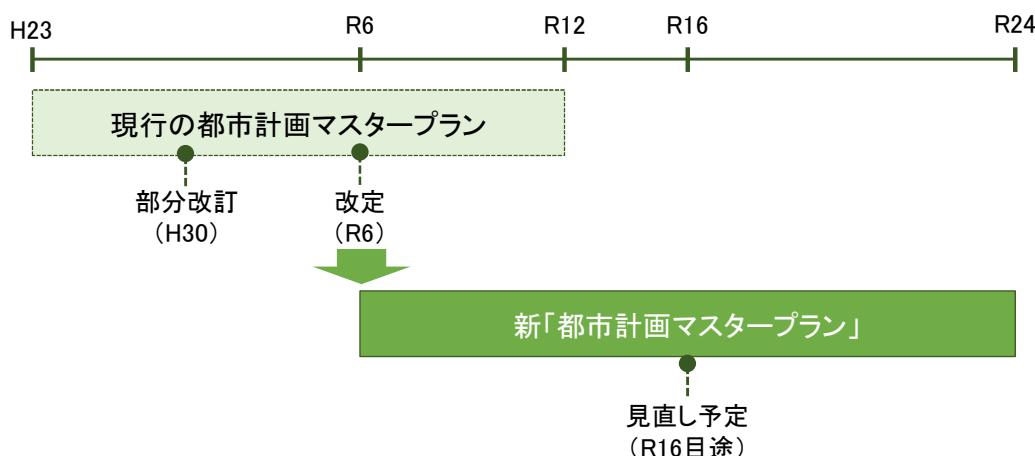


図 計画期間

第2章 都市づくりの現況と課題

2-1 上位・関連計画の整理

本計画は、都市づくりの将来像と基本方針を具体的に定めるものであるため、公共交通施策、商業施策、住宅施策など多様な分野の計画との連携を図ることが求められています。

そのため、下記の上位・関連計画のうち、本計画の検討において踏まえるべき事項について整理しました。

【上位・関連計画 一覧】

- (1) 滝川市総合計画
- (2) 滝川市人口ビジョン
- (3) 第2期滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- (4) 滝川市都市交通マスタープラン
- (5) 滝川市公共施設等総合管理計画
- (6) 滝川市公共施設個別施設計画 前期計画
- (7) 第2期滝川市小・中学校適正配置計画
- (8) 滝川市住生活基本計画（第二期）
- (9) 滝川市公営住宅等長寿命化計画（第二期）
- (10) 滝川市空家等対策計画
- (11) 滝川市強靭化計画
- (12) 滝川市地域防災計画
- (13) 滝川市耐震促進計画（第二期）
- (14) 第2期中空知定住自立圏共生ビジョン
- (15) 滝川市緑の基本計画
- (16) 第8期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- (17) 滝川市農業振興地域整備計画

(1) 滝川市総合計画（令和5年3月）

- ・ 目指すまちの将来像「心が育ち 人を紡ぐ いつまでも住み続けたい “ちょうどいい田舎”」の理念について、まちづくり方針等への反映を検討（計画書 P9）
- ・ 基本目標1 「安心して子どもを育み、学び、笑顔あふれるまち」の実現を目指した子どもが安全で元気に遊べる場所や機会の提供、児童の放課後の居場所の確保、新しい時代の学びを実現する学校施設整備、市民の文化芸術活動に関する交流や人材育成、発表の拠点づくりの推進などの施策の方向について、まちづくり方針・将来都市構造、分野別構想等への反映を検討（計画書 P13～16）
- ・ 基本目標2 「健康で、優しく、安全に暮らせるまち」の実現を目指した治水対策や緊急輸送道路整備等の促進、幅広い分野での機能強化といった災害リスクの回避・軽減に向けた取組の推進などの施策の方向について、まちづくり方針・将来都市構造、分野別構想等への反映を検討（計画書 P19）
- ・ 基本目標3 「元気で魅力ある産業と、人が集うまち」の実現を目指した時代背景や商業環境の変化などを踏まえた商店街づくりの取組、観光施設の連携による賑わい創出や魅力向上などの施策の方向について、まちづくり方針・将来都市構造、分野別構想等への反映を検討（計画書 P23～24）
- ・ 基本目標4 「都市と農村が調和し、便利で、快適なまち」の実現を目指した広域の交流を支える拠点・ネットワークの形成、生活機能と公共交通が一体となった利便性の高い市街地の形成、農村部・郊外部における暮らしを守り、魅力の創造、都市機能と居住を結ぶ公共交通の維持確保、公共施設の計画的な改修・再編・統廃合の推進、都市公園の計画的な修繕・集約、空家の有効活用や危険性回避に向けた必要な取組の推進、公営住宅の計画的な修繕・建て替えなどの施策の方向について、まちづくり方針・将来都市構造、分野別構想等への反映を検討（計画書 P25～28）

(2) 滝川市人口ビジョン（平成27年10月）

- ・ 「人口の縮小スパイラル」からの早期脱却に向けて、「出生率の上昇につながる施策」と「人口の社会増をもたらす施策」の双方に取り組むことが効果的と記載（計画書 P34）
- ・ 「目指すべき方向性」では、「食と農を活かした雇用創出と地域産業の育成・支援」「すべての子供の成長の支えと教育環境の構築」「プラチナ・コミュニティの形成と暮らしやすさの追求」が記載されており、分野別構想等への反映を検討（計画書 P35）

(3) 第2期滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2～6年度/令和2年3月）

- ・ 基本目標3 「持続的なコミュニティの形成と暮らしやすさの追求」として、公共交通や学校、病院など生活に必要な機能の維持、タイムラインや防災体制の整備などが記載されており、まちづくり方針・将来都市構造等への反映を検討（計画書 P8）
- ・ 具体的な施策として、ワーケーション等による都市部住民との新たな関わりの創出、コミュニティ活動の拠点となる施設整備、優良な住宅としての活用が見込まれる市有地の分譲促進などが記載されており、分野別構想等への反映を検討（計画書 P20～21）

(4) 滝川市都市交通マスタープラン（平成23～令和2年度/平成23年3月）

- ・ 基本方針1 「広域、中空知圏、都市内の多様なネットワークを支える交通体系」として、「広域幹線軸」「広域都市軸」「中空知圏域交流軸」「都市骨格軸」の4つの道路網について、その役割を機能させるための将来目標について整理するとあり、将来都市構造等への反映を検討（計画書 P7）
- ・ 基本方針2 「移動の円滑性、安全性、快適性を備えた交通体系」として、都市幹線道路における歩道（歩行者自転車道）の整備・バリアフリー化、交通結節点のバリアフリー化、広場や休憩所の整

備によるコミュニティ空間の形成、道路景観の整備などが記載されており、まちづくり方針・将来都市構造等への反映を検討（計画書 P8）

- 基本方針 3「人と環境にやさしい交通体系」として、路線バス網の再編、コミュニティ拠点内のバス停の整備・新たな公共交通の導入、JR 滝川駅の移動円滑化・駅前広場の改築・整備、幹線道路網における自転車・歩行者ネットワークの整備などが記載されており、分野別構想等への反映を検討（計画書 P9）

(5) 滝川市公共施設等総合管理計画（令和 4 年 3 月改訂）

- 公共施設等管理に関する「基本方針」に加えて、「公共施設等管理に関する基本方針」として、「学校施設」、「公営住宅」、「コミュニティ関連施設」「福祉関連施設」「文化・スポーツ関連施設」「その他の建築物」「遊休施設の取り扱い」に関する考え方方が示されており、分野別構想等への反映を検討（計画書 P11～17）

(6) 滝川市公共施設個別施設計画 前期計画（令和 5 年 3 月）

- 公共施設再編の具体的な事業プログラムとして、前期計画（R5～R13）が①文化施設複合化事業、②福祉施設複合化事業、③子育て施設複合化事業、④小学校再編事業、⑤遊休施設除却事業、参考資料として、中期計画が①小中学校給食施設集約化事業、②中学校再編事業、③維持センター集約化事業、後期計画が①東小学校整備事業、②明苑中学校整備事業、③遊休施設除却事業の方針が示されており、これらの事業と連携しながら、分野別構想等への反映を検討（計画書 P31～48）

(7) 第 2 期滝川市小・中学校適正配置計画（令和 3 年 1 月）

- 小中学校の適正配置計画の具体的な内容として、滝川第二小学校（統合及び再編等の検討）、西小学校（今後のあり方について検討）、江部乙小学校（今後のあり方について地域住民と検討）、開西中学校（今後のあり方について検討）と位置付けられており、まちづくり方針・将来都市構造等への反映を検討（計画書 P12）

(8) 滝川市住生活基本計画（第二期）（平成 30～令和 9 年度/平成 30 年 3 月）

- 住宅施策の推進方針として、子育て支援住宅の促進、安価なサービス付き高齢者住宅の整備推進、都市計画等に基づく地域特性を活かした住環境の形成（駅周辺地域への住宅の集積、江部乙地域・東滝川地域でのゆとりある住環境の保全）が位置付けられており、まちづくり方針・将来都市構造・分野別構想等への反映を検討（計画書 P21）
- 重点施策（市営住宅団地再編プロジェクト）として、東団地、開西団地、江南団地において、既存住棟の一部を民間事業者へ譲渡し、民間事業者がリノベーションして子育て（ひとり親）支援住宅、サービス付き高齢者向け住宅の整備を行ったり、余剰地を宅地分譲する施策が位置付けられており、進捗状況を確認し、分野別構想等への反映を検討（計画書 P31）

(9) 滝川市公営住宅等長寿命化計画（第二期）（平成 30～令和 9 年度/平成 30 年 3 月）

- 市営住宅等の建て替え事業の実施方針として、団地の統合集約及び一体的な整備、老朽住宅の削減、多様な住戸タイプの供給、景観に配慮した整備の推進、コストの縮減が位置付けられており、分野別構想への反映を検討（計画書 P63）

(10) 滝川市空家等対策計画（令和4～8年度/令和4年3月）

- 総合的な空き家対策として「空家等の把握と適切な管理の促進」「空家等の流通・利活用の促進」「特定空家等への対応」が示されており、分野別構想等への反映を検討（計画書 P8）

(11) 滝川市強靭化計画（令和4年4月・第2回改訂）

- 「地域防災計画」「公共施設等総合管理計画」「耐震促進計画」など他計画の施策内容をリスクシナリオに沿って再整理した内容となっており、分野別構想等への反映を検討（計画書 P10～11）

(12) 滝川市地域防災計画（令和5年3月）

- 災害の概要として、空知川と石狩川の合流点にあるため、災害の多くが水害で占められていることが記載されており、まちづくり方針・将来都市構造等を検討する際に留意（計画書 P1-10）
- 洪水浸水想定区域とともに、災害危険区域として、水防区域、市街地における低地帯の浸水予想区域、地滑り・がけ崩れ等予想区域が示されており、まちづくり方針・将来都市構造等を検討する際に留意（計画書 P4-3～4-4）

(13) 滝川市耐震促進計画（第二期）（平成30年～令和9年度/平成30年3月）

- 「住宅」と「多数の者が利用する建築物」について耐震化率の目標値を設定しており（住宅：95%、多数の者が利用する建築物：100%）、耐震化の促進に向けた施策として、民間住宅に関する支援制度の活用促進や空き家等の古い家屋の除却についての指導などが示されており、分野別構想等への反映を検討（計画書 P36～39）

(14) 第2期中空知定住自立圏共生ビジョン（令和3年2月・第2回変更）

- 圏域の将来像として、医療や福祉体制の確保、教育環境や子育て環境の充実、適正な廃棄物処理、安全安心な消費生活環境や防災体制の確保を目指しており、圏域の中心都市として、まちづくり方針・将来都市構造等への反映を検討（計画書 P17）
- 社会教育、文化・スポーツ施設等の相互利用の促進、広域防災体制の連携推進、圏域住民の生活に必要なバス路線の維持確保、広域的な視点による道路ネットワークの構築などが位置付けられており、圏域の中心都市として、分野別構想等への反映を検討（計画書 P36、49、52、54）

(15) 滝川市緑の基本計画（令和2年2月）

- 緑の将来像として、「緑のコンパクトエコタウン」が掲げられ、都市公園再編の基本的な考え方として、コンパクトな都市づくりの考え方方に連動し、都市機能の集約により人が集まりやすくなるエリア、既存の学校や子育て支援施設・福祉施設等との一体的な利用の相乗効果が得られるエリアなどが集約先として想定されており、分野別構想等への反映を検討（計画書概要版 P5～7）

(16) 第8期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年3月）

- 「地域包括ケアシステムの構築」を目標に、高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を営み、安心して住み続けられるまちを目指しており、高齢者の住まいの確保（高齢者の生活に対応した公営住宅の計画的な整備・充実、有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅・軽費老人ホーム・低所得者向け住宅など民間による住宅整備に対する支援）などが位置付けられており、分野別構想等への反映を検討（計画書 P17、66～67）

(17) 滝川市農業振興地域整備計画（令和5年4月）

- 農用地等の保全の方向として、滝川東地域は、平坦地に優良農地が多く、高速道路・国道12号滝川バイパス等による高速交通網の発達・整備に伴い、一部に農振農用地の除外等の要望が見受けられるものの、優良農地を中心に保全していく農地を明確にして生産性の安定と向上に努めるとしており、将来都市構造等の検討の際に留意（計画書P13）

2-2 現行計画の検証

(1) 検証概要

現行計画の分野別構想で位置付けられている全248施策について、各課へ施策の実施状況について照会を行い、成果と課題を整理しました。

(2) 検証結果

①達成度

各施策について、成果、達成度、改善点・課題、今後の方向性について検証を実施したところ、40%以上が「達成」していますが、「未着手」が25%近くとなっています。

達成度	評価	構成比
◎ 達成	104	41.9%
○ 繼続中（整備中）	67	27.0%
△ 繼続中（調査・計画段階）	6	2.4%
▲ 未着手	60	24.2%
× 中止	11	4.4%

※構成比は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、構成比の合計は100.0%になりません。

②成果と課題

分野	成果と課題
土地利用	<p>【主な成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中心市街地外の大型商業施設を規制する特別用途地区^{※1}の設定 ● 国道12号滝川バイパス沿いの用途地域を準工業地域から準住居地域に変更 ● 公営住宅の跡地分譲を実施 ● 主要幹線街路沿道の用途地域の見直し（緩和）を実施 ● 用途規制の強化による、ゆとりある郊外住宅地の形成 ● 幸町の工業地域を第一種住居地域へ変更 ● 用途地域外に特定用途制限地域^{※2}を設定 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国道12号滝川バイパス周辺では、商業施設の立地が進んでおり、今後も生活利便性向上のための土地利用促進が必要 ● 幹線道路沿道に店舗と共同住宅の誘導を目指したが、共同住宅の誘導を進める具体的な施策が不足している。 ● 用途規制強化した住宅地における新規住宅建築件数は5件。効果はあまり見られない。 ● 幸町の用途変更した場所の新築住宅建築件数は4件 <p>➡ 商業施設の立地誘導に向けた土地利用が必要 農村環境の保全に向けた土地利用規制の継続、強化が必要</p>

*¹特別用途地区：用途地域内において、市街地の特性に応じて特定の用途の保全又は規制を行うことを目的として定める地区のこと。

*²特定用途制限地域：用途地域が定められていない地域において、良好な環境の形成や保持を行うことを目的として定める地域のこと。

分野	成果と課題
中心市街地	<p>【主な成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●都市機能の集積（観光国際スクエアの設置／公営住宅の新設／JR滝川駅前広場の再整備／栄町3-3地区の再開発等） ●商業活性化の取組（滝川市商店街振興組合連合会への補助支援／店舗リノベーション支援事業）を実施 ●賑わい・交流の創出の取組（街なか地域交流広場事業）を実施 ●民間マンション等が建設された。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●改修・解体に費用を要する空きビル・空き店舗の活用方針が必要 ●中心市街地に居住している人が少ない。 ●駐車場が少ない。 ●古い建物が多く、お店が少ない。 ●街なかに居住のメリットがない。商業機能が中心市街地ではなく、新たな出店も少ない。 ●JR滝川駅前の老朽化・廃墟化したビルの対策、活用方策の検討 ●居住機能の重点的な誘導に合わせた買物環境の確保に向けた施策の検討 ●交流機能・交通機能等の充実を図り、居住環境としての魅力向上 <p>➡ JR滝川駅周辺における居住機能・交流機能の確保が必要</p>
コンパクト化 滝川市街地	<p>【主な成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●空き店舗を活用した地域サロンの開設（滝の川東等） ●子育て支援事業による若い世代の住み替え支援を実施 ●空き店舗や空き家の活用などによる小規模な福祉サービス施設の立地誘導（空き店舗を利用したリハビリ特化型デイサービスを実施） <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●官民一体となった空き家流通の仕組みの構築／空き家を未然に防ぐソフト対策が必要 ●リハビリ特化型デイサービス等、入浴や給食設備が不要な施設であれば、空き店舗の活用も可能 <p>➡ 空き家の流通促進や活用支援が必要</p>
江部乙地域	<p>【主な成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●江部乙地区コミュニティセンターの機能を農村環境改善センターに集約（交流スペースの設置、ソフト事業の展開により利用者数は増加） ●JR江部乙駅や児童館では、國學院大學北海道短期大学部の学生と地域住民が連携した活動が展開されている。 ●老人保健施設やデイサービス施設の集約が実現 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域活動の担い手として、次代を担う人材につなげる仕組みの準備が必要 ●農村地域での転出が進行し地域コミュニティの崩壊の可能性 ●公営住宅の建て替えに向け需要状況の判断が必要 <p>➡ 地域活力の維持に向けた仕組みづくりや土地利用が必要</p>

分野	成果と課題
コンパクト化 東滝川地域	<p>【主な成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生活利便性向上に向けた取組（東滝川公園の更新／転作研修センターに体育館増設／コンビニエンスストアの誘致／駐在所建て替え） ●住民の連携により、安定的な地域運営がなされているほか、転作研修センターを拠点に様々な地域活動が実施されている。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●次代を担う人材につなげる仕組みの準備 ●人口規模が小さく、空き家を活用した新たな交流拠点の形成は現実的ではない。 <p>➡ 地域活力の維持に向けた仕組みづくりや土地利用が必要</p>
居住環境	<p>【主な成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住宅における省エネルギー化、長寿命化の推進（滝川市住宅改修補助制度、滝川市住宅建設・改修促進事業補助金） ●地区計画を策定している中島町、空知町における住宅立地が進行 ●新築住宅助成事業による移住・定住の促進 ●住み替え支援協議会による空き家活用・定住促進を実施 ●特定用途制限地域（農村環境保全地区）の設定 ●公営住宅の建て替え事業（泉町団地/東町団地/緑町団地/駅前団地さかえ）を実施 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住宅の耐震化の進捗状況は緩やかである。市の補助計画においては、財源確保が必要 ●移住・定住の促進に向けた施策の検討 ●地区計画区域（中島町、空知町）は3mを超える浸水想定区域である。 <p>➡ 居住誘導ゾーンへの誘導に向けた施策の検討が必要 洪水浸水想定区域内での防災・減災対策の検討が必要</p>
公共交通 公共交通	<p>【主な成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●JR滝川駅における駅舎の改築、駅前広場の整備 ●事業者との継続協議・調整によるバス路線の維持・確保 ●公共交通の利用促進に向け、バス乗り方教室／バスマップ配布、キャラクター作成等を実施 ●乗合タクシー等の導入検討を行った。（江部乙地域） <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●駅前広場の駐輪可能台数が少ない。 ●バス利用者の増加には至っていない。 ●バス事業の収支が悪化しサービス水準の維持が困難な状況 ●乗合タクシーの実証実験では利用が少なく、導入は見送った。 <p>➡ 公共交通ネットワークの持続的な維持・確保に向けた、公共交通のあり方について検討が必要</p>

分野	成果と課題
交通体系 道路整備	<p>【主な成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●道路整備の実施（国道12号の4車線化／江部乙雨竜線の立体交差化／西二号通等） ●JR滝川駅周辺のバリアフリー化を実施 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●都市計画道路の未整備区間が7路線あり、見直しが必要 ●都市環状軸となる三丁目通の未整備区間の解消 ●駅周辺でバリアフリー化の未実施区間がある。 ●街路樹の維持管理費用の増大 <p>➡ 選択と集中の観点を踏まえ、効率的な維持管理、整備路線の検討が必要</p>
公共施設	<p>【主な成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●図書館の市役所庁舎への移転、学校施設の適正配置計画に基づく統廃合、市立病院の建て替え、消防本部庁舎の移転建て替えを実施 ●保育施設、スポーツ施設、学校施設の耐震性確保 ●東栄小の東小への統合、江部乙中の江陵中への統合 ●國學院大學北海道短期大学部との連携事業の開催、子育てサロンの運営管理 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●老朽化が進む文化施設、子育て関連施設の集約化・複合化等の検討 ●小中学校の改築と再編の長期計画を示すことが必要 <p>➡ 都市拠点、居住誘導ゾーンを考慮した公共施設の立地検討が必要</p>
都市環境	<p>【主な成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●緑地の環境保全にかかる方針決定（緑の基本計画） ●都市公園の見直しを行い、東町公園、大町南公園、新町公園を他公園に集約 ●歴史的建物の保全、中心市街地の都市景観づくり ●太陽光発電設備の導入（第三小/ふれ愛の里/駅前広場） ●中・北空知エネクリーンの稼働 ●中空知衛生施設組合リサイクリーンの稼働 ●滝川市一般廃棄物最終処分場の延命化工事完了 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●森林・農地・河川の緑の保全について、近隣自治体とのつながりへの配慮、気候変動や温暖化問題への影響考慮が必要 ●エネクリーンは、施設の老朽化対応が必要 ●リサイクリーンは、プラごみ分別による設備・施設改修又は整備が必要 ●一般廃棄物最終処分場は、容量オーバー等による将来的な新処分場整備の検討が必要 <p>➡ 人口減少や社会情勢の変化を踏まえ、効率的な維持管理や集約・再編、施設更新の検討が必要</p>

分野	成果と課題
河川	<p>【主な成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●河川の治水対策を実施（手島樋門／江部乙部右岸の緊急排水施設／六戸島築堤等） ●河川の水質調査（北海道：H24～26、市：毎年）を実施 ●河畔林再生事業以後、維持管理を継続 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●未整備河川（江部乙部左岸／平成橋下流）の改善 ●第3江部乙川橋付近及びJR橋下では流下能力が不足 ●植林した樹木の生育により隣接する農地に日光があたらない。
河川・下水道	<p>【主な成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人口減少に伴う事業計画の見直し ●公共下水道全体計画区域を事業計画区域と同一に縮小 ●下水道のストックマネジメント計画策定（計画に基づくカメラ調査、耐震診断） <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人口減少に伴う使用料の減少 ●各設備の老朽化 <p style="color: green;">➡ 人口減少や災害の激甚化などを踏まえた河川や下水道の整備・維持管理が必要</p>
都市防災	<p>【主な成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●多数の人が利用する市有建築物、避難施設の耐震化（令和2年度末時点での耐震化率98.4%） ●治水対策に係る工事への要望、施設の維持管理 ●地域協働の除排雪の体制づくりを実施 ●地域防災対策に基づく災害対策（タイムラインの作成・活用）を実施 ●自主防災組織の育成（町内会との意見交換・防災訓練） ●災害に対する市民の意識啓蒙（研修会や防災ベント開催） ●洪水ハザードマップの各戸配布 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●中島町、花月町、空知町は大半が3m以上の浸水想定区域である。 ●未耐震施設の耐震化 ●ラウネ川未整備区間の早期河川改修 ●防災意識の啓蒙普及に向けた対策検討（人の入れ替わり、町内会組織の維持困難） ●洪水ハザードマップの配布後のフォロー <p style="color: green;">➡ ハード・ソフトの両面による防災対策の継続が必要 洪水浸水想定区域内での防災・減災対策の検討が必要（再掲）</p>

2 – 3 都市の現状把握

(1) 人口推移・人口予測

① 総人口、世帯数の推移・推計

国勢調査における本市の人口は、昭和 60 年に 52,004 人でピークに達して以降、一貫して減少し、令和 2 年には 39,490 人と 35 年間で 1.2 万人以上の人口が減少しています。

国立社会保障・人口問題研究所による推計をみると、今後も人口減少が進行し、目標年次前後の令和 22 年には 29,899 人、令和 27 年には 27,586 人となり、3 万人を下回ると推計されています。

世帯数についてみると、平成 17 年の 19,314 世帯をピークにゆるやかな減少傾向にありましたが、平成 27 年から令和 2 年にかけては微増に転じました。令和 2 年時点で 18,688 世帯となっています。

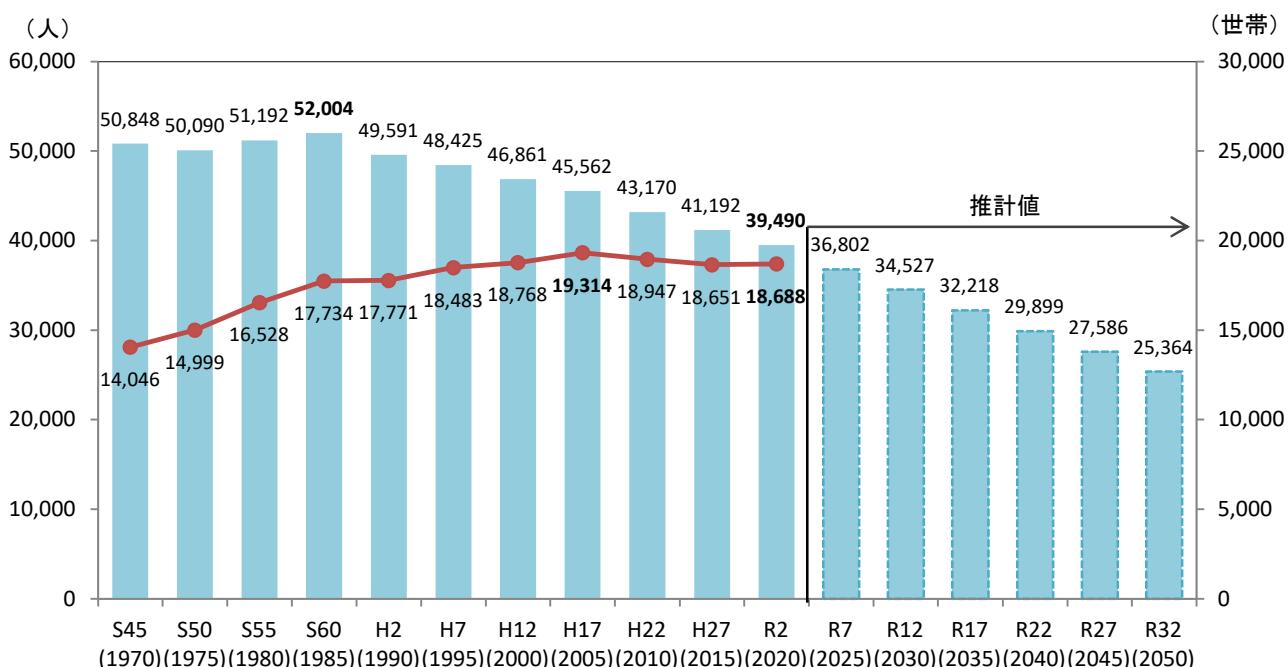


図 総人口・世帯数の推移・推計

資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）』

課題 O1：人口や世帯数の減少に対応した都市づくりが必要です。

②年齢3区分別人口の推移・推計

本市の人口を年齢3区分別にみると、年少人口（15歳未満）は昭和50年以降、生産年齢人口は昭和60年以降減少が続いている。一方、老人人口（65歳以上）は一貫して増加し続けており、令和2年をピークに減少に転じると推計されています。

年少人口率は令和2年の10.2%から令和22年には7.6%まで減少が見込まれ、高齢化率は令和2年の35.4%から令和22年には42.1%へ増加すると推計されています。

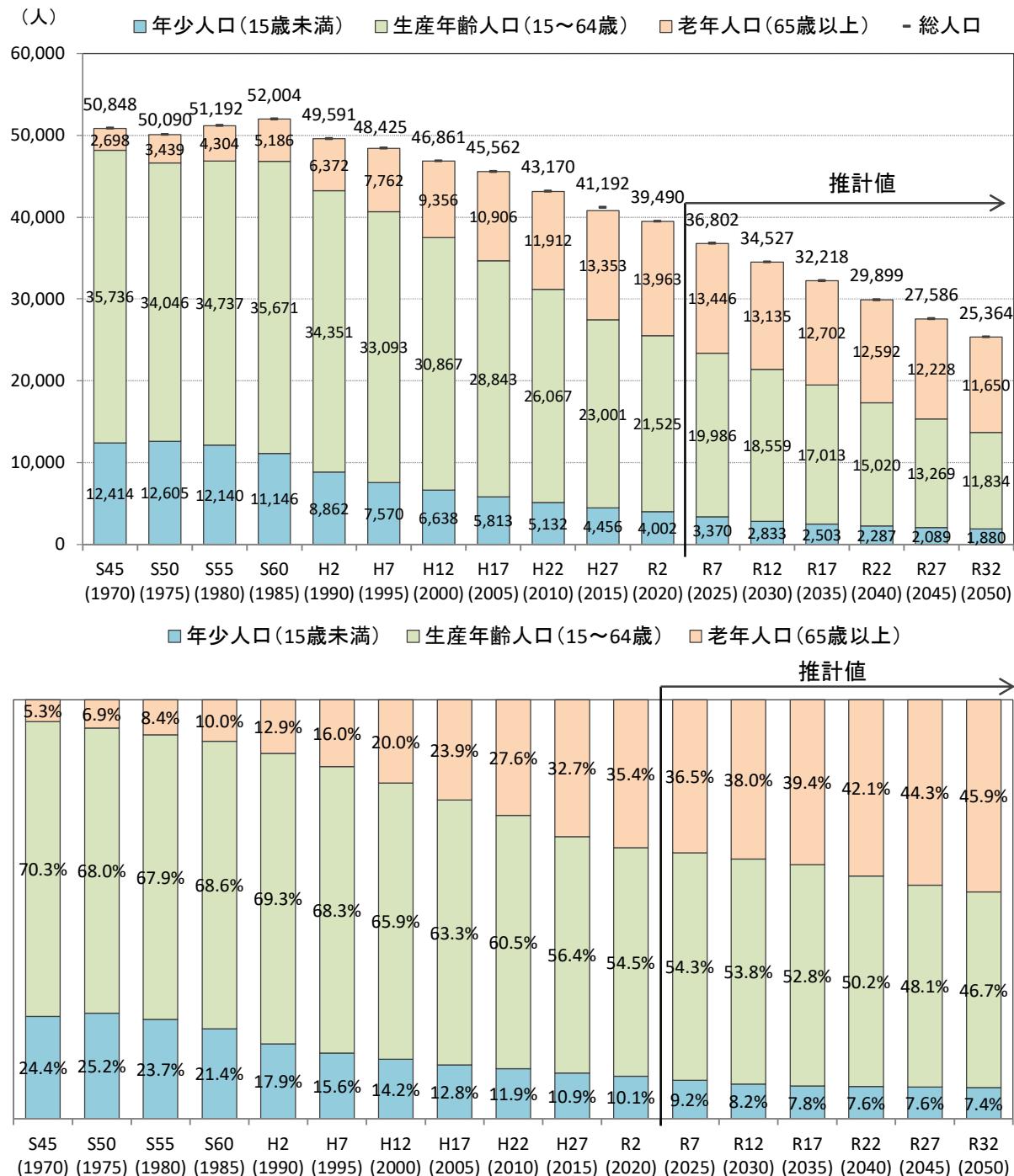


図 年齢3区分別人口の推移及び将来推計

資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)』

課題O2：子育て世帯に魅力的な都市づくりや高齢者が住み続けられる都市づくりなど、少子高齢化への対応が必要です。

③人口集中地区の推移・推計

昭和45年以降の人口集中地区^{※1}（以下「DID地区」という。）の面積及び人口の推移をみると、面積は平成7年をピークに減少傾向にあり、人口は昭和60年をピークに減少傾向にあります。

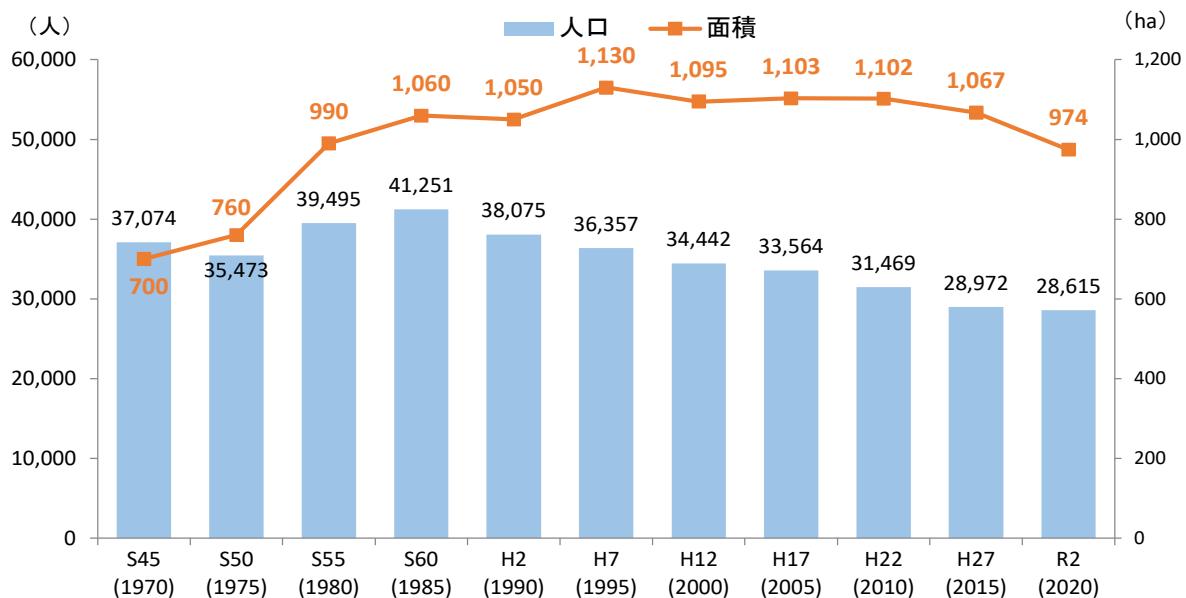


図 DID 地区の人口及び面積の推移

資料:総務省「国勢調査」

DID地区の人口密度は一貫して減少傾向にありました。しかし、平成27年から令和2年にかけては微増に転じ、令和2年の人口密度は29.4人/haとなっています。

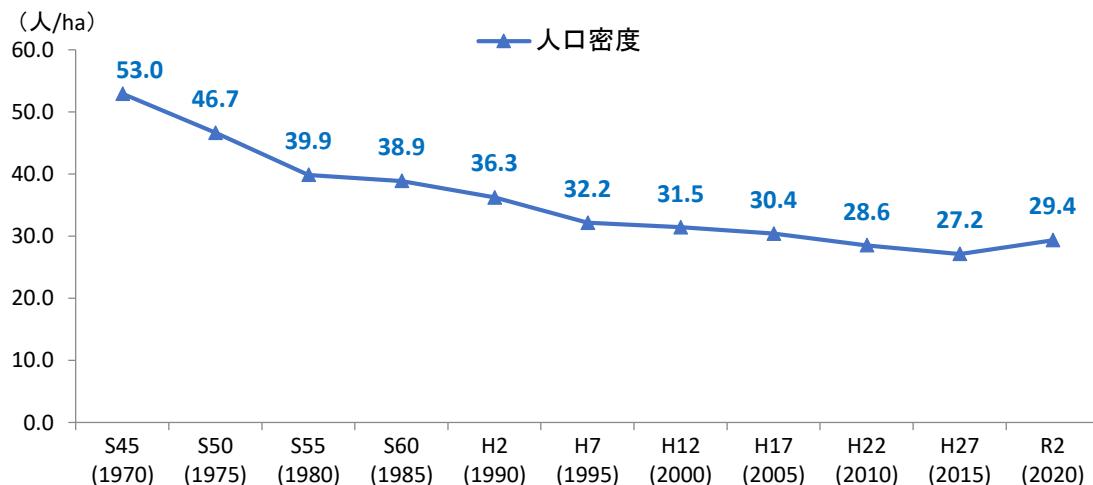


図 DID 地区の人口密度の推移

資料:総務省「国勢調査」

課題O3:DID地区の面積が縮小、人口密度が低下傾向にあり、市街地の低密度化が進行しています。市民の生活利便性の確保に向け、メリハリある居住を促す必要があります。

^{※1}人口集中地区（DID地区）：統計データに基づいて都市的地域を定めたもので、国勢調査の基本単位区及び調査区を基礎単位として、人口密度が4,000人/km²以上の基本単位区及び調査区が市町村の境域内で互いに隣接して、それらの人口が5,000人以上を有する地域のこと。なお、学校、神社、運動場等の文教レクリエーション施設、工場等の産業施設、官公庁、病院等の公共及び社会福祉施設のある基本単位区も人口集中地区に含まれる。

(2) 本市における都市の特性

①都市機能の立地状況

大型商業施設は、国道12号滝川バイパス周辺に多数立地しており、市役所や市立病院等の医療施設は国道12号沿道に立地し、一方、文化施設は空知川に隣接する地区に集積して立地しているなど、本市では商業、医療、教育、行政等の都市機能が分散して立地しています。

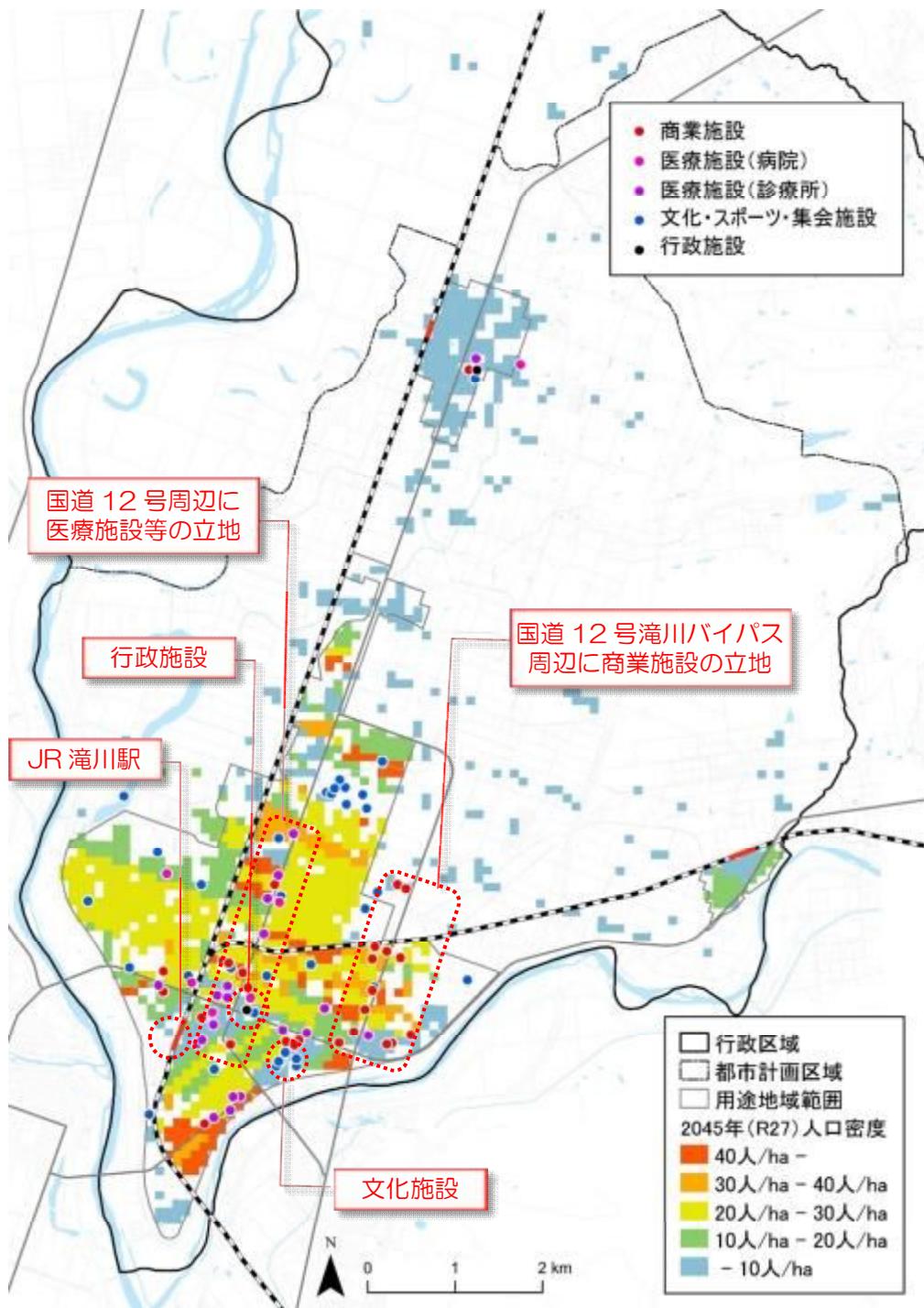
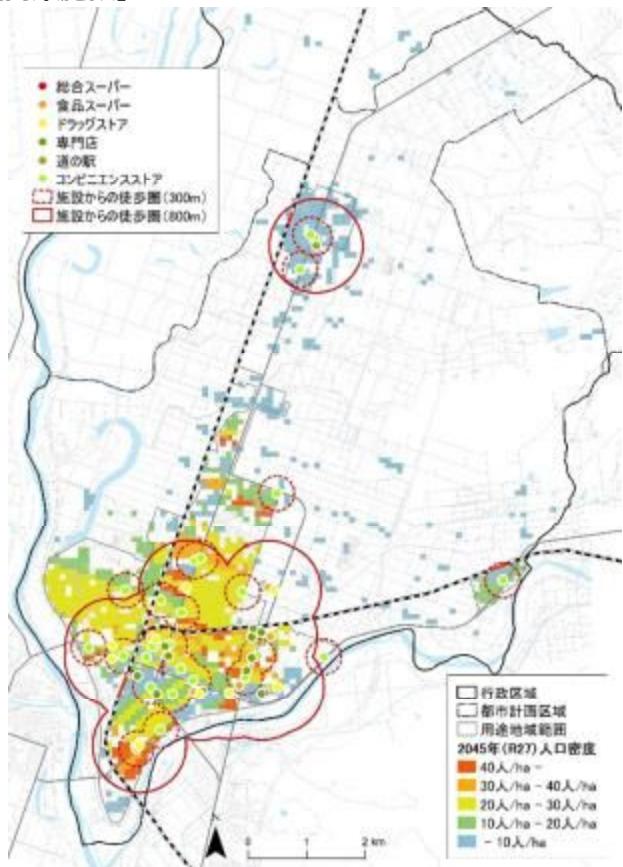


図 都市機能の立地状況

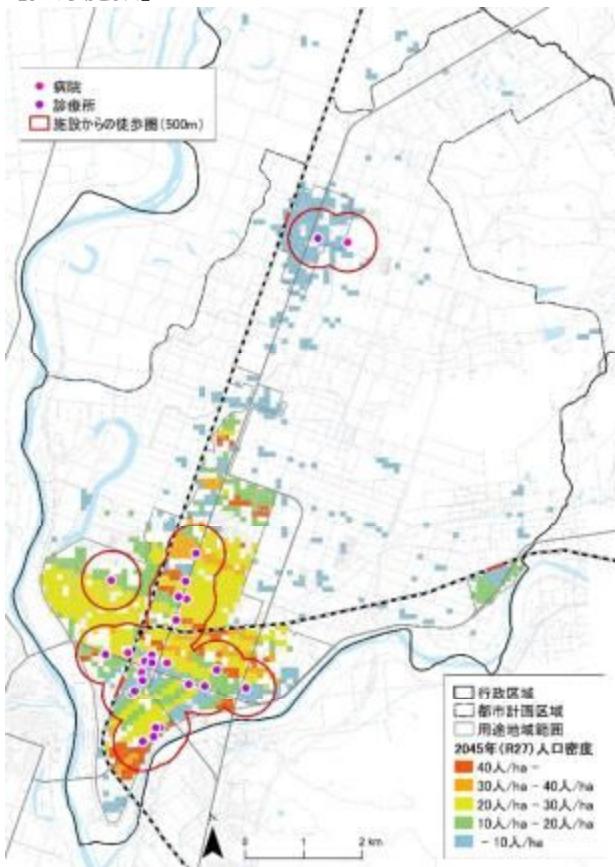
資料：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V2(H27 国調対応版)」を使用、国土交通省「国土数値情報」、東洋経済「全国大型小売店総覧 2021」、iタウンページをもとに令和4年2月時点の立地状況を反映、滝川市公式ホームページ

課題 04：都市機能が分散して立地していることで、高齢者等の交通弱者の生活利便性の低下、郊外部への市街地拡大の可能性が考えられるため、対策が必要です。

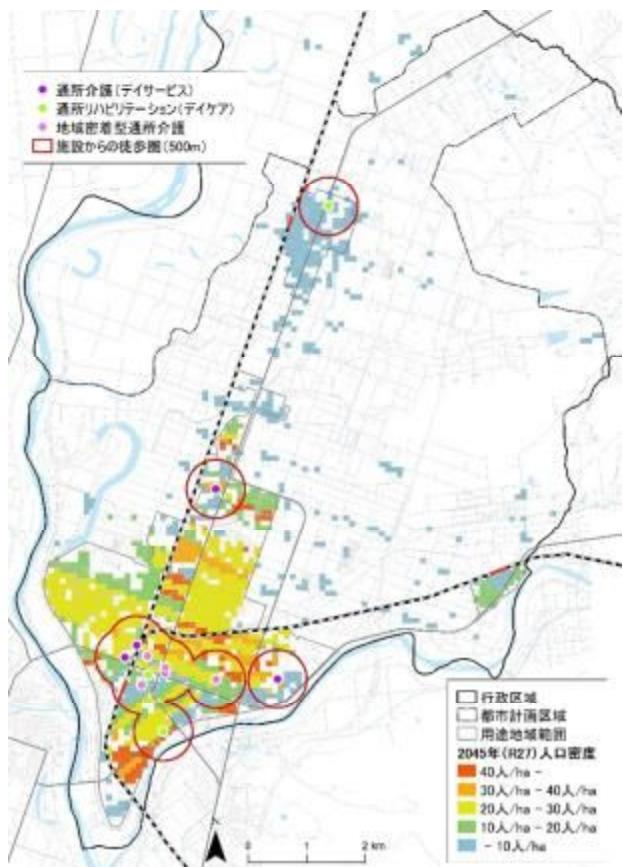
【商業施設】



【医療施設】



【福祉施設（通所系）】



【文化・スポーツ・集会施設】



図 施設の立地状況

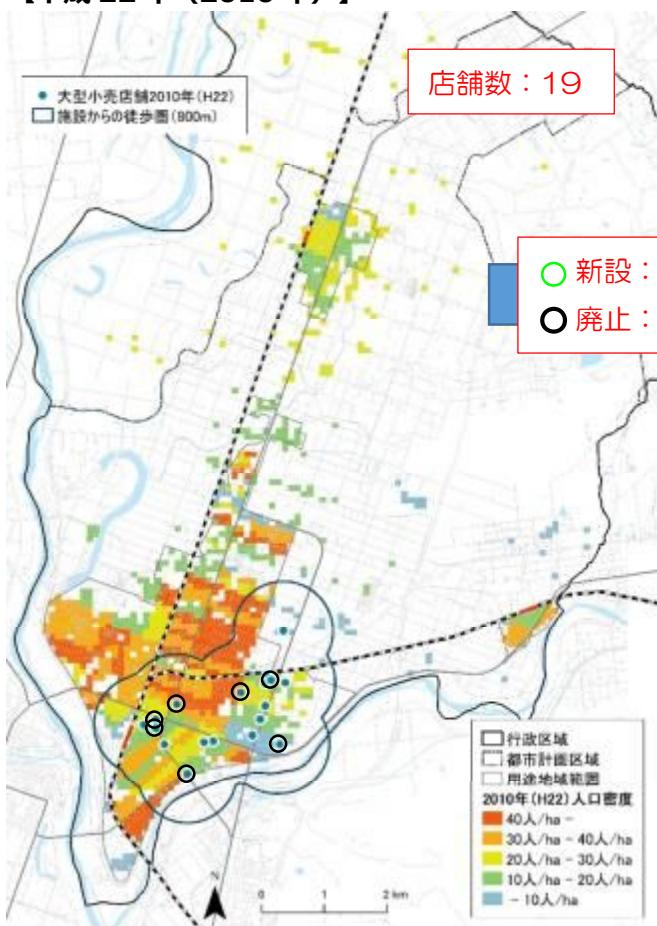
資料：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V2 (H27 国調対応版)」を使用、国土交通省「国土数値情報」、東洋経済「全国大型小売店総覧 2021」、iタウンページをもとに令和4年2月時点の立地状況を反映、滝川市公式ホームページ

《大型小売店舗（店舗面積 1000 m²以上）の立地状況の変化》

平成 22 年から令和 2 年の 10 年にかけて、大型小売店舗の立地数は 3 店舗減少しています。

また、大型小売店舗の施設数をみると、JR 滝川駅周辺は減少する一方、国道 12 号滝川バイパス周辺は維持されていることから、大型小売店舗は国道 12 号滝川バイパス周辺への集積が進んでいます。

【平成 22 年（2010 年）】



【令和 2 年（2020 年）】

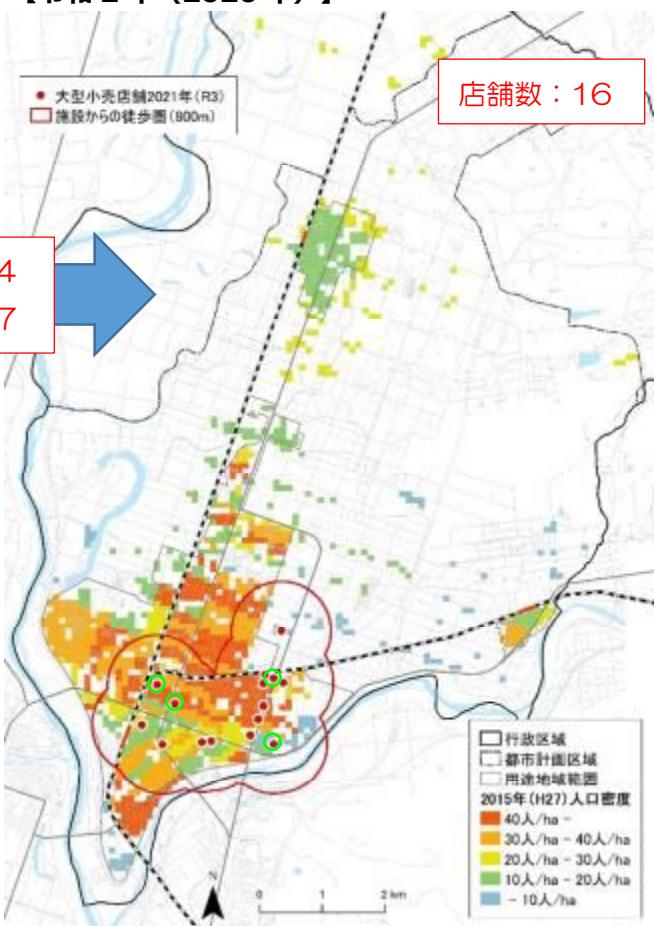


図 大型小売店舗の立地状況の変化

資料：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V2 (H27 国調対応版)」を使用、国土交通省「国土数値情報」、東洋経済「全国大型小売店総覧 2021」、iタウンページをもとに令和 4 年 2 月時点の立地状況を反映

課題 05：本市の商業機能は国道 12 号滝川バイパス周辺が中心となっており、こうした現状を踏まえ、土地利用の方針を検討することが必要です。

②土地利用や建物の状況

1) 建物用途の状況

用途地域内での業務施設や商業施設の立地状況をみると、滝川市街地では、国道12号、国道12号滝川バイパス及び国道38号沿道に業務施設、商業施設が多く立地している状況となっています。江部乙市街地や東滝川市街地は、業務施設や商業施設の立地は少ない状況です。



図 商業・業務施設の立地状況

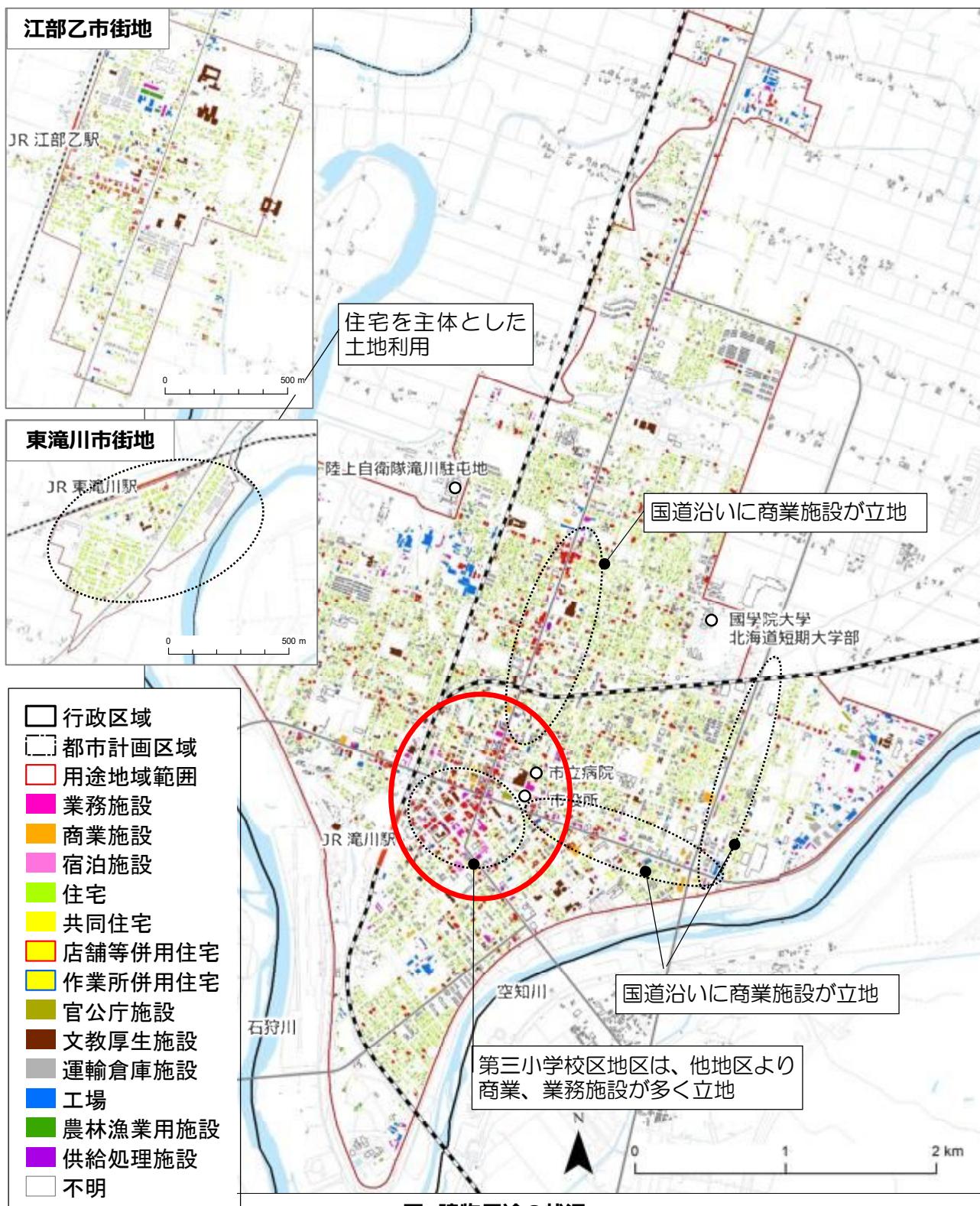
資料:令和2年度都市計画基礎調査

住宅や共同住宅の立地状況についてみると、滝川市街地のJR滝川駅周辺においては住宅立地が少なくなっているほか、滝川東小学校地区や滝川第二小学校地区における市街地の外縁部や江部乙市街地では、住宅がまばらに立地しており、人口密度の低い住宅地が形成されていることが想定されます。東滝川市街地では、JR東滝川駅周辺に住宅がまとまって立地しています。



図 住宅・共同住宅の立地状況

資料:令和2年度都市計画基礎調査



2) 空き家数の推移

空き家の推移をみると、平成 15 年以降はおおむね 3,000~3,500 戸の横ばいで推移しています。市街地内に広く低未利用地が発生しており、特に市立病院や市役所周辺においては、青空駐車場が多く点在するとともに、築 40 年以上経過する建物が多く立地しています。

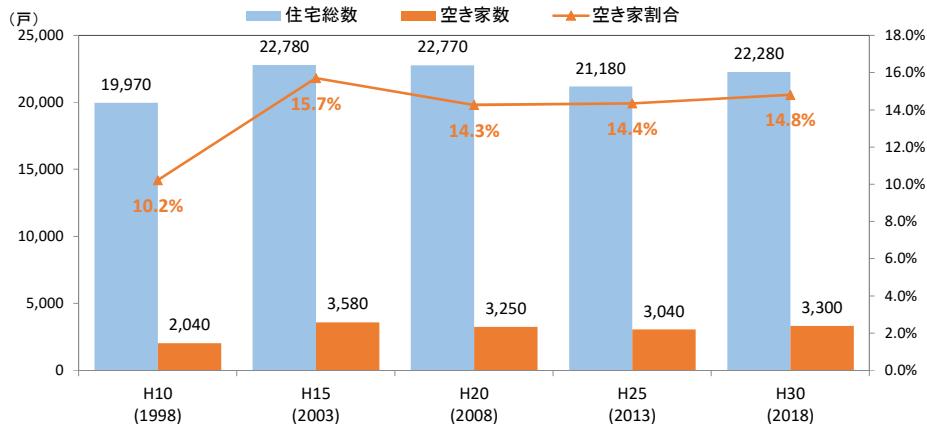


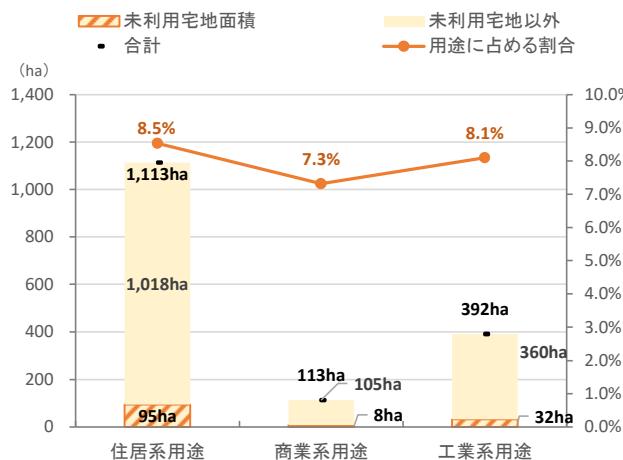
図 住宅総数、空き家数、空き家率の推移

資料:総務省「住宅・土地統計調査」

3) 未利用宅地の状況

住居系、商業系、工業系の用途地域別に未利用宅地の面積をみると、住居系で 8.8%、商業系で 8.5%、工業系で 9.4% となっています。平成 22 年の都市計画基礎調査に基づく調査と比較すると、住居系、商業系、工業系において未利用宅地の割合が増加しています。

【H22 (2010 年)】



【R2 (2020 年)】



図 用途別未利用宅地面積及び用途地域に占める割合

資料:平成 22 年度・令和 2 年度都市計画基礎調査

課題 06 : 空き家数はおおむね横ばいで推移していますが、老朽化した建物の更新や空き地・空き家活用を促進し、既成市街地の建物更新や居住の誘導を推進することが必要です。



図 未利用宅地・青空駐車場の状況

資料:令和2年度都市計画基礎調査

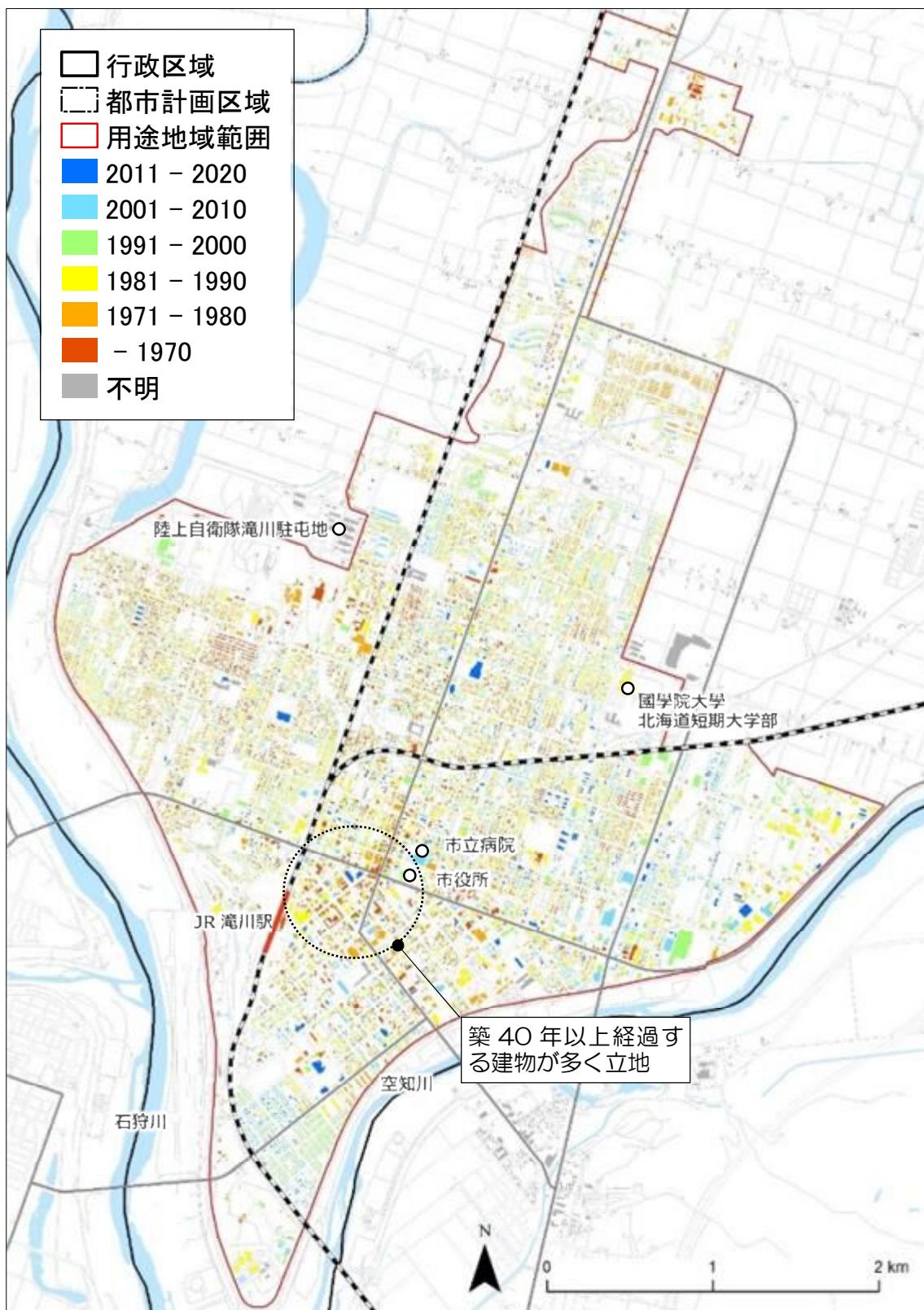


図 建築年の状況

資料:令和2年度都市計画基礎調査

課題 07 : 中心市街地では、青空駐車場が多く点在しており、地区の魅力・価値の低下を招く一因と考えられるため、低未利用地の活用を図ることが必要です。

課題 08 : 中心市街地をはじめ、築年数が一定の基準を経過した建物の更新を促進することが必要です。

4) 農業地域への建物の立地状況

平成23年の前後10年間ににおける用途地域外に立地した建物の状況をみると、平成13年～平成22年は、62棟7,795m²となっていますが、平成25年に特定用途制限地域を指定されたことから平成23年以降は4棟530m²にとどまっています。

表 平成23年の前後10年間に用途地域外に立地した建物

平成13年(2001年)～平成22年(2010年)に立地した建物

建物用途	建物数	延べ床面積
業務施設	2	1,316
商業施設	0	0
宿泊施設	1	359
商業系用途複合施設	0	0
住宅	52	5,038
共同住宅	0	0
店舗等併用住宅	1	16
店舗等併用共同住宅	0	0
作業所併用住宅	0	0
官公庁施設	0	0
文教厚生施設	0	0
運輸倉庫施設	5	966
工場	1	100
農林漁業用施設	0	0
供給処理施設	0	0
防衛施設	0	0
その他	0	0
不明	0	0
空家	0	0
合計	62	7,795

平成23年(2011年)以降に立地した建物

建物用途	建物数	延べ床面積
業務施設	0	0
商業施設	0	0
宿泊施設	0	0
商業系用途複合施設	0	0
住宅	2	309
共同住宅	0	0
店舗等併用住宅	0	0
店舗等併用共同住宅	0	0
作業所併用住宅	0	0
官公庁施設	0	0
文教厚生施設	1	24
運輸倉庫施設	1	197
工場	0	0
農林漁業用施設	0	0
供給処理施設	0	0
防衛施設	0	0
その他	0	0
不明	0	0
空家	0	0
合計	4	530

資料:令和2年度都市計画基礎調査

課題09：用途地域外に特定用途制限地域を指定したことにより、用途地域外への建物立地は抑制されていますが、農村環境の保全やインフラ管理の効率化の観点から、引き続き用途地域外への建物立地の抑制が必要です。

③通勤・通学の状況

令和2年時点での本市に関連する通勤・通学の状況をみると、本市に立地するの企業や学校へ通勤・通学する人の総数^{*1}は21,092人となっています。

内訳をみると本市在住で市内へ通勤・通学する人が15,650人、市外在住で本市へ通勤・通学する人が4,376人であり、在住する市町村は砂川市が最も多く、次いで新十津川町、赤平市の順になっています。

また、本市在住で市外へ通勤・通学する人の総数は5,351人であり、通勤・通学先の市町村は砂川市が最も多く次いで赤平市、新十津川町の順になっています。

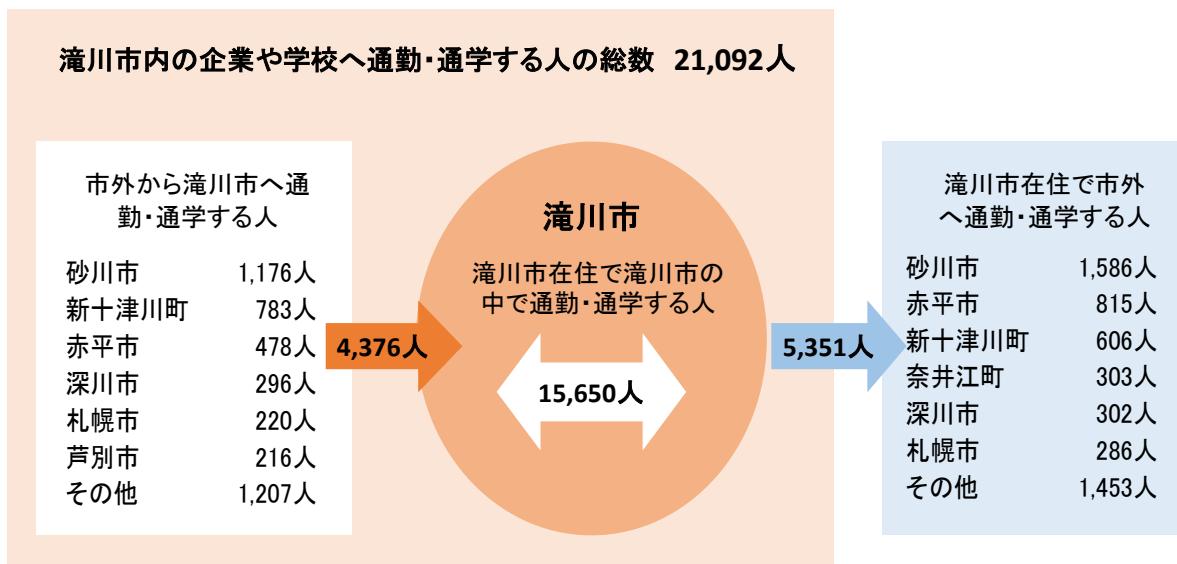


図 通勤・通学の状況（令和2年）

資料：総務省「令和2年国勢調査」

課題 10：本市から周辺自治体へ通勤・通学で流出する人口が、本市へ流入する人口より多く、「居住する場」として選ばれていることが考えられます。引き続き魅力ある住環境を創出することが必要です。

^{*1}従業地・通学地「不詳」で滝川市に常住する者の人数を含む。

④公共交通の利用状況

1) 鉄道

滝川市内には、JR 滝川駅、JR 江部乙駅、JR 東滝川駅の3駅があり、JR 滝川駅は函館本線と根室本線の2路線が運行されて、根室本線の起点となっています。

JR 滝川駅の1日あたりの乗降客数の推移をみると、令和元年度まではゆるやかな減少傾向にありましたが、新型コロナウイルスの影響を大きく受けた令和2年度に大幅に落ち込み、以後も令和元年度までの水準を回復していない状況にあります。

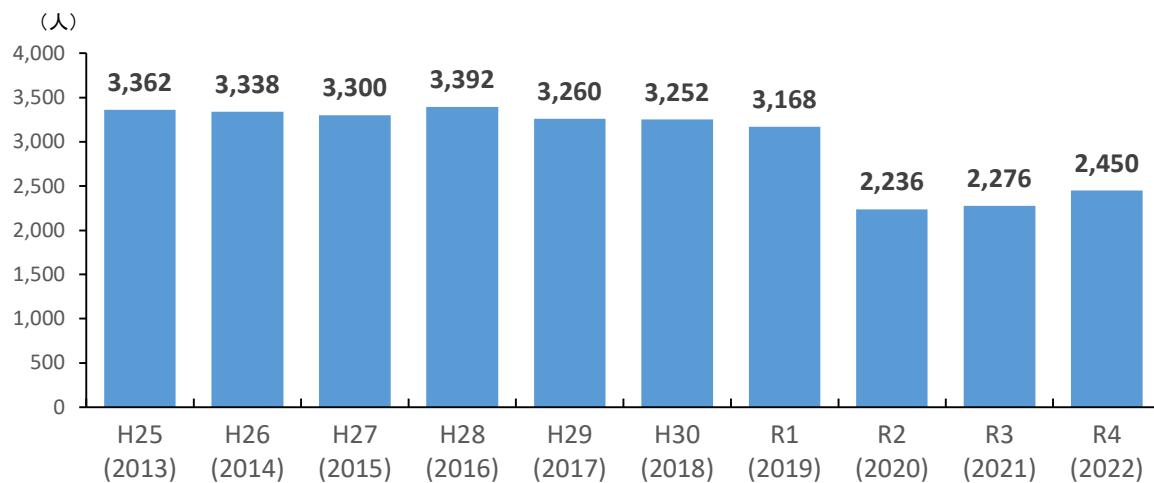


図 JR 滝川駅の乗降客数の推移

資料:国土交通省「国土数値情報」、JR 北海道提供資料

2) バス

滝川市内では、公共交通事業者が路線バスを8路線運行しており、そのうち市内で完結する路線として、JR 滝川駅前を起終点とした滝川市街地内を循環する市内線が運行しています。

平成25年度以降の市内線の年間乗客数の推移をみると、令和元年度までは微減傾向で推移していましたが、新型コロナウイルスの影響を大きく受けた令和2~4年度は大きく減少しています。

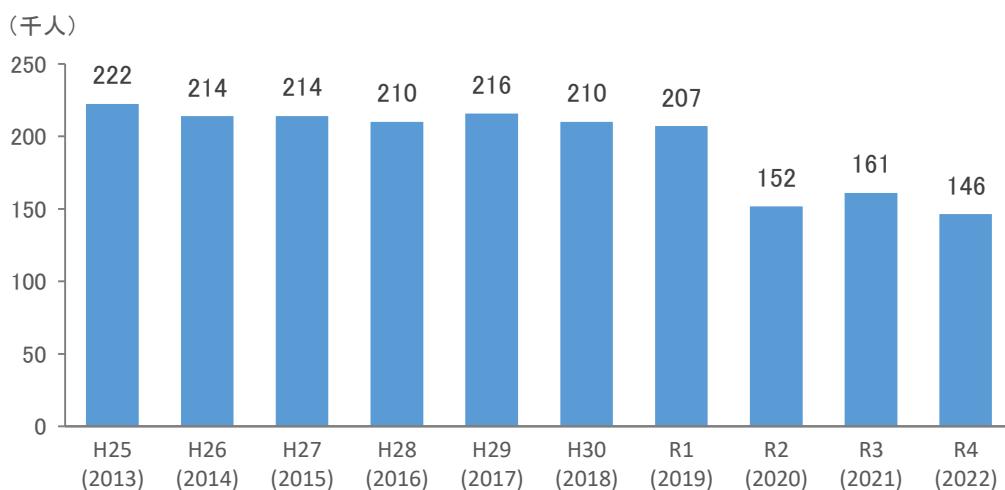


図 バスの市内線乗客数の推移

資料:滝川市資料

3) 自動車

自動車の保有台数の推移についてみると、乗用車は微減傾向、バスや貨物などの自動車はほぼ横ばいとなっています。

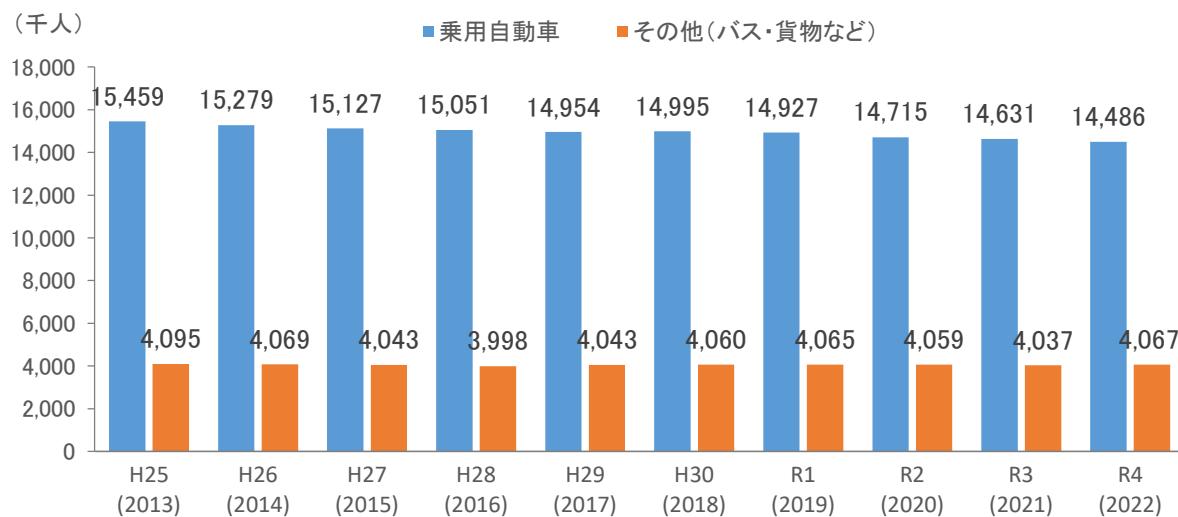


図 自家用車保有台数及びバス市内乗客者数の推移

資料:滝川市の統計

4) バス停留所の徒歩圏内の人口

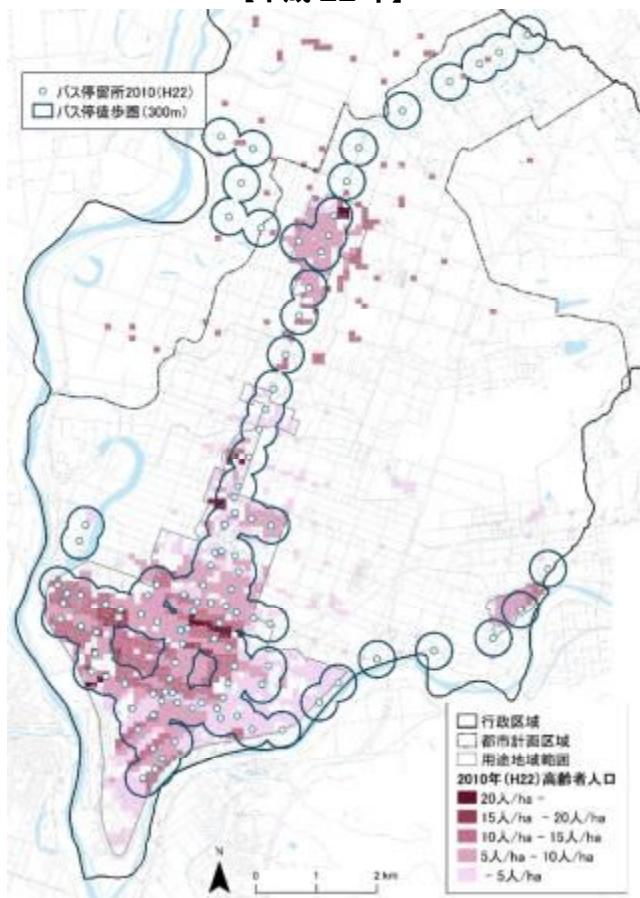
平成 22 年及び令和 2 年時点における路線バス停留所の徒歩圏（300m）内の人囗（以下「カバー人口」という。）をみると、バス停のカバー人口は減少していますが、本市の総人口が減少しているため、総人口に占めるバス停のカバー人口の割合は増加しています。

また、そのうち高齢者（65 歳以上）のバス停のカバー人口は増加していますが、高齢者人口に占めるバス停のカバー人口の割合は変化していません。

表 バス停のカバー状況

	H22 (2010)	R2 (2020)	資料
総人口	43,170	39,264	H22: 国勢調査、R2: 住民基本台帳 R2 年 12 月末
バス停カバー人口(300m圏)	30,141	29,540	
カバー割合	70%	75%	
高齢者人口	11,912	13,774	
バス停カバー高齢者人口(300m圏)	7,979	9,256	H22: 国土数値情報、R2: 中央バス路線図 R3 年 4 月
カバー割合	67%	67%	

【平成 22 年】



【令和 2 年】

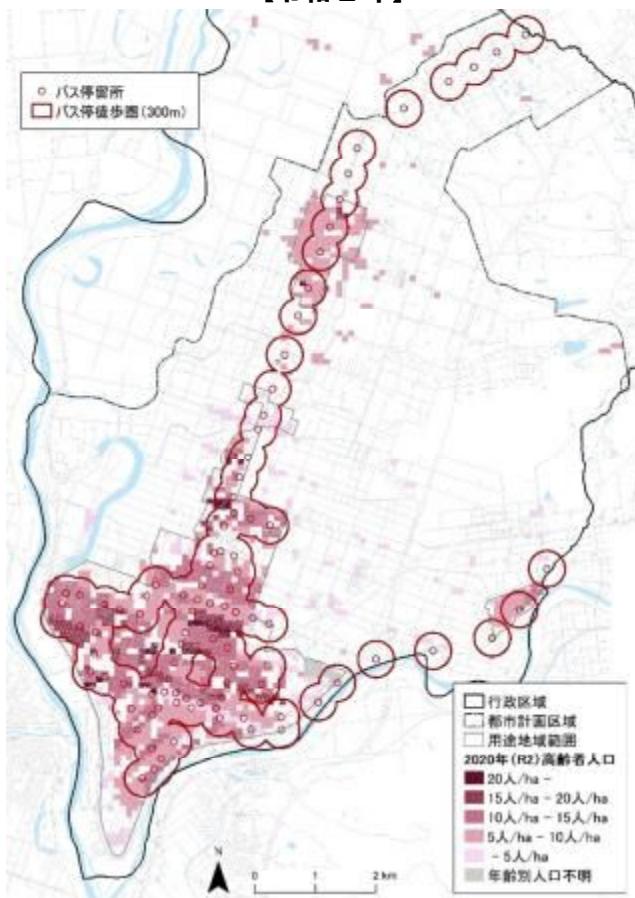


図 バス停のカバー状況

資料: 国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V2 (H27 国調対応版)」を使用、国土交通省「国土数値情報」

課題 11 : 市内線の利用はおおむね横ばいで推移していますが、人口減少に伴う利用者（需要）の低下により路線や便数が減少することが想定されます。持続可能な運行形態について検討することが必要です。

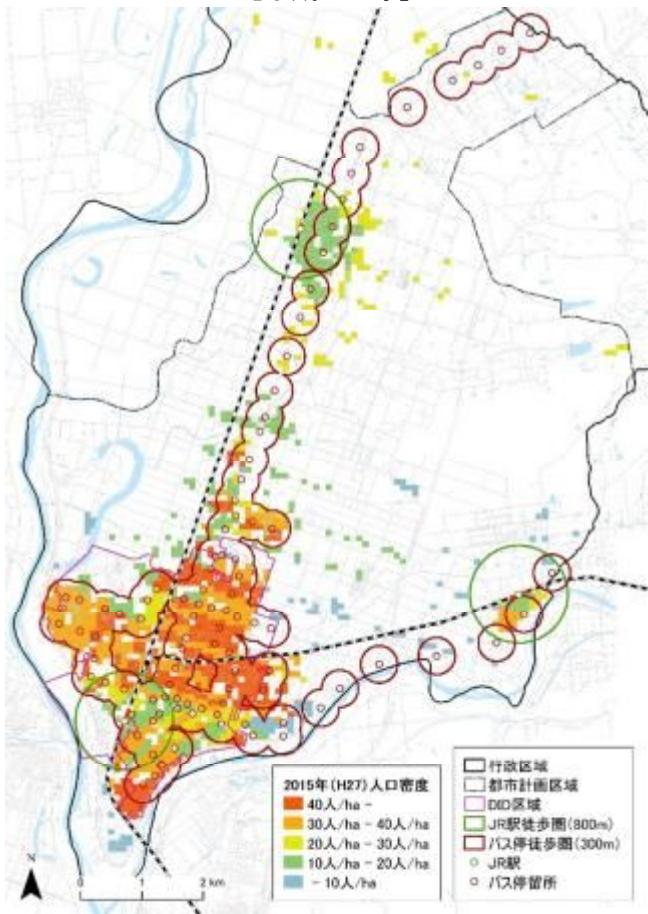
5) 公共交通沿線地域の人口及び人口密度

平成 27 年及び令和 27 年における公共交通沿線地域の人口及び人口密度を推計すると、人口は 32,294 人から 20,003 人へ、人口密度は約 16.0 人/ha から約 9.9 人/ha へ減少すると予測されています。減少率は約 38.1%となり、本市全体と同程度に人口減少が進行すると予測されます。

表 公共交通沿線地域における人口密度の推計
※参考

面積(ha)	人口		人口密度(人/ha)		増減率	人口		増減率
	2015(H27)	2045(R27)	2015(H27)	2045(R27)		2015(H27)	2045(R27)	
2,022	32,294	20,003	16.0	9.9	-38.1%	41,192	27,586	-33.0%

【平成 27 年】



【令和 27 年】

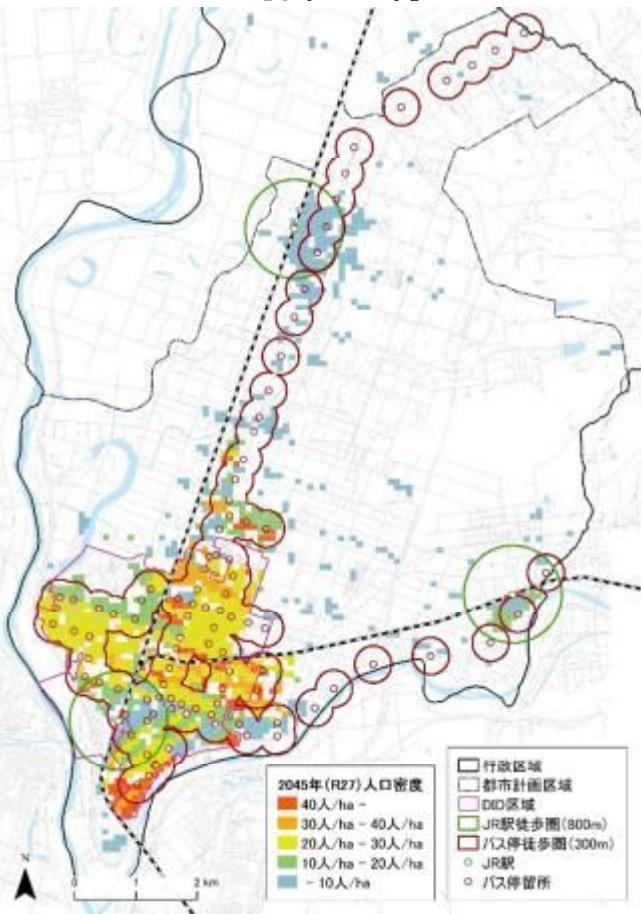


図 公共交通のカバー状況

資料: 国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V2(H27 国調対応版)」を使用、国土交通省「国土数値情報」

課題 12: バス停のカバー人口割合は約 75%となっていますが、農村地域や滝川市街地の一部

ではカバーされていない市街地が発生しています。公共交通不便地域における移動手段の確保の検討が必要です。

課題 13: 公共交通沿線地域においても全市的な傾向と同様に人口減少の進行が見込まれるた

め、利用者の減少やそれに伴うサービス水準の低下が考えられ、持続可能な運行形態などの検討が必要です。

⑤公共施設の状況

令和3年時点で築30年以上を経過した施設が市全体の公共施設の67.8%を占めています。公共施設が現状のまま推移すると、築30年以上経過した施設の割合は、令和13年に81.5%、令和23年には93.3%となり、施設の老朽化が進行すると予測されます。

市内における公共施設の将来の更新費用を推計すると、今後40年間（令和43年まで）で約1,540億円と推計されており、平均すると単年度当たり約39億円となります。



図 公共施設の老朽化の予測

資料:滝川市「滝川市公共施設等総合管理計画」



図 公共施設の将来の更新費用の推計

資料:滝川市「滝川市公共施設等総合管理計画」

※40年間：令和43年まで

※直近5年：平成28年～令和2年

課題 14：築年数の古い公共施設が多く、今後多額の更新費用が掛かることが見込まれます。公共施設の複合化・集約化等による床面積の削減、運営の効率化が必要です。

⑥都市施設の状況

1) 都市計画道路

都市計画道路の整備状況をみると、都市計画道路 26 路線のうち、計画延長 61,010m のうち整備済延長は 48,130m で、整備率は 78.9%となっています。このうち市道のみでは、83.2%となっています。

表 都市計画道路の状況

単位:m 令和5年3月31日現在

番号	街路名	道路名	車線数	計画幅員	計画延長	整備済延長	未整備延長	未整備箇所	備考	計画決定年月日
3・4・1	中央通	第5耕作通り線・南1丁目通り線	2車線	20.0	1,820	760	1,060	啓南通～東大通間		H25.4.1 滝第68号
3・3・2	大通	国道12号	4車線	25.75 ～35.0	10,050	5,720	4,330	6・7丁目中間～13丁目間	国道12号10,050m	H25.10.1 北第644号
3・3・3	東三号通	国道12号滝川バイパス	4車線	25.3～ 33.0	5,330	5,330	0	完了		H24.11.27 北第665号
3・3・4	空知通	空知通り線	4車線	27.0	330	330	0	完了		H24.11.27 北第665号
3・3・5	東大通	国道38号	4車線	21.8～ 33.0	7,670	4,960	2,710	インターチェンジ先 600m～赤平市境界	国道38号7,670m	H24.11.27 北第665号
3・4・6	西大通	国道451号	2車線～ 4車線	21.8	2,260	2,260	0	完了	国道451号2,260m (内、新十津川町分 200m)	H24.11.27 北第665号
3・4・7	鈴蘭通	鈴蘭通り線	2車線	18.0～ 20.0	800	800	0	完了		H24.11.27 北第665号
3・4・8	蔵前通	道道滝川停車場線 市道蔵前通り線 合計	2車線	18.0	238 642 880	238 642 880	0	完了	道道238m 市道 642m	H24.11.27 北第665号
3・4・9	文化通	文化通り線	2車線	18.0	660	660	0	完了		H24.11.27 北第665号
3・4・10	高校通	赤平通り線・西裡仲通り線	2車線	18.0	2,220	2,220	0	完了		H24.11.27 北第665号
3・4・11	一丁目通	東1丁目通り線・西1丁目通り線	2車線	14.0～ 20.0	4,570	4,090	480	終点部泉町地区		H26.2.13 滝第13号
3・4・12	二丁目通	東2丁目通り線	2車線	18.0	910	0	910	東2号通～大通間全 線		H25.4.1 滝第68号
3・4・13	三丁目通	東3丁目通り線・西3丁目通り線	2車線	18.0	2,260	1,460	800	大通～西2号通間	JR立体交差1か所	H24.11.27 北第665号
3・4・14	西三号通	西第2授業場通り線	2車線	18.0	1,110	1,110	0	完了		H24.11.27 北第665号
3・4・15	西二号通	西第1授業場通り線	2車線	18.0	2,360	2,360	0	完了		H26.2.13 滝第13号
3・4・16	東二号通	滝新通り線・東第1授業場通り線	2車線～ 4車線	18.0～ 22.0	4,340	4,340	0	完了		H24.11.27 北第665号
3・4・17	啓南通	北3丁目通り線・啓南通り線	2車線	18.0	1,490	1,490	0	完了		H24.11.27 北第665号
3・4・18	東町通	大町東町352号線	2車線	16.0	1,050	1,050	0	完了		H24.11.27 北第665号
3・4・19	東一号通	東1号通り線	2車線	16.0	1,460	1,460	0	完了		H25.4.1 滝第68号
3・4・20	西泉通	西町120・西裡仲・扇町泉町131	2車線	14.0～ 21.0	2,530	1,270	1,260	西2号通以西		H25.4.1 滝第68号
3・5・21	西一号通	西1号通り線	2車線	14.5	660	0	660	西大通～高校通		H25.4.1 滝第68号
3・4・22	栄通	栄通り線	2車線	20.00	520	520	0	完了		H24.11.27 北第665号
3・4・23	滝新通	国道451号滝新バイパス 国道451号滝新バイパス 国道451号 合計	2車線	20.0	1,050 540 1,100	1,050 540 1,100	0	完了 完了 完了	滝川市分 新十津川町分 第7耕作～国道12号	H24.11.27 北第665号
3・4・24	東四号通	東第2授業場通り線	2車線	18.00	1,250	1,250	0	完了		H24.11.27 北第665号
3・4・25	東四丁目通	東4丁目通り線	2車線	14.0～ 16.0	840	590	250	大通以東空知灌漑 溝沿	空知灌漑溝沿～暫 定改良済	H25.4.1 滝第68号
3・4・29	十二丁目通	西12丁目通り線 道道江部乙赤平線 合計	2車線	14.0～ 18.0	450 500 950	450 80 530	0 420 420	東1線～大通より手 前80m地点 東1線～大通より手 前80m地点	市道450m 道道500m	H25.10.1 北第644号
合計		26本			61,010	48,130	12,880		整備率 78.9%	
市道		21本			32,272	26,852			整備率 83.2%	
国道及び道道		7本			28,738	21,278			整備率 74.0%	
(うち新十津川町分)		2本			740	740				※上記の北は北海道 告示を、滝は滝川市 告示を示す。

資料:滝川市「都市計画道路整備状況調書」

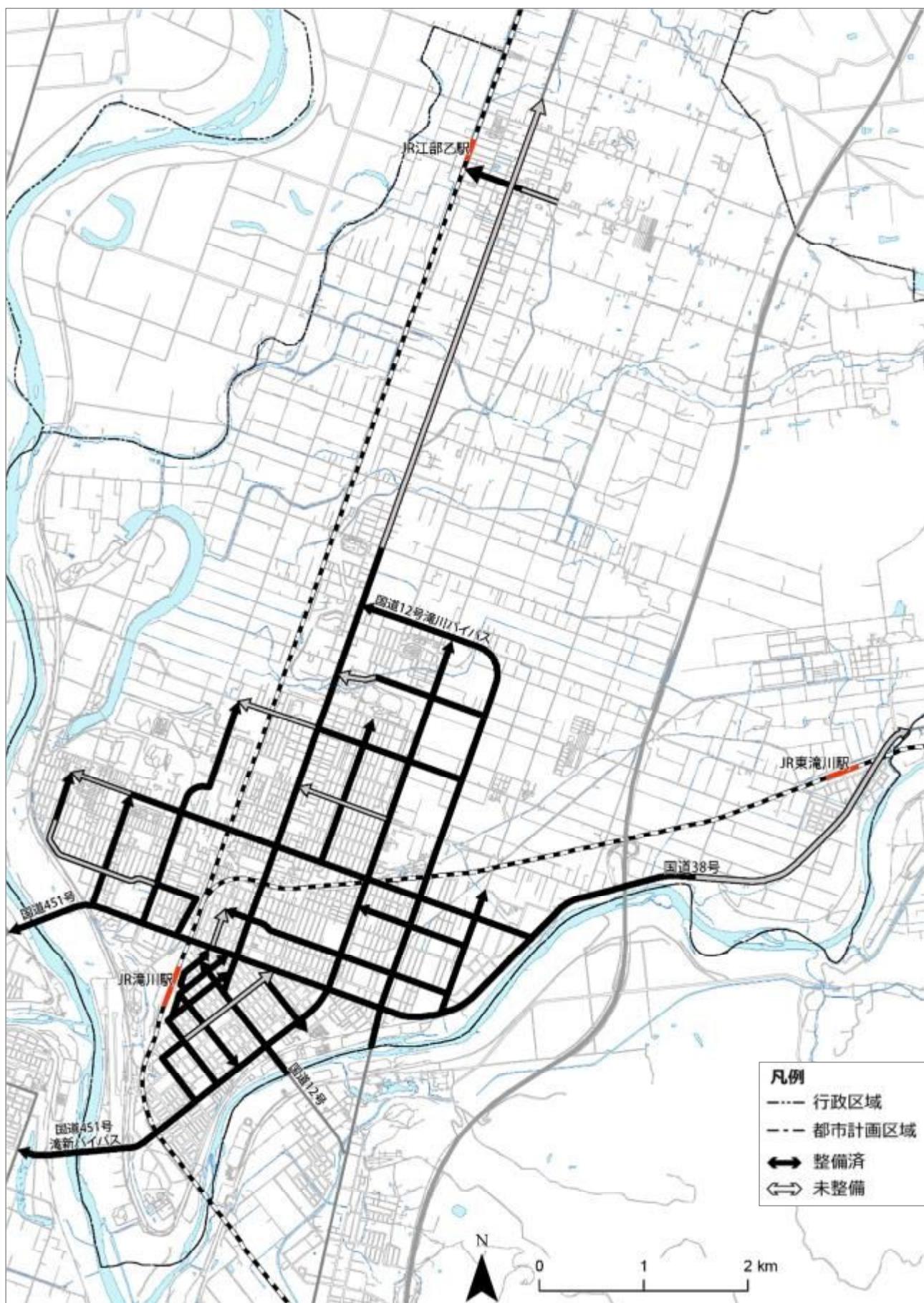


図 都市計画道路の整備状況

資料:滝川市資料をもとに作成

2) 都市公園

都市公園の整備状況をみると、おおむね各地区をカバーするように配置されており、供用率約78.17%となっています。一人当たりの公園面積は、全道、全国よりも広くなっています。

表 都市公園の整備状況

単位:ha 令和5年3月

	都市計画公園※1				都市計画公園以外の 都市公園				計			
	箇所	公園等面積	開設箇所	供用面積	箇所	公園等面積	開設箇所	供用面積	箇所	公園等面積	開設箇所	供用面積
街区公園	39	7.47	39	7.47	8	2.16	8	2.16	47	9.63	47	9.63
近隣公園	3	4.80	3	4.80	3	3.27	3	3.27	6	8.07	6	8.07
地区公園	4	34.00	4	34.00	1	35.20	1	30.10	5	69.20	5	64.10
総合公園	1	85.90	1	34.83					1	85.90	1	34.83
運動公園	1	18.70	1	18.70	1	149.00	1	125.60	2	167.70	2	144.30
風致公園	1	16.80	1	16.80	2	4.99	2	4.99	3	21.79	3	21.79
緑道					1	2.20	1	2.20	1	2.20	1	2.20
計	49	167.67	49	116.60	16	196.82	16	168.32	65	364.49	65	284.92

資料:滝川市「公園集計表」

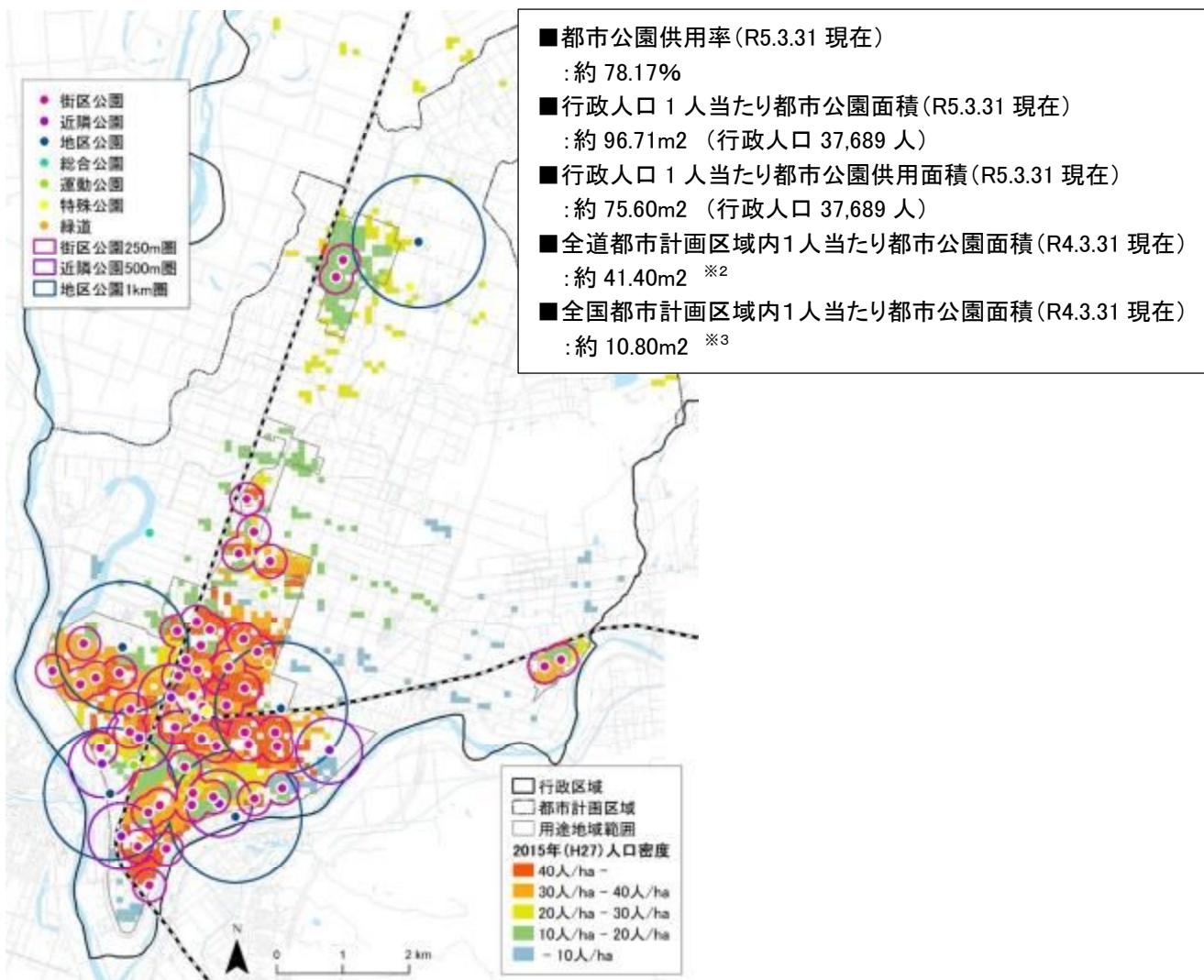


図 公園の整備状況

資料:国土交通省「国土数値情報」、滝川市「公園集計表」

※¹都市計画公園：都市計画法第11条に基づき都市計画決定をした公園を示す。

※²国土交通省都市地域整備局「都市公園等整備状況」都道府県別一人当たり都市公園等整備状況より

※³国土交通省都市地域整備局「都市公園等整備状況」全国一人当たり都市公園等整備状況より

3) 下水道

下水道の整備状況をみると、区域内人口は減少しているものの、処理区域面積が増えており、市街地が拡大していることが伺えます。

令和4年度末時点で、整備率83.7%、水洗化率93.9%となっています。

表 下水道の整備状況

項目	単位	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
計画面積 (認可)(A)	ヘクタール	1,680.2	1,680.2	1,680.2	1,680.2	1,680.2
整備済 面積(B)	ヘクタール	1,405.44	1,405.85	1,406.01	1,406.36	1,406.51
当年度分 (C)	ヘクタール	7.56	0.41	0.16	0.35	0.15
整備率 (B/A)	%	83.6	83.7	83.7	83.7	83.7
処理区域 面積	ヘクタール	1,405.44	1,405.85	1,406.01	1,406.36	1,406.51
当年度分	ヘクタール	7.56	0.41	0.16	0.35	0.15
計画人口	人	34,170	34,170	34,170	34,100	34,100
行政人口 (D)	人	39,997	39,414	38,929	38,390	37,689
区域内人口 (E)	人	37,948	37,408	36,987	36,473	35,842
水洗化人口 (F)	人	35,550	35,066	34,694	34,234	33,663
水洗化率 (人口)(F/E)	%	93.7	93.7	93.8	93.9	93.9
普及率 (E/D)	%	94.9	94.9	95.0	95.0	95.1
区域内 戸数(G)	戸	20,357	20,195	20,156	20,039	19,884
水洗化 戸数(H)	戸	19,560	19,462	19,448	19,349	19,199
水洗化率 (戸数)(H/G)	%	96.1	96.4	96.5	96.6	96.6

資料:滝川市公式ホームページ

課題 15: 道路、公園、下水道等の都市施設は一定程度充足していることから、長寿命化等により既存ストックの有効活用を図るとともに、人口減少の進行に応じた未整備の都市計画道路の見直し、施設の集約化等の検討が必要です。

⑦災害リスクのあるエリアの状況

1) 洪水

【石狩川・空知川】

石狩川及び空知川の洪水浸水想定区域は、滝川市街地の広い範囲で指定されており、特に市街地の西部や南部の一部のエリアは3.0m以上の浸水想定がされています。

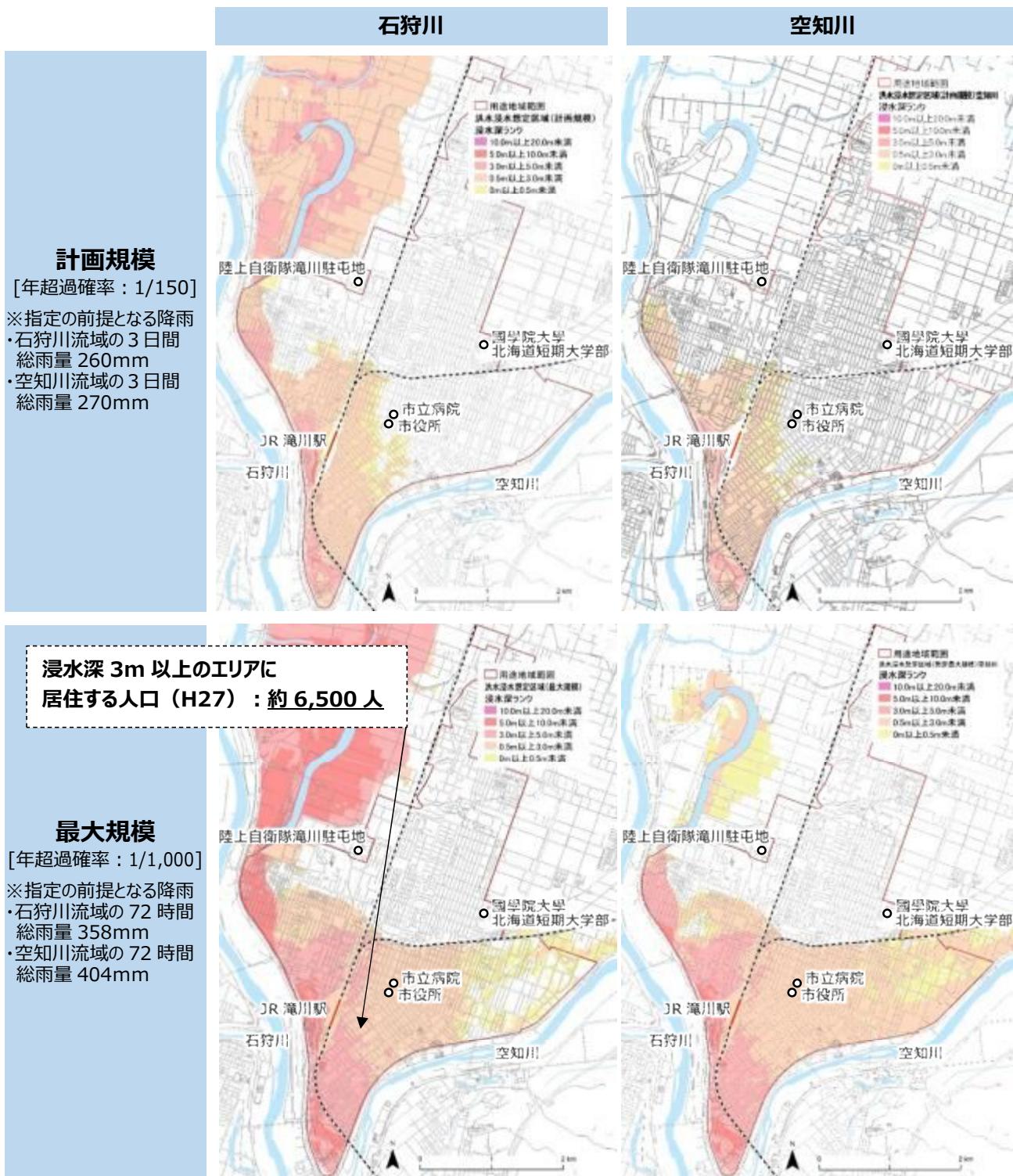


図 洪水浸水想定区域の指定状況

資料:国土交通省北海道開発局札幌開発建設部「石狩川水系 石狩川洪水浸水想定区域図(令和元年6月28日告示)」「石狩川水系 空知川洪水浸水想定区域図(平成29年4月24日告示)」

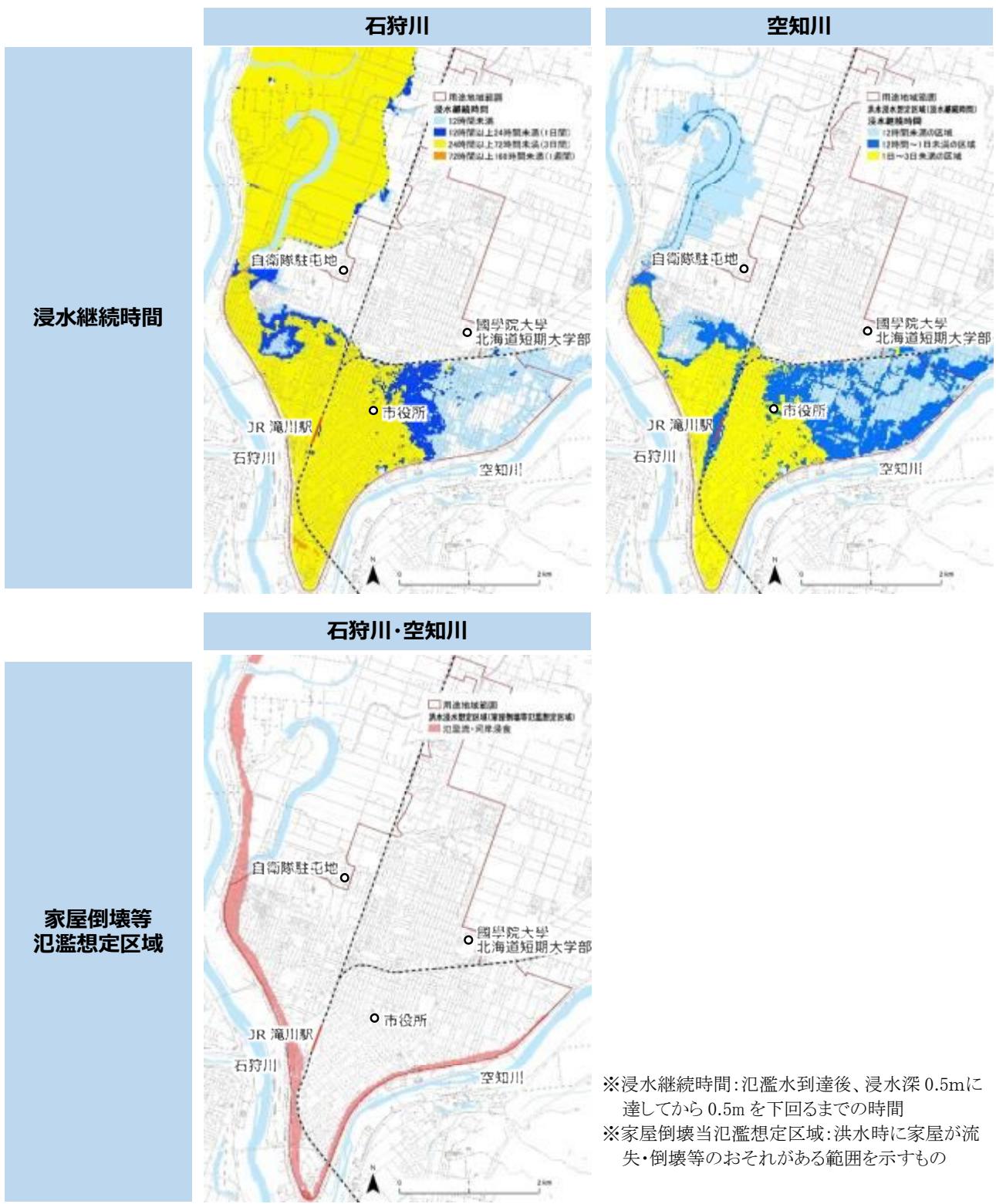


図 浸水継続時間・家屋倒壊等氾濫想定区域の指定状況

資料:国土交通省北海道開発局札幌開発建設部「石狩川水系 石狩川洪水浸水想定区域図(令和元年6月28日告示)」「石狩川水系 空知川洪水浸水想定区域図(平成29年4月24日告示)」

【熊穴川・銀川・ラウネ川】

市内で北海道が管理する河川のうち、熊穴川、銀川、ラウネ川の洪水浸水想定区域が公表されており、銀川、ラウネ川については、市街地の一部が浸水想定区域に含まれています。

熊穴川

※指定日：令和元年 7月 26 日

計画規模

[年超過確率：1/150]

※指定の前提となる降雨：熊穴川流域の2.8時間総雨量 75mm



※指定日：令和元年 7月 26 日

最大規模

[年超過確率：1/7,000,000]

※指定の前提となる降雨：熊穴川流域の2.8時間総雨量 202mm



図 浸水想定区域図

資料：北海道「洪水浸水想定区域図」

銀川

※指定日：令和4年6月16日

最大規模

※指定の前提となる降雨：

・石狩川水系銀川流域に1時間総雨量 140mm

**ラウネ川**

※指定日：令和4年6月16日

最大規模

※指定の前提となる降雨：

・石狩川水系ラウネ川流域に1時間総雨量 136mm

**図 浸水想定区域図**

資料：北海道「洪水浸水想定区域図」

【水防区域（過去の浸水域）】

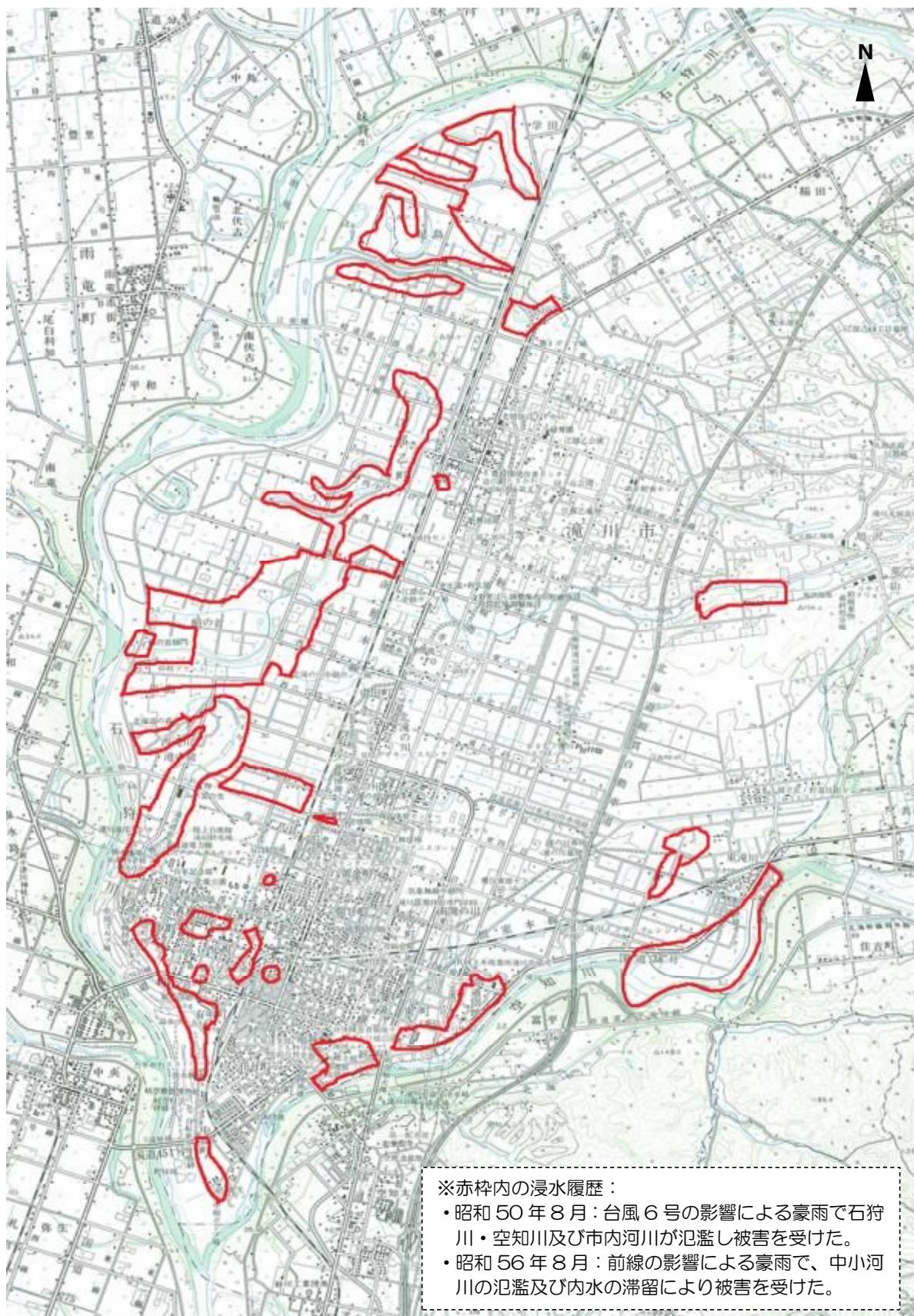


図 水防区域（過去の浸水域）

資料：滝川市資料

2) 土砂災害

市内に土砂災害特別警戒区域が5箇所、土砂災害警戒区域が7箇所指定されています。

表 土砂災害特別警戒区域・警戒区域一覧

現象名	所在地	区域の名称	指定月日	警戒区域	特別警戒区域
①急傾斜地の崩壊	滝川市一の坂町西1丁目,本町6丁目	滝川一の坂町1	令和2年12月11日	○	-
②急傾斜地の崩壊	滝川市一の坂町東1丁目,大町6丁目	滝川一の坂町2	令和2年12月11日	○	○
③急傾斜地の崩壊	滝川市一の坂町東1丁目,大町6丁目	滝川一の坂町3	令和2年12月11日	○	○
④急傾斜地の崩壊	滝川市一の坂町東1・2丁目,大町6丁目	滝川一の坂町4	令和2年12月11日	○	○
⑤急傾斜地の崩壊	滝川市一の坂町東3丁目,大町6丁目,緑町7丁目	滝川一の坂町5	令和2年12月11日	○	○
⑥急傾斜地の崩壊	滝川市文京町1丁目	滝川文京町1	令和2年12月11日	○	○
⑦急傾斜地の崩壊	滝川市一の坂町西1丁目,本町6丁目	滝川本町1	令和2年12月11日	○	-

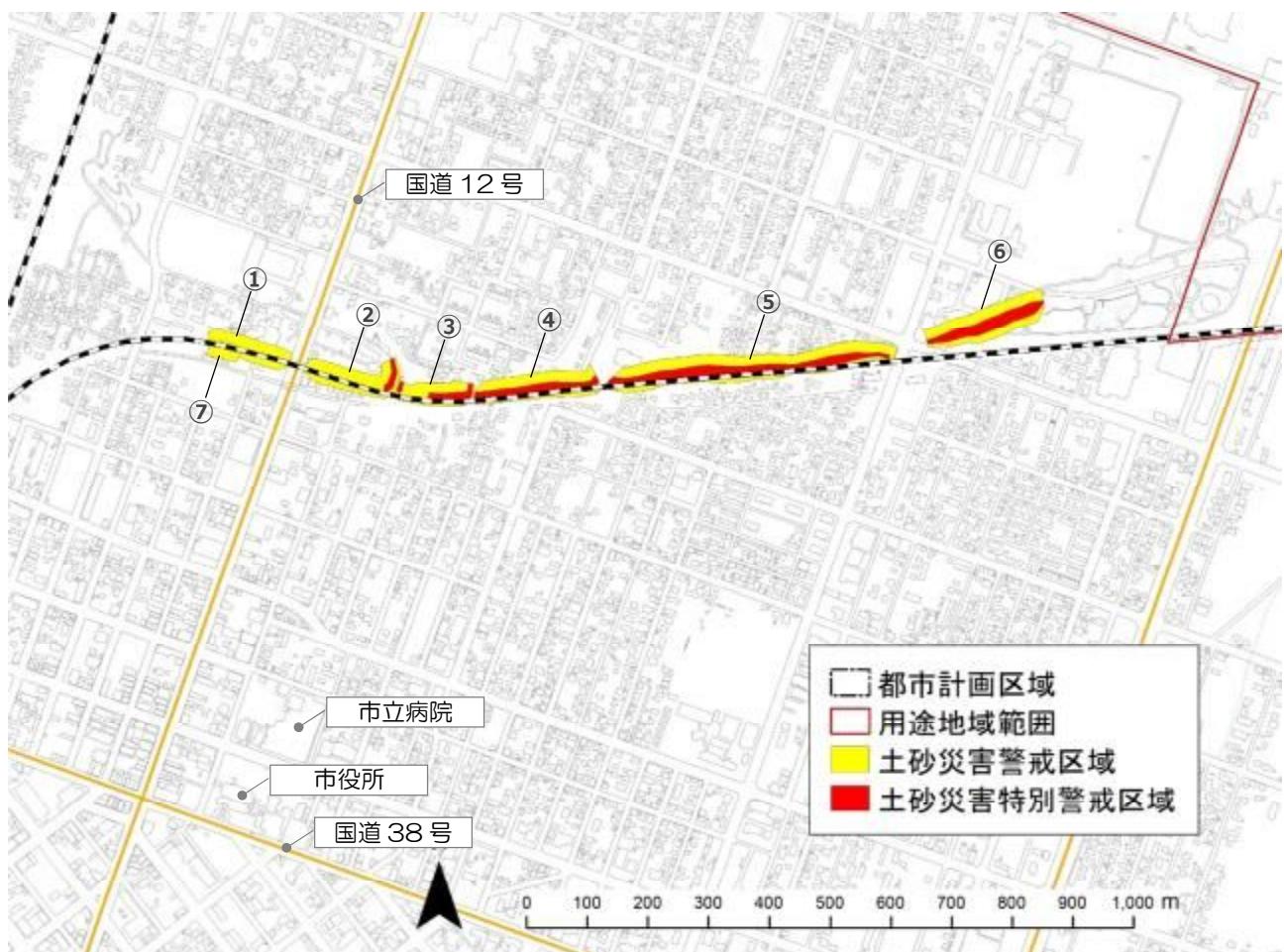


図 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定状況

資料:国土交通省「国土数値情報」

課題 16：外水氾濫が発生すると市街地の大部分は0.5m以上の浸水が想定され、一部の市街地では3.0m以上の浸水が想定されています。洪水浸水想定区域に一定の人口集積が見られるため、防災対策の充実が必要です。

⑧財政状況

10年間の歳入額・歳出額の推移をみると、歳入額は約220億、歳出額は約215億前後で推移していましたが、新型コロナウイルスの影響を大きく受けた令和2～3年度には歳入額・歳出額ともに大きく増加しました。歳出額の内訳をみると、扶助費が占める割合が増加傾向にあり、高齢化の進行により今後さらに増加することが予測されます。

また、歳入額の内訳をみると、令和2～3年度を除き地方交付税が3割以上、国・道支出金が2割程度を占めるなど、依存財源が過半を占める状況が続いています。

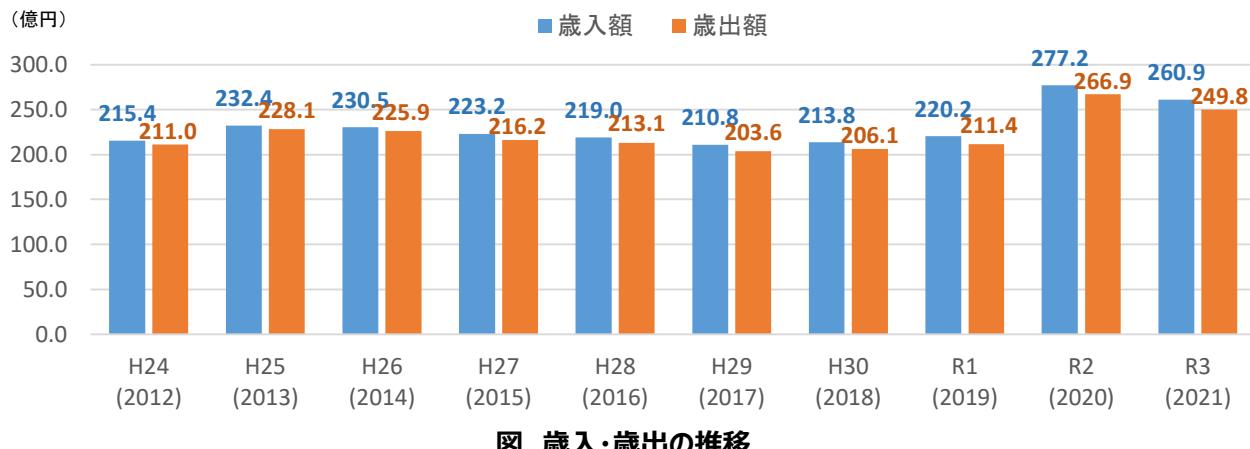


図 岁入・歳出の推移

資料：総務省「市町村決算カード」(平成24年度～令和3年度)

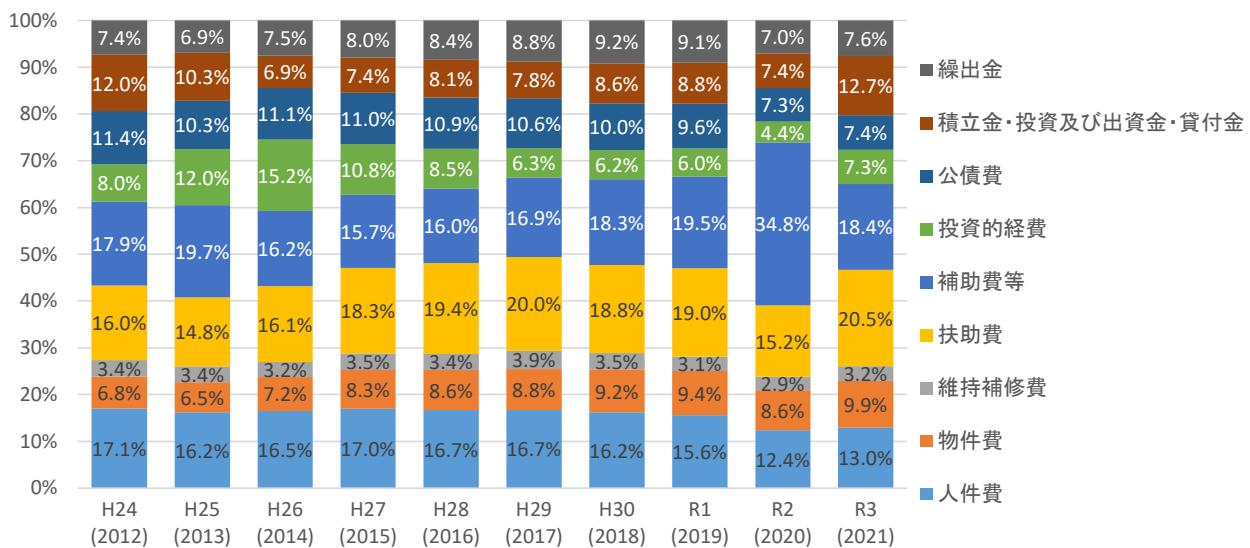


図 岁出額の構成比の推移

資料:総務省「市町村決算カード」(平成 24 年度～令和 3 年度)

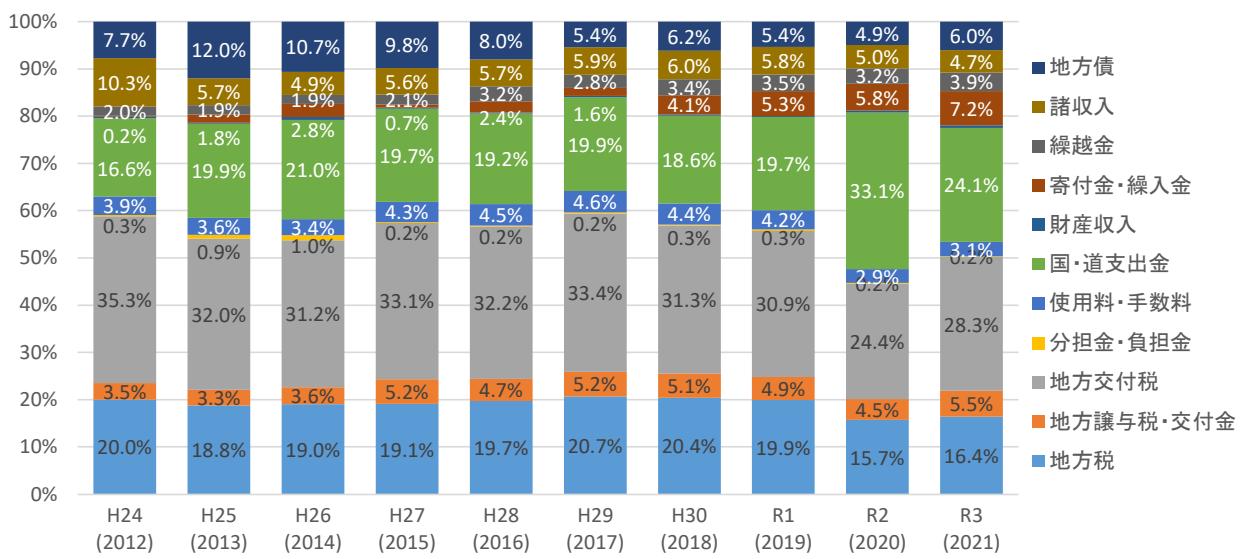


図 岁入額の構成比の推移

資料:総務省「市町村決算カード」(平成 24 年度～令和 3 年度)

課題 17：人口減少の進行による自主財源の低下、高齢化に伴う扶助費や公共施設の更新費用など市の財政負担の増加が懸念されるため、都市経営の持続可能性を考慮した都市づくりが必要です。

2-4 他都市との比較

国土交通省「都市構造評価ハンドブック」で示される評価指標と国土交通省「都市モニタリングシート」を使用し、本市と同規模の人口規模（3万人～5万人）の都市と比較しました。

表 比較都市

	人口(H27)
登別市	49,625
北斗市	46,390
音更町	44,807
滝川市	41,192
網走市	39,077
稚内市	36,380
伊達市	34,995

《他都市と比較したときの本市の【強み】》

【生活利便性】

- O1：医療施設、商業施設、鉄道・バスの徒歩での利便性は比較的高い
- O2：医療機能、福祉機能周辺の人口密度が高い

【健康福祉】

- O3：医療機能への利便性が高い
- O4：他都市よりも歩く環境は充実している

【安全・安心】

- O5：交通事故死者数が少ない

【エネルギー・低炭素】

- O6：自動車の走行キロは他都市よりも短く、CO2排出量も少ない

《他都市と比較したときの本市の【弱み】》

【人口密度】

- O1：他都市と比べて DID 人口密度が低く、ここ 10 年間での減少率も大きい

【生活利便性】

- O2：福祉機能のカバー率が低い
- O3：商業機能周辺の人口密度が低い
- O4：通勤通学におけるバス利用の分担率が低い

【健康福祉】

- O5：高齢者福祉機能や保育機能へのアクセス利便性が低い

【地域経済】

- O6：小売業の床効率が低い

【行政運営】

- O7：税収入が低い

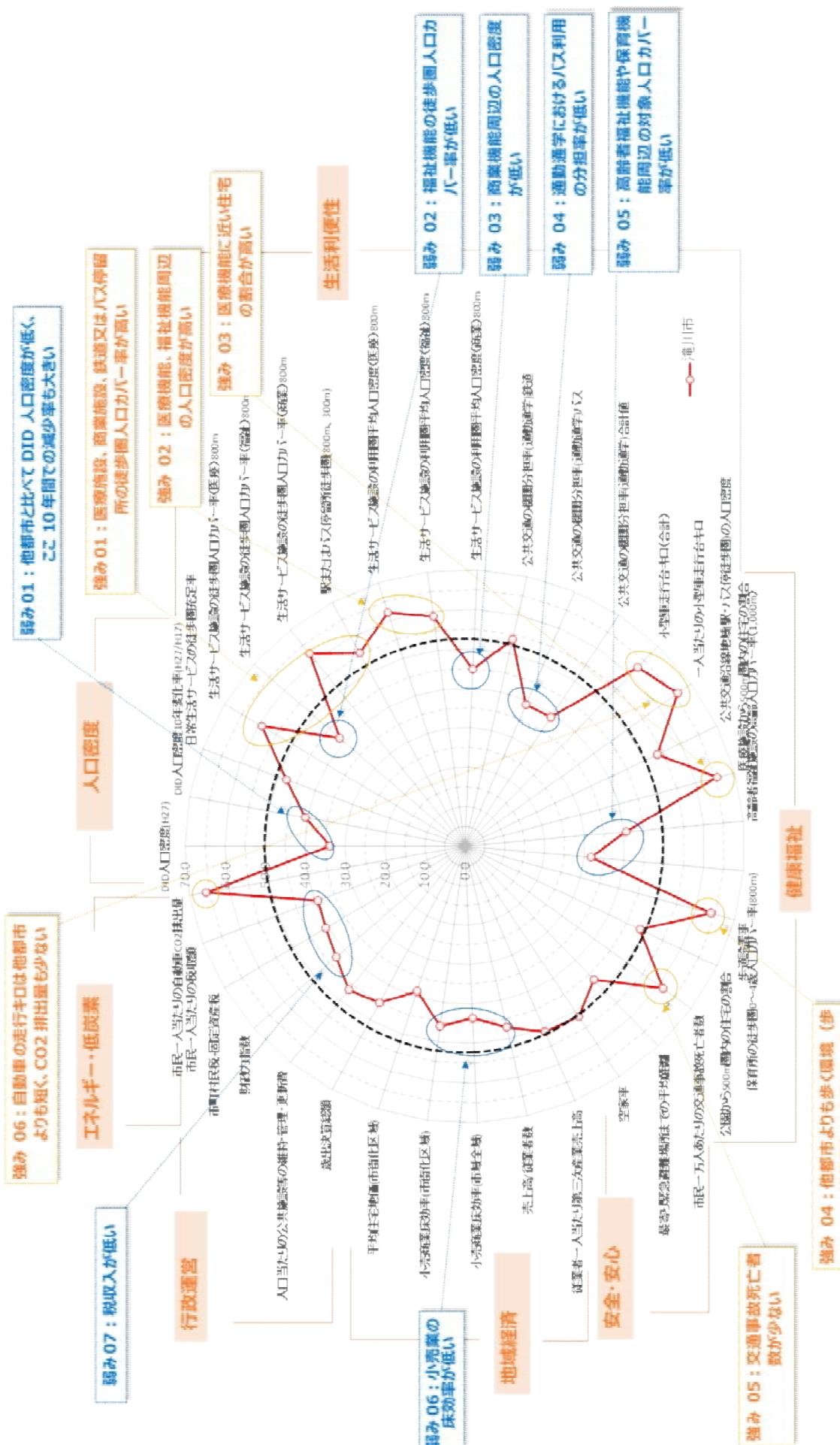


図 他都市との比較

資料：国土交通省「都市モニタリングシート」

2-5 市民意向の把握

(1) 調査概要

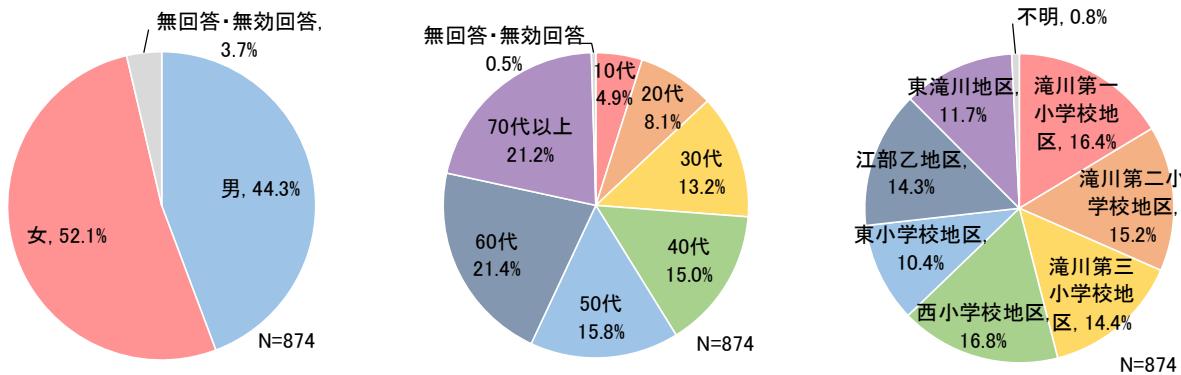
人口減少社会における商業や居住に関するまちづくりの考え方、暮らしを支える施設、中心部におけるまちづくりの考え方、中空知地域の中心都市としての役割や機能、公共交通に関して、市民の皆様の意向を把握するため、アンケート調査を実施しました。

調査対象者	本市に居住する18歳以上の市民を対象に、無作為抽出した2,166人
調査方法	調査票を郵送し、返信用封筒で回収
調査期間	令和3年(2021年)12月2日(木)～令和3年(2021年)12月17日(金)
回収結果	発送数：2,166票 回収数(率)：874票(40.4%)

※割合は選択肢ごとに小数第2位で四捨五入しているため、その割合の合計は100%にならないことがあります。

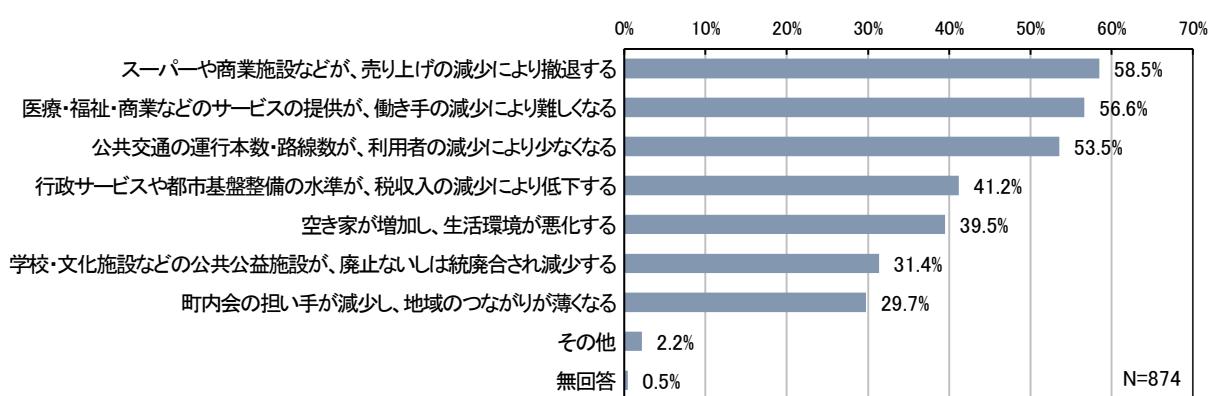
(2) 調査結果

①回答者属性



②人口減少・少子高齢化の進行によって特に不安に感じるものは？

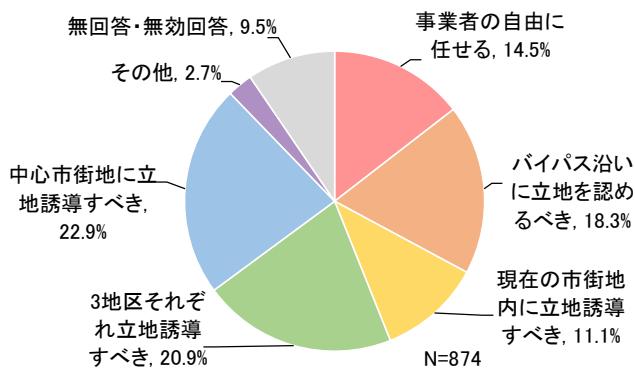
今後人口減少が進行した場合、「商業の撤退」「医療・福祉・商業等のサービス提供が難しくなる」「公共交通の運行本数・路線数の減少」を挙げる人が半数以上で、都市機能や公共交通に関して不安を感じる市民が多い。



③人口減少・少子高齢化が進行していくなかで、今後どのようなまちづくりを進めていくべきか？

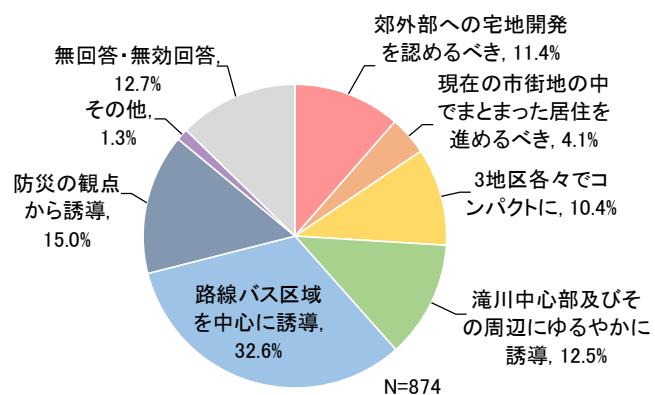
【A】商業施設の立地

商業施設の立地の方向性について、意見に大きな偏りはありませんが、中心市街地への立地誘導の意見が最も多くなっています。



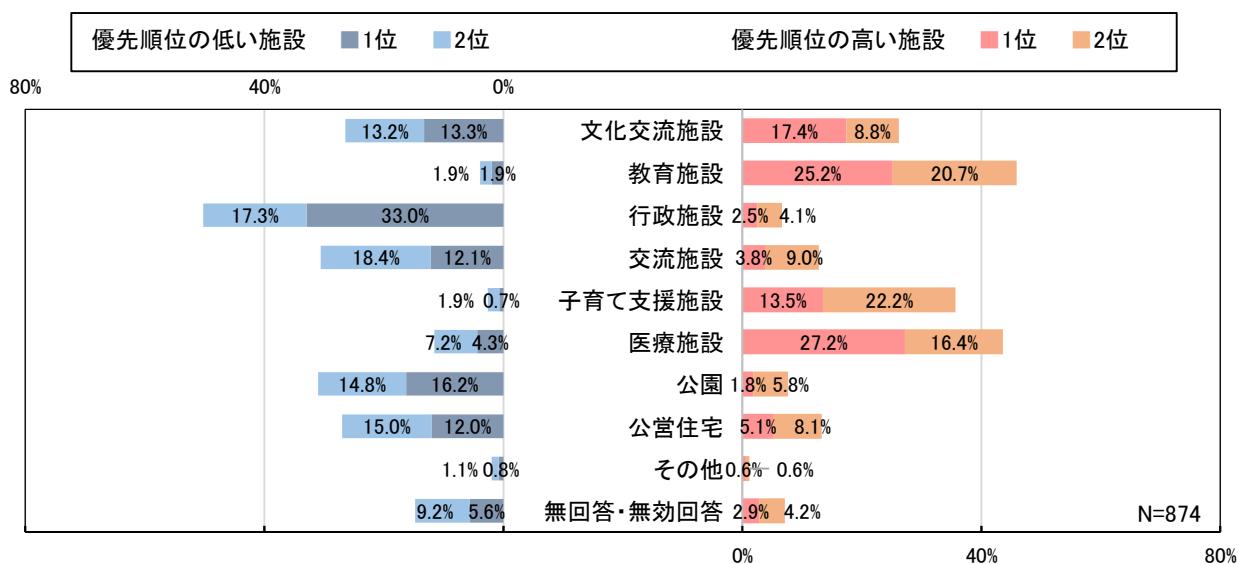
【B】居住地・宅地

「路線バス区域（市内線）を中心に誘導」が最も多く、次いで「防災の観点から誘導」、「滝川中心部及びその周辺にゆるやかに誘導」が多くなっています。



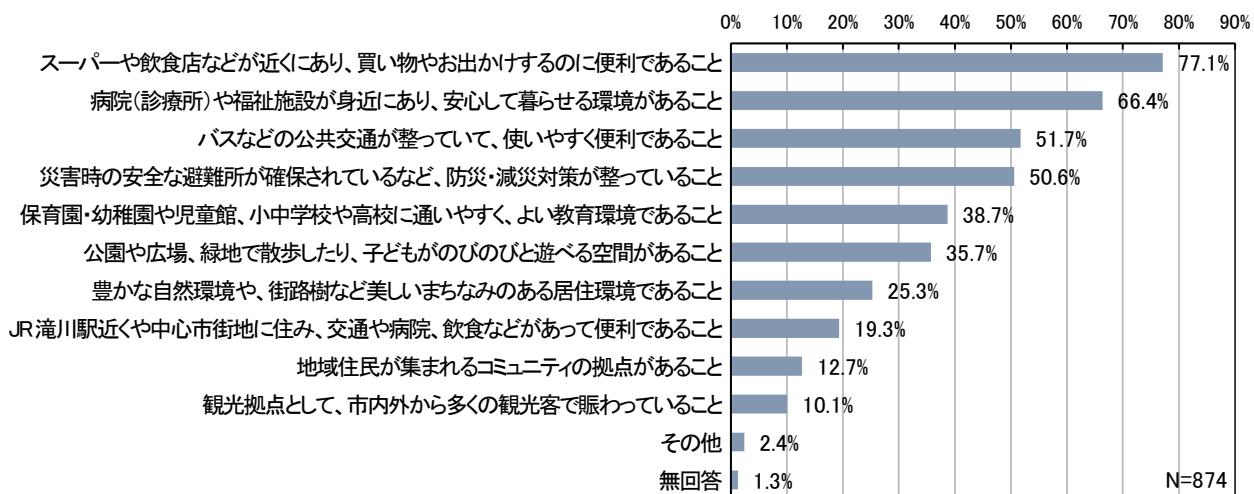
④市が保有する公共施設の中で、優先的にどの施設を更新等の対策を進めていくべきと考えますか？

更新を図るべき公共施設として、教育施設、医療施設、子育て支援施設の優先順位が高く、行政施設、公園、公営住宅、交流施設の優先順位が低くなっています。



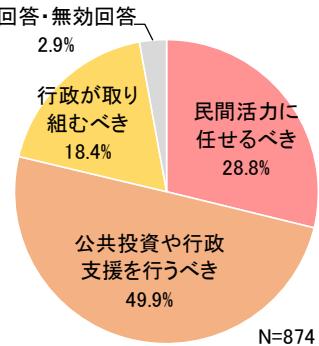
⑤あなたがお住いの地域で居住環境として重要と考える機能・項目

居住環境として重要な機能・項目は、5割以上の市民が、「スーパー・飲食店の利便性」「医療・福祉が身近にある環境」「公共交通の利便性」「避難所等の防災・減災対策」を挙げています。



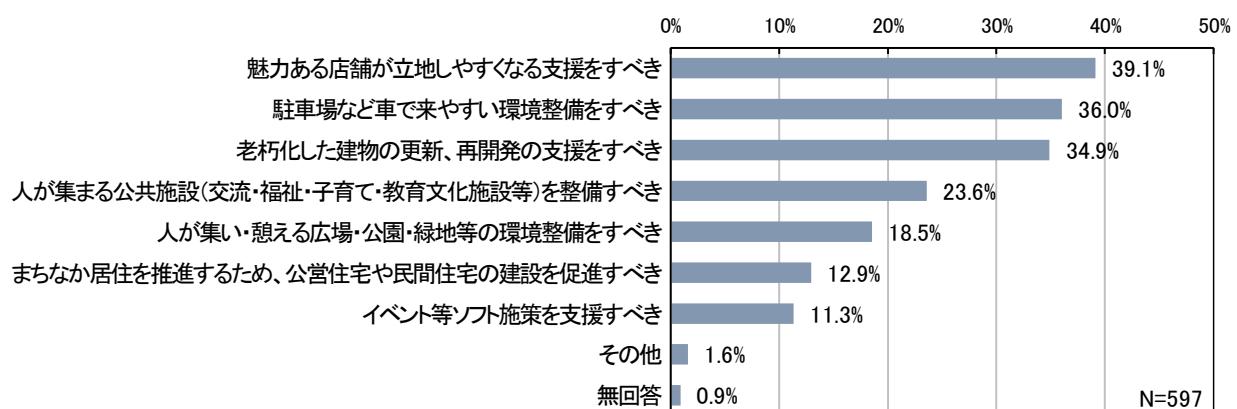
⑥これまで滝川市が取り組んできた中心市街地（JR滝川駅・ベルロード周辺）の活性化について、行政の関わりとして今後どのような方向性でまちづくり進めていくべきと考えますか？

「公共投資や行政支援を行うべき」が半数近くを占め最も多くなっています。「行政が取り組むべき」と合わせると、行政が何らかの関わりを持つべきという割合が7割近くを占めています。



⑦行政はどのような公共投資や民間への支援をすべきと考えますか？

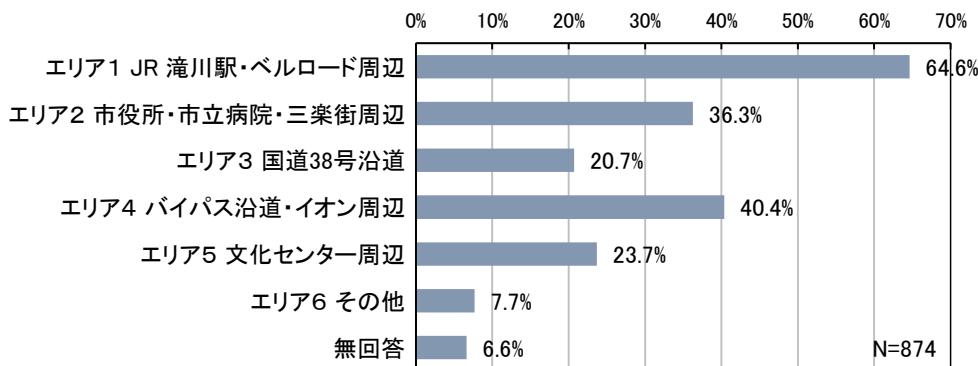
「魅力ある店舗が立地しやすくなる支援をすべき」が最も多く、次いで「駐車場など車で来やすい環境整備をすべき」、「老朽化した建物の更新、再開発の支援をすべき」が多くなっています。



⑧各エリアにおいて、今後どのような機能施設を充実していくべきだと思いますか？

【A】充実を図るべきエリア

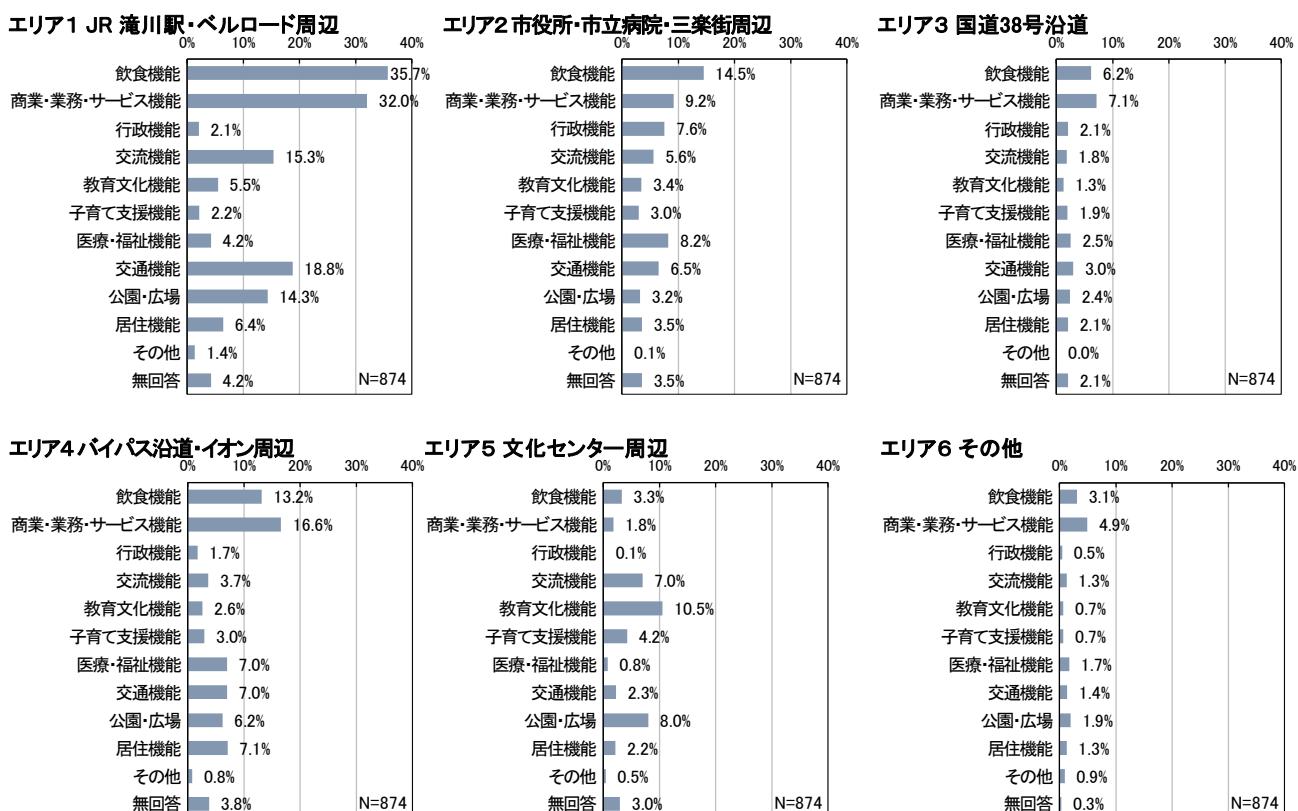
生活実態としては、「JR 滝川駅・ベルロード周辺」に訪れる人が少ない状況ですが、今後都市機能の充実を図るべきエリアとして、「JR 滝川駅、ベルロード周辺」が6割以上と最も多く、次いで「バイパス沿道・イオン周辺」が約4割となっています。



【B】エリア別 特に充実を図るべき機能・施設

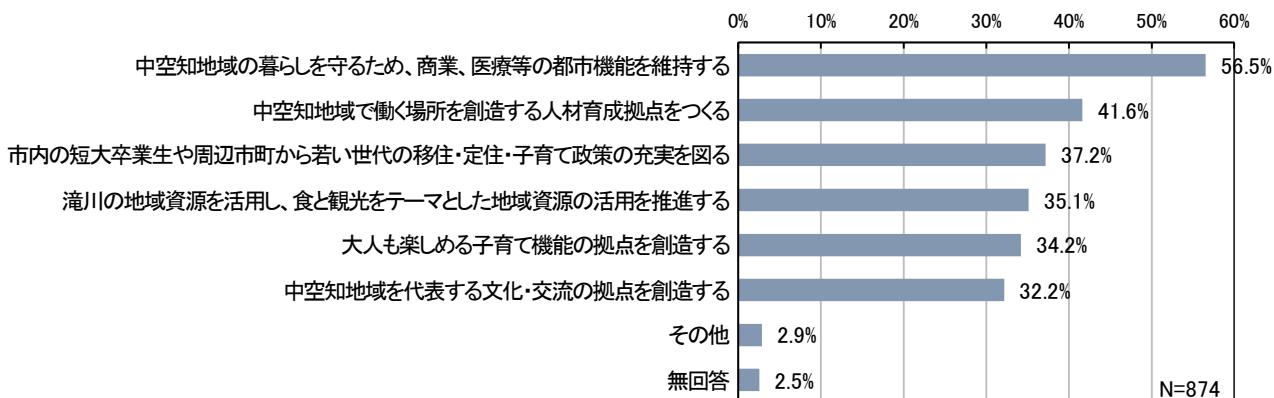
充実を図るべきエリアのうち、上位である「JR 滝川駅・ベルロード周辺」では、飲食、商業・業務・サービスが高く、交通、交流、公園・広場も多くなっています。

次いで、「バイパス沿道・イオン周辺」では、商業・業務・サービス、飲食が高く、医療・福祉、交通、居住も比較的多くなっています。「市役所・市立病院・三楽街周辺」では、飲食が高く、商業・業務・サービス、医療・福祉も比較的多くなっています。



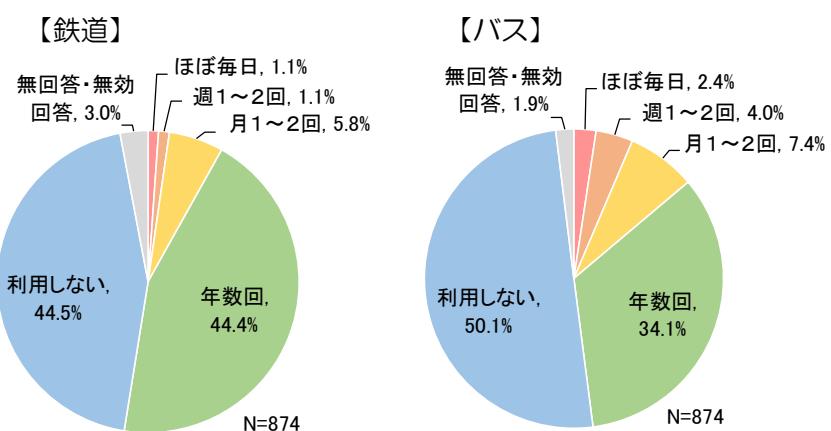
⑨中空知地域の中心都市として、滝川市はどのような機能を充実すべきと考えますか？

中空知地域の中心都市として、「中空知地域の暮らしを守るために、商業、医療等の都市機能を維持」が最も多くなっています。



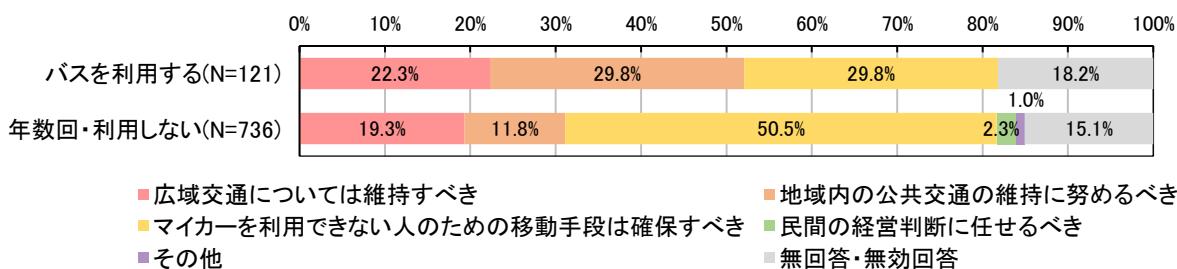
⑩鉄道とバスの利用頻度について

鉄道・バスの利用頻度は、約半数が「利用しない」となっており、「年数回」と合わせると、鉄道は88.9%、バスは84.2%とほとんど利用されていない状況です。



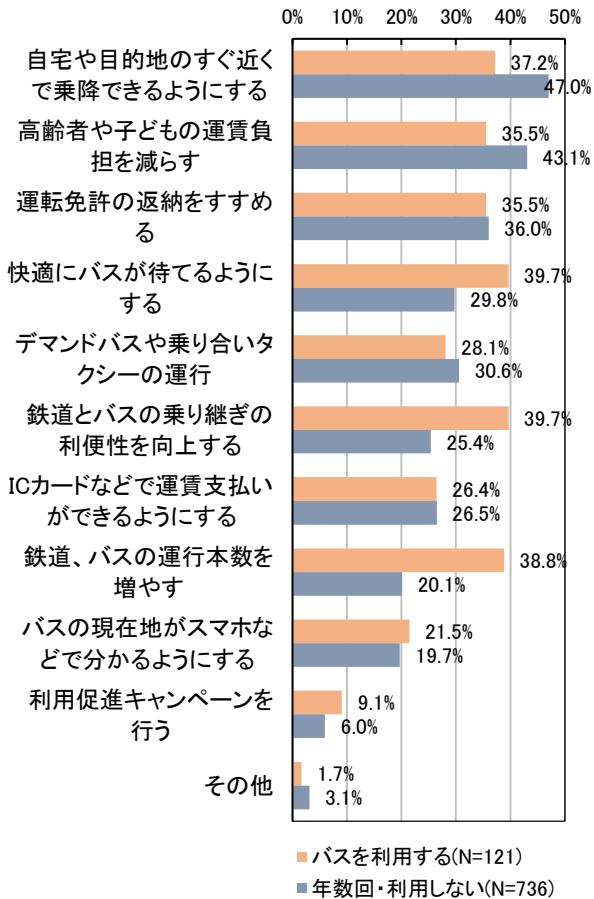
⑪公共交通を維持するために重視すべき考え方について

公共交通を維持するために重視すべき考え方としては、「マイカーを利用できない人のための移動手段は確保すべき」が最も多く、バスを利用する人は「地域内の公共交通の維持」が同じ割合で多くなっています。



⑫滝川市における公共交通について、どのようにすれば、さらに「利用したい」「利用する」と思いますか？

公共交通を利用したい・利用すると思うための方策として、バスを利用する人は「快適にバスが待てるようにする」「鉄道とバスの乗り継ぎ利便性を向上する」「鉄道、バスの運行本数を増やす」が多く、バスをほとんど利用しない人は「自宅や目的地のすぐ近くで乗降できるようにする」が最も高く、次いで「高齢者や子どもの運賃負担を減らす」となっている。



(3) 調査結果まとめ

①都市機能

- 「JR 滝川駅、ベルロード周辺」に訪れる人は少ないものの、都市機能（商業施設等）の誘導を図るべきエリアとして重要視されており、行政の役割も期待されています。
- 身近な地域においては、商業・医療・交通等の都市機能を重要視していますが、人口減少によりこれらの機能の維持が困難となることに不安を感じる市民が多くなっています。
- 中空知地域の中心都市として、商業、医療等の都市機能の維持が期待されています。

②居住

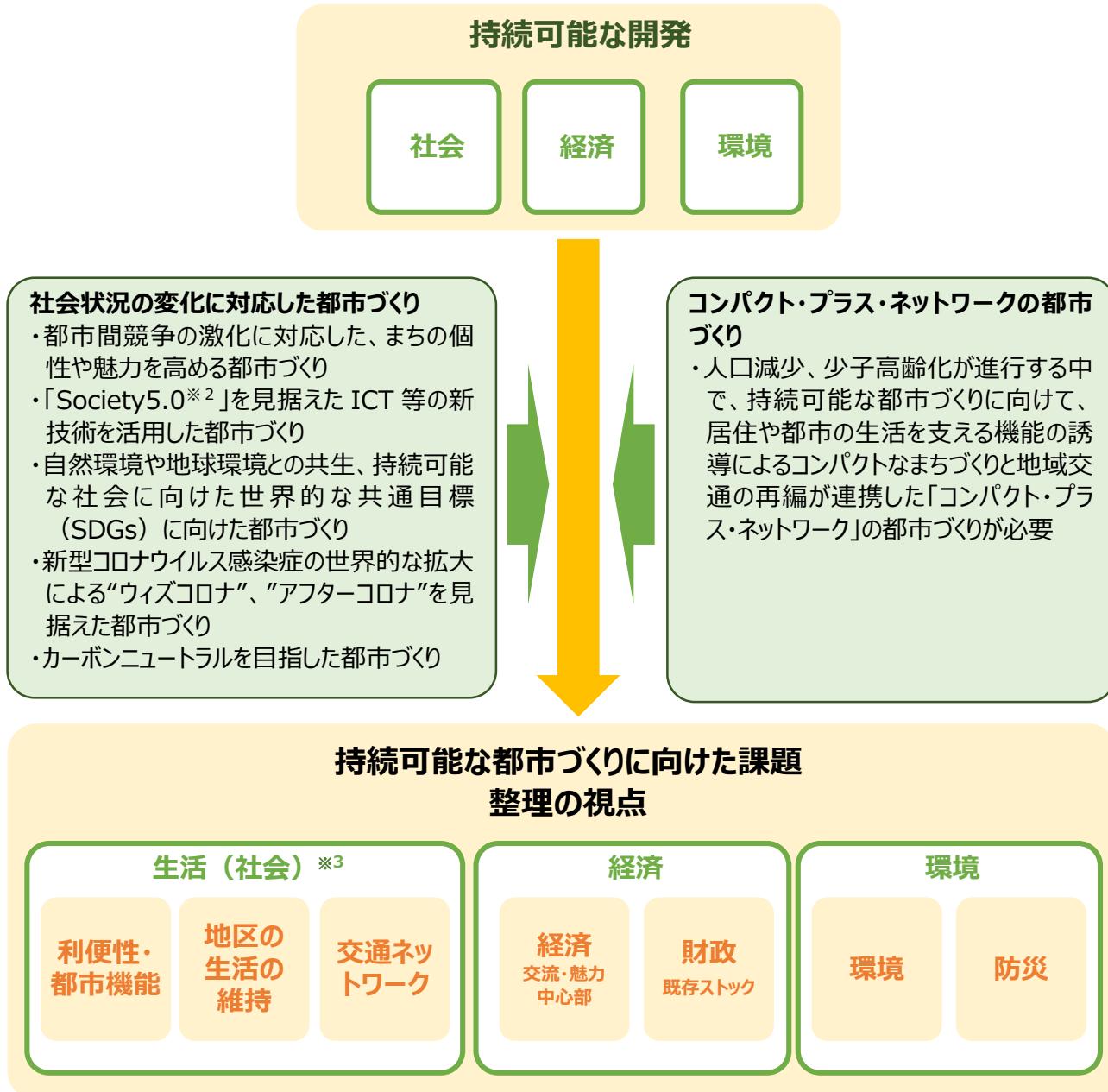
- 路線バス等の交通手段が確保された一定の市街地エリアへの居住誘導や防災の観点から居住誘導すべきという考え方の割合が多くなっています。

③公共交通

- 現在の公共交通路線の維持・充実を図るとともに、自家用車を利用できない人のため移動手段の確保することが重要という考え方の割合が多くなっています。

2-6 持続可能な都市づくりに向けた課題

持続可能な開発を構築する「社会」「経済」「環境」の3つの要素^{*1}をもとに、「社会状況の変化に対応した都市づくり」「コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくり」を踏まえ、持続可能な都市づくりに向けた課題を整理する7つの視点を設定しました。



*¹1992年にリオデジャネイロで開催された国連連環境開発会議（地球サミット）で「アジェンダ21」が採択され、その10年後の2002年にヨハネスブルグで開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議」で採択された「持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画」において、持続可能な開発の三つの構成要素として「経済開発、社会開発、環境保全」が明記されている。また、2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」で掲げる17の目標は密接に関連しており、経済、社会、環境の3つの側面のバランスのとれた、持続可能な開発を目指していることが示されている。

*²Society5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された。

*³持続可能な都市づくりに向けた課題の整理にあたり、ここでは「社会」の視点を「生活」という視点に置き換えて整理している。

持続可能な都市づくりに向けた課題の分析

上位・関連計画の整理

都市計画マスタープランは、都市全体の観点から、公共交通施策、商業施策、住宅施策など多様な分野の計画との連携を図ることが求められているため、上位計画・関連計画のうち、都市計画マスタープランの検討において踏まえるべき事項について整理

- ・ 滝川市総合計画
- ・ 滝川市人口ビジョン
- ・ 第2期滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・ 滝川市都市交通マスタープラン
- ・ 滝川市公共施設等総合管理計画
- ・ 滝川市公共施設個別施設計画前期計画
- ・ 第2期滝川市小・中学校適正配置計画
- ・ 滝川市住生活基本計画（第二期）
- ・ 滝川市強靭化計画
- ・ 滝川市地域防災計画
- ・ 第2期中空知定住自立圏共生ビジョン
- ・ 滝川市緑の基本計画
- ・ 第8期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- ・ 滝川市農業振興地域整備計画

現行計画の検証

現行計画の中で位置付けられている全248施策について、各課の照会により検証を実施。各施策について、成果、達成度、改善点・課題、今後の方向性について検証

達成度	評価	構成比
◎ 達成	104	41.9%
○ 繼続中（整備中）	67	27.0%
△ 繼続中（調査・計画段階）	6	2.4%
▲ 未着手	60	24.2%
× 中止	11	4.4%

現状把握・モニタリング

滝川市が抱える課題の分析、解決すべき課題の抽出のため、客観的なデータに基づき、人口・土地利用などの9つの項目について分析

- | | | | | |
|--------------|----------------|----------------|------------------|-------|
| ①人口
⑤公共交通 | ②都市機能
⑥公共施設 | ③土地利用
⑦都市施設 | ④通勤・通学
⑧災害リスク | ⑨財政状況 |
|--------------|----------------|----------------|------------------|-------|

他都市との比較

国土交通省「都市構造評価ハンドブック」で示される評価指標と、国土交通省「都市モニタリングシート」を使用し、滝川市と同規模の人口規模（3万～5万）の都市と比較。滝川市における強みと弱みを分析

【評価指標の分野】

- | | | | |
|-------------|---------------|--------------|--------------|
| ① 人口密度（2指標） | ② 生活利便性（15指標） | ③ 健康・福祉（5指標） | ④ 安心・安全（3指標） |
| ⑤ 地域経済（5指標） | ⑥ 行政運営（5指標） | ⑦ エネルギー（1指標） | |

市民意向の把握

人口減少社会における商業や居住に関するまちづくりの考え方、暮らしを支える施設、中心部におけるまちづくりの考え方、中空知地域の中心都市としての役割や機能、公共交通に関して、市民の皆様の意向を把握するため、アンケート調査を実施

調査対象者	滝川市に居住する18歳以上の市民を対象に、無作為抽出した2,166人
調査方法	調査票を郵送し、返信用封筒で回収
調査期間	令和3年（2021年）12月2日（木）～令和3年（2021年）12月17日（金）
回収結果	発送数：2,166票 回収数（率）：874票（40.4%）

持続可能な都市づくりに向けた課題の整理

持続可能な都市づくりに向けた課題の整理

生活

中空知の暮らしを守る都市機能の利便性・持続可能性の確保

- ・DID 地区の人口密度、商業機能周辺の人口密度の低下が予測される。
- ・滝川に集積し、中空知地域の暮らしを守る商業・医療機能等の都市機能を維持することが不可欠
- ・分散化した都市機能の適正配置、空洞化する中心市街地の役割を見直し、人口減少下においても滝川市に集積する商業・医療等の都市のサービスの利便性と持続可能性を確保するための対策が必要

安心して住み続けられるための生活機能・ネットワークの確保

- ・江部乙地域や東滝川地域をはじめ、滝川市街地の各地区において、さらに高齢化が進行するため、住み慣れた地区で安心した暮らしを守るために、身近な医療・福祉機能のほか、教育、コミュニティ機能などの生活機能やこれらの機能へのネットワークを確保することが必要
- ・特に滝川市の産業を守る江部乙地域、東滝川地域などの農村地域においては、人口減少が大きいため、これらの地域における暮らしを守る対策が必要

交通ネットワークの利便性・持続可能性の確保

- ・将来的に公共交通沿線地域における人口密度の減少が予測されており、それに伴う利用者の減少、公共交通事業者の収益減少、サービス水準の低下が懸念
- ・農村地域や滝川市街地の一部では徒歩圏にバス停が設置されていない状況。市民の移動実態やニーズに合わせたバス路線の再編や運行に柔軟性のある新たな交通手段の導入など「生活の足」を確保し、市民の利便性と持続可能性を両立した公共交通網の形成が必要
- ・自家用車に依存した生活から、公共交通の利用への転換を図る促進策が必要
- ・広域にわたる生活・生産・交流等の活動を支える広域交通ネットワークの充実が必要

経済

多様な交流を生み魅力・価値を高める都市づくり

- ・ビジネスや観光等における交流人口の拡大を支えるため、交通結節点となっているJR 滝川駅周辺と施設の老朽化・空洞化が進む中心市街地において、施設の更新や既存ストックの有効活用、地区的魅力・価値を高める取組が必要
- ・中空知圏域からは転入超過の状況となっており、中空知地域の中心として住みよい環境づくりが必要

既存ストックを活用したコスト縮減に資する都市づくり

- ・老朽化する公共施設の統合・再編、道路・公園等の都市施設など、既存ストックの有効活用を進め、市民の利便性向上とコストの縮減を図ることが必要

環境

低密度な市街地からコンパクトで成熟した市街地の形成

- ・国道 12 号バイパス沿道や国道 38 号沿道に商業・業務施設が立地しており、継続的にコンパクトな市街地の形成が必要
- ・市街化を抑制し、田園景観や自然環境の保全が必要
- ・老朽化建物の更新促進や空きビル・空き家・低未利用地等の活用、中古住宅等の不動産流通の促進により、既成市街地内の人団密度を高め、コンパクトで成熟した市街地を形成していくことが必要

災害リスクに備えた都市づくり

- ・人口減少や高齢化の進行により、地域コミュニティの弱体化も想定され、洪水や地震などの災害に備え、ハード面・ソフト面から防災・減災対策に取り組み、安心・安全な市街地を形成することが必要

第3章 まちづくりの基本的考え方と将来都市構造

3-1 まちづくりの基本的考え方

(1) 基本的な考え方

本市では今後20年で1万人以上の人口減少が予測されていますが、人口減少・高齢化に対して何も対策を講じなかった場合、非効率な市街地形成となり、生活利便性の低下などの事態を招くおそれがあります。このことから、今後のまちづくりにあたっては、人口減少下においても生活利便性を確保しつつ、高齢化の進行に対応した安全・安心の住みよい生活環境の確保を目指した「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを基本的な考え方として進めていくことが必要です。

(2) まちづくり方針の設定

今後、本市に住み続けるにあたり、居住環境として商業・医療・交通等の都市機能の維持が大切であり、今後人口減少が進行していくことで、これらの都市機能を維持することが困難となることに不安を感じる市民が多数いる状況です。そのため、将来においても、本市に住み続けてもらう、移り住んでもらうためには、人口流出を抑える観点が重要です。

さらに、今後人口減少・高齢化が進行していく中でも本市で暮らしを守っていくこと（ウチ向きの視点）と同時に、中空知地域の中心都市として、外から人や投資を呼び込んでくること（ソト向きの視点）が重要となります。

以上から、本市における持続可能な都市づくりに向けては、①人口流出の抑制に向けた定住環境を整備していく「滝川暮らしの質の向上」と②人口流入・交流人口の拡大に向けた環境を整備していく「滝川に人を惹きつける魅力の創造」の両輪をまちづくり方針として設定し、“暮らし”と“魅力”的相乗効果を生むまちづくりを展開していくことを目指します。



図 まちづくり方針の設定

3-2 将来都市構造

将来都市構造は、「広域」 - 「市街地」 - 「農村地域・郊外部」という3層構造で構成したコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を目指します。

3層構造のコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造

広域の交流を支える拠点・ネットワークを形成

- JR 滝川駅～市役所周辺における拠点機能の強化と魅力創造（**都市拠点**）
- 国道12号滝川バイパス沿道における商業機能の確保（**広域商業拠点**）
- 周辺自治体との移動・連携を支える交通ネットワークの維持・充実



生活機能と公共交通が一体となった利便性の高い市街地を形成

- 国道沿道における生活利便機能の維持・確保（**生活利便ゾーン**）
- コンパクトな市街地の形成と公共施設の適正配置（**居住誘導ゾーン**）
- 市街地内の生活利便性を支える交通手段の維持・確保
- 空き家発生の未然防止、不動産流通の促進
- 災害対応力を高める市街地の形成



農村地域・郊外部における暮らしを守り、魅力を創造

- 江部乙地域、東滝川地域における地域コミュニティや交流活動の拠点となる場を形成（**コミュニティ拠点**）
- 自然環境や地域資源を生かしたさらなる魅力を創造し、交流人口拡大を図る拠点・ゾーンを形成（**観光・交流拠点／観光・交流ゾーン**）
- 江部乙地域、東滝川地域、農村地域における交通手段を確保
- 自然環境、農村環境の保全・活用を図る。
- 豊かな自然環境、農村環境を生かした魅力ある住環境の確保

図 将来都市構造の設定

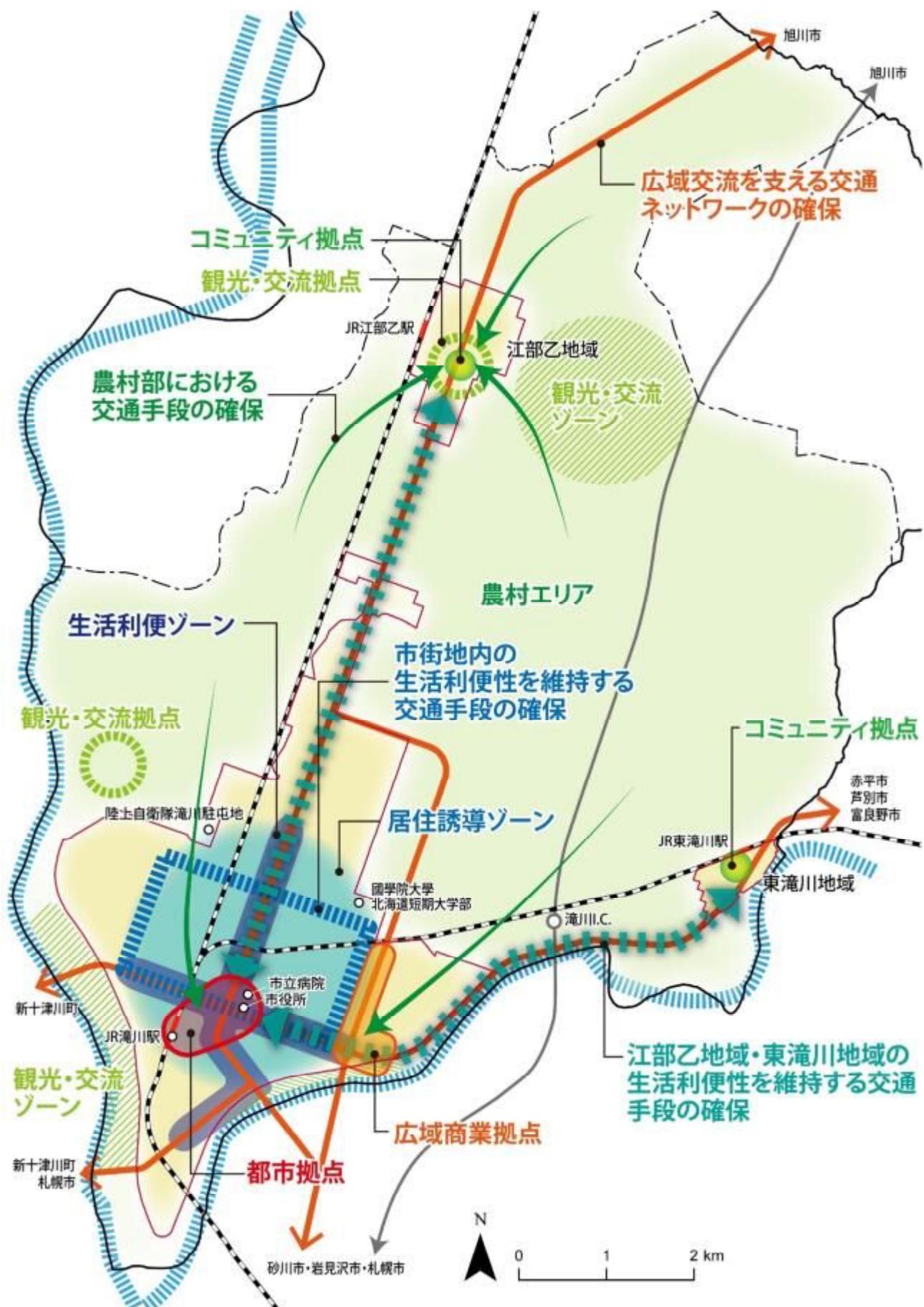


図 将来都市構造

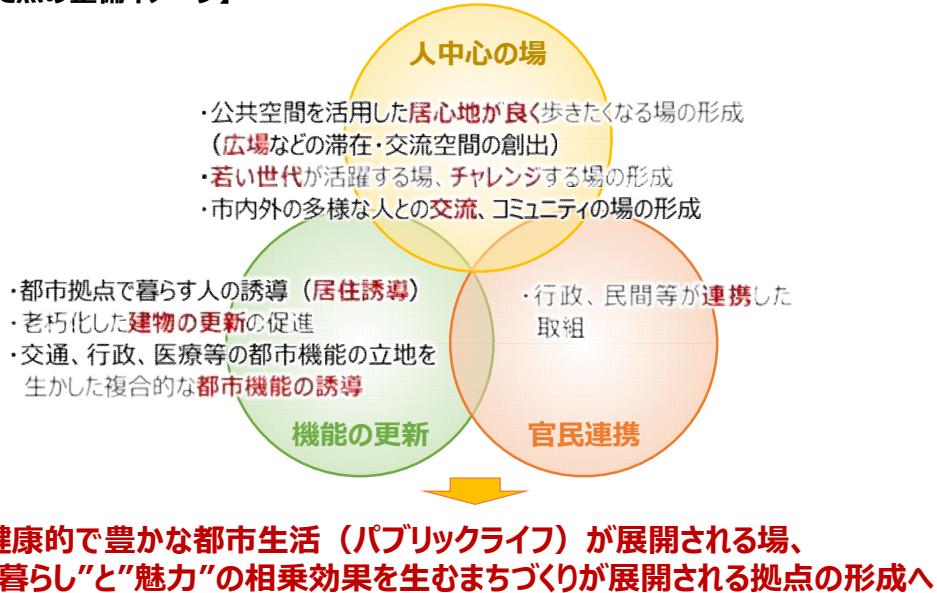
(1) 広域の交流を支える拠点・ネットワークを形成

①都市拠点

JR 滝川駅周辺における中空知地域の交通結節点であるポテンシャル、行政・医療等の都市機能の立地、ベルロード周辺の商店街における本市の商業や賑わいを支えてきた地域の個性等を踏まえ、JR 滝川駅から市役所や市立病院が立地するエリア一帯を「都市拠点」として位置付け、「滝川の顔」にふさわしい拠点形成を目指します。

都市拠点の形成は商業集積を目指しているものではなく、大型商業施設が集積する国道 12 号滝川バイパス周辺（広域商業拠点）との役割分担を踏まえ、官民連携により既存機能の更新を行うことによって、“人”中心の場を形成し、「滝川暮らしの質の向上」「滝川に人を惹きつける魅力の創造」を体現した“暮らし”と“魅力”的な相乗効果を生むまちづくりが展開される拠点形成を目指します。

【都市拠点の整備イメージ】



②広域商業拠点

国道 12 号滝川バイパス周辺は、大型商業施設が多数立地するエリアであり、本市のみならず中空知地域の暮らしを支える「広域商業拠点」として位置付け、交通利便性を活かしながら大型商業施設等の生活利便機能の確保を目指します。

③広域交通ネットワーク

JR 函館本線や国道 12 号及び国道 12 号滝川バイパス、国道 38 号、国道 451 号は、中空知地域をはじめ札幌や旭川等の道央・道北地域とつながる骨格的な交通網であり、中空知地域の生活、産業、緊急時や災害時における安全・安心などを支える「広域交通ネットワーク」として、将来にわたって維持・充実を目指します。

(2) 生活機能と公共交通が一体となった利便性の高い市街地を形成

①生活利便ゾーン

国道12号、国道38号、国道451号沿道においては、商業、医療、公共交通等の生活利便性が高い地域であり、市内における日常生活を支える「生活利便ゾーン」として位置付け、身近な商業や医療等の都市機能、公共交通ネットワークの維持・充実を目指します。

②居住誘導ゾーン

人口減少が進行する将来においても、生活利便施設の維持が見込まれる一定程度の人口密度が残るエリアを「居住誘導ゾーン」として位置付け、公共交通を利用して「生活利便ゾーン」の生活利便機能を享受できる暮らしを確保するとともに、人口動向を踏まえた教育、子育て、地域交流等の公共施設の適正配置を図り、コンパクトな市街地の形成を目指します。

③市街地内の生活利便性を支える交通手段の維持・確保

都市拠点や広域商業拠点、生活利便ゾーンの各都市機能と、居住誘導ゾーンを結ぶ公共交通手段の維持・確保を図り、居住誘導ゾーンの生活利便性を支える公共交通ネットワークの充実を目指します。

④空き家発生の未然防止、不動産流通の促進

人口減少による市街地の空洞化が進行することに対して、空き家発生の未然防止や空き家・空き地等の活用、適正な管理、不動産流通を促進し、人口動向に適応しながら移住・定住を促進する良質な市街地の維持・充実を目指します。

⑤災害対応力を高める市街地の形成

近年災害の激甚化が進んでおり、特に滝川市街地の大半が洪水浸水想定区域に含まれることから、学校・公園等の公共施設や民間施設も含めた避難所の確保、安全な避難路の確保を図り、情報通信手段の確保や地域の自主防災体制や避難体制の整備を促進するなど、ハード・ソフトが一体となった対策を推進し、安心・安全で災害対応力の高い市街地の形成を目指します。

(3) 農村地域・郊外部における暮らしを守り、魅力を創造

①コミュニティ拠点

江部乙地域の道の駅たきかわ周辺や、東滝川地域の転作研修センター周辺を「コミュニティ拠点」として位置付け、それぞれの地域におけるコミュニティや交流活動の拠点となる場の形成を目指します。

②地域資源を活かした観光・交流拠点／観光・交流ゾーン

グライダー、菜の花、石狩川や空知川の自然環境などを活かした緑地・公園、農村地域、道の駅たきかわ、滝川ふれ愛の里周辺を「観光・交流拠点／観光・交流ゾーン」として位置付け、自然環境や地域資源のもつ魅力をさらに高め、交流人口の拡大を目指します。

③江部乙地域、東滝川地域、農村地域における交通手段の確保

江部乙地域、東滝川地域、農村地域における生活利便性を確保するため、ICT等の新技術の活用も想定しながら交通手段の確保を目指します。

④自然環境、農村環境の保全・活用

豊かな自然環境をはじめ、本市の生産活動を支える農村環境の保全を図るとともに、地域特性を活かしながら環境と調和のとれた活用を目指します。

⑤豊かな自然環境、農村環境を生かした魅力ある住環境の確保

豊かな自然環境や農村環境の特性を活かし、移住・定住を促進する魅力ある住環境の形成を目指します。

第4章 分野別構想

4-1 土地利用

(1) 土地利用に関する現状と課題

本市では、人口・世帯数の減少、少子高齢化が進行しており、今後さらに深刻化することが考えられます。また、DID 地区の面積が縮小、人口密度が低下傾向にあり、中心市街地では低未利用地が多く見られるなど、市街地の低密度化が進行しています。一方で、農村地域への市街地の拡大は、近年の土地利用規制により抑えられています。

住環境の面では、周辺自治体への通勤者が多く、「居住する場」として選ばれている一方で、老朽化した建物や空き地・空き家が多く、活用促進が求められる状況にあります。

また、本市の都市機能の立地状況をみると、国道 12 号滝川バイパス周辺に商業施設が集積している一方、市役所や医療施設は国道 12 号周辺に立地しているなど、都市機能が分散している状況にあり、高齢者等の交通弱者の生活利便性の低下が懸念されます。

(2) 土地利用の基本方針

暮らしの質の向上と人を惹きつける魅力の創造を支える土地利用

「広域」 - 「市街地」 - 「農村部・郊外部」という三層構造のコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造^{*1}の実現に向けて、人口減少下においても生活利便性を確保し、計画的・効率的な都市経営を目指して、メリハリのある持続可能な住環境の形成、中空知地域における本市の位置付けや地域の特性を踏まえた拠点・商業地の形成、適切な工業地の配置や農村地域の保全を図ります。

^{*1} P60 「図 将来都市構造の設定」参照

(3) 住宅地

滝川市街地の「都市拠点」や「居住誘導ゾーン」においては居住機能の重点的な形成・誘導、江部乙地域、東滝川地域の「コミュニティ拠点」ではコミュニティ機能の維持、その他の「一般住宅地」では現在の暮らしの維持に取り組み、人口減少下でも生活利便性の確保を図ります。

①都市拠点

JR 滝川駅から市役所や市立病院が立地するエリア一帯は、人を中心の空間を形成し、賑わいを創出するウォーカブル^{*1}な都市拠点の形成に向け、居住機能の重点的な形成・誘導を図ります。

- ・重点的に居住を誘導するエリアとして位置付け、民間賃貸住宅の建設への支援やサービス付き高齢者向け住宅などの高齢者向けの住宅整備を重点的に推進する。
- ・街なか居住を推進する観点から、公営住宅の集約再編の際には都市拠点での整備を検討する。

②コミュニティ拠点

江部乙地域、東滝川地域におけるコミュニティ拠点として各地域のコミュニティ機能の維持を図ります。

- ・江部乙地域の道の駅たきかわ周辺や東滝川地域の転作研修センター周辺では、コミュニティや交流活動の拠点となる場の形成を図る。
- ・農村環境改善センターとJR江部乙駅では、國學院大學北海道短期大学部の学生と連携したコミュニティ機能の維持に向けた活動を推進する。
- ・東滝川地域では、持続的な地域コミュニティ運営に向け、地域活動の情報について行政と地域で共有を図る。

③居住誘導ゾーン

現状の人口密度や生活利便性の維持を目指すため、共同住宅等の立地を促進するなど、居住機能の重点的な形成・誘導を図ります。

- ・「サービス付き高齢者向け住宅」などの高齢者向けの住宅整備を推進する。
- ・既存住宅の耐震化など、安全で快適な住宅への改修を促進する。
- ・定住促進を図るため、住宅建設や改修への支援等を検討する。
- ・公営住宅は、建て替えや再編を図る場合、居住誘導ゾーンへの立地を推進する。
- ・空き家・空き店舗の活用に向け、民間事業者との連携により資産活用の促進や解体・除却の支援を検討する。
- ・子育て世帯への住み替え支援を図り、既存住宅の流通・利活用を促進する。

^{*1}ウォーカブル：「歩く」を意味する「walk」と「できる」の「able」を組み合わせた造語で、「歩きやすい」「歩きたくなる」「歩くのが楽しい」といった意味を持つ。

④一般住宅地

滝川市街地外縁部、江部乙地域、東滝川地域は、一定の生活利便性を確保することで、住み慣れた地域生活を維持していくための取組を促進します。

- ・空き家の発生の抑制に向け、解体・除却の実施支援を検討する。
- ・空き地の活用を検討する。（コミュニティスペースや花壇、市民農園、堆雪スペース等での活用等）
- ・空き家・空き店舗等を活用した地域サロン等、高齢者の居場所づくりを促進する。
- ・公営住宅は需要状況に応じたあり方を検討の上、適正に維持する。
- ・農村地域での居住環境を維持する施策を検討する。（二地域居住^{※1}の促進等）
- ・地区計画のあり方について検討する。

^{※1}二地域居住：ここでは、夏季は農村地域、冬季は滝川市街地等に居住することを想定している。



図 住宅地に関する土地利用方針図

(4) 商業地

滝川市街地の「都市拠点」においては「滝川の顔」にふさわしい、賑わいの形成を図るほか、「広域商業拠点」では、中空知地域の暮らしを支える大型商業施設の集積を図るなど、各拠点の特性を踏まえた都市機能の集積を目指し、生活利便性や地域活力の維持・向上を図ります。

①都市拠点

本市の商業や賑わいを支えてきた地域であることや、鉄道や市内外を運行する路線バス等の交通結節点であることを踏まえ、行政、医療・福祉、交流、文化等の中心となる「滝川の顔」にふさわしい拠点形成を図ります。

- ・JR滝川駅から市役所や市立病院が立地するエリア一帯は、「滝川の顔」となる広場等の滞在・交流の創出を図るとともに、公共機能や医療・福祉等の都市機能を集積するなど、都市拠点として賑わいを創出できる魅力的な土地利用を推進する。
- ・老朽化した建物は、周辺環境への影響や来街者への印象を考慮し、有効活用に向け建物の改修・解体や誘導施設の新設、空き店舗への出店等の方策を検討する。
- ・総合福祉センター跡地などに子育て複合施設の整備を推進する。
- ・官公庁施設の再編等の際には、可能な範囲で都市拠点への立地を誘導する。
- ・文化施設の再編等の際には、都市拠点での立地可能性を検討する。
- ・まちづくりセンターみんくるの機能維持に向け、施設のあり方を検討する。
- ・駅周辺整備の検討に合わせ、高度利用地区や道路整備の見直しを検討する。
- ・現状では都市拠点には商業施設が不足していることから、公共交通を活用した買い物や配達サービスの活用を図るための支援を検討する。
- ・現状の商業機能の集積を生かしながら、生活利便性の向上を目指した施設の誘導を図る。

②広域商業拠点

中空知地域の暮らしを支える拠点として、交通利便性を活かしながら大型商業施設等の生活利便機能の確保を図ります。

- ・主要幹線街路沿道における現状の商業利用を踏まえ、都市の生活利便性を高める土地利用とするとともに、交通利便性の高い地域特性を活かし、中空知地域も視野に入れた生活利便性向上のための土地利用の促進（用途地域の変更）を検討する。

③コミュニティ拠点

江部乙地域、東滝川地域におけるコミュニティや交流活動の拠点として、各地域の生活利便機能等の維持を図ります。

- ・江部乙地域の道の駅たきかわ周辺や東滝川地域の転作研修センター周辺では、コミュニティや交流活動の拠点となる場の形成を図る。
- ・道の駅たきかわ、農村環境改善センター周辺では、コミュニティや交流活動の拠点に資する機能の集約化が可能となるよう、土地利用規制の緩和を図る。
- ・道の駅たきかわは市の観光拠点としての機能充実に向け、観光地の周遊を促すための仕組みや情報発信等の強化を行う。
- ・旧東栄小学校については、コミュニティや交流活動を支える機能の充実に向け、土地利用規制の緩和を図る。
- ・コミュニティ活動の拠点である転作研修センターは、交流機能や避難機能の維持に努めるとともに活用方法を検討する。
- ・現状の商業機能の維持に向けた取組を検討する。

④生活利便ゾーン

現状の商業、医療、公共交通等の生活利便性の高い地域として、身近な商業や医療等の都市機能の維持を図ります。

- ・既存の商業機能の維持を図り、都市拠点や広域商業拠点の商業機能を補完して、都市の生活利便性を向上する土地利用を促進する。

⑤店舗等・大規模集客施設の適正配置

商業機能強化や都市の活力向上、日常生活の利便性向上等のため、大規模集客施設^{*1}は都市拠点への立地を図るほか、大型商業施設^{*2}については、都市拠点及び広域商業拠点を中心に立地を図ります。

また、必要に応じて特別用途地区^{*3}や特定用途制限地域^{*4}による店舗等の立地規制を図ります。

^{*1} 大規模集客施設：床面積1万m²を超える店舗、飲食店等を指す。

^{*2} 大型商業施設：床面積3,000 m²を超え、1万m²以下の店舗、飲食店等を指す。

^{*3} 特別用途地区：用途地域内において、市街地の特性に応じて特定の用途の保全又は規制を行うことを目的として定める地区のこと。

^{*4} 特定用途制限地域：用途地域が定められていない地域において、良好な環境の形成や保持を行うことを目的として定める地域のこと。

表 滝川市における現行の店舗等の規制面積一覧表

用途地域	特別用途地区・特定用途制限地域等	店舗面積の規制
第一種低層住居専用地域		50 m ² 以下
第二種低層住居専用地域		150 m ² 以下
第一種中高層住居専用地域		500 m ² 以下
第二種中高層住居専用地域		1,500 m ² 以下
第一種住居地域		3,000 m ² 以下
	商業業務誘導地区（第一種）	50 m ² 以下
	商業業務誘導地区（第二種）	500 m ² 以下
第二種住居地域		10,000 m ² 以下
準住居地域		10,000 m ² 以下
近隣商業地域	(特別用途地区が未指定の箇所なし)	制限なし
	大規模集客施設制限地区	10,000 m ² 以下
商業地域		制限なし
準工業地域	(特別用途地区が未指定の箇所なし)	制限なし
	研究研修地区	(立地は原則不可)
	特別工業地区	1,000 m ² 以下
	商業業務誘導地区（第三種）	1,000 m ² 以下
	商業業務誘導地区（第四種）	3,000 m ² 以下
工業地域	(特別用途地区が未指定の箇所なし)	10,000 m ² 以下
	特別工業地区	1,000 m ² 以下
	商業業務誘導地区（第三種）	1,000 m ² 以下
	商業業務誘導地区（第四種）	3,000 m ² 以下
用途地域外（白地地域）		制限なし
	主要幹線沿道地区	1,000 m ² 以下
	農村環境保全地区	150 m ² 以下

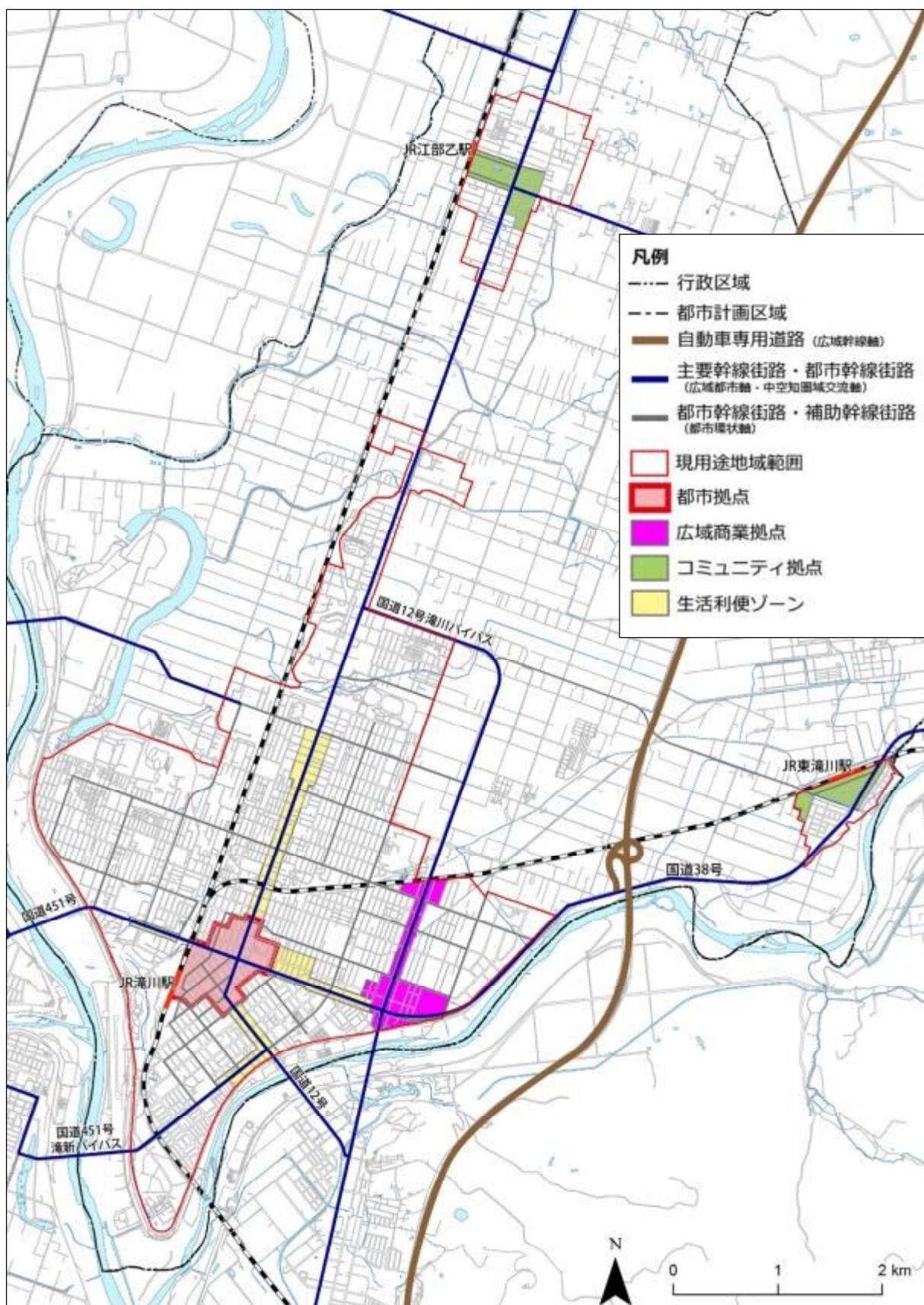


図 商業地に関する土地利用方針図

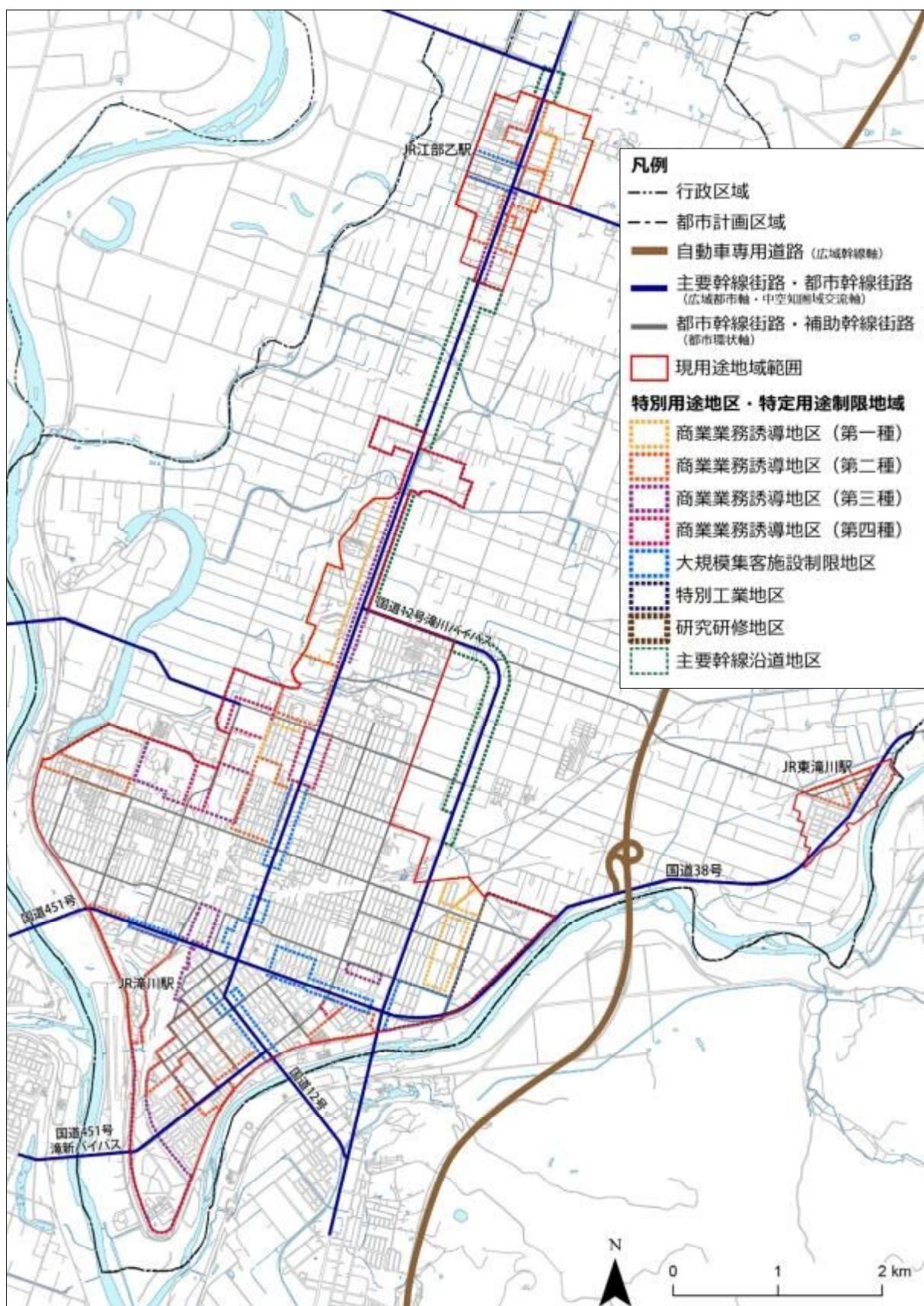


図 特別用途地区及び特定用途制限地域による立地規制図
(※その他、用途地域による立地規制あり)

(5) 工業地

現状の土地利用を維持することを基本に、既存工業団地や流通業務地の低未利用地を有効に活用するとともに、適切な工業立地に努めます。

- ・中空知流通関連団地については、特別工業地区（特別用途地区による規制）として位置付け、今後も工業・流通関連業務の円滑な立地を促進する。なお、現状の分譲率が9割を超えており、今後の需要動向を踏まえ、国道38号沿道で新たな工業・流通関連業務地としての土地利用を検討する。
- ・泉町の準工業地域については、研究研修地区（特別用途地区による規制）として位置付け、今後も研究開発施設等を中心とした土地利用を図る。
- ・新町の準工業地域については、避難所となる公共施設などにエネルギー供給を行う公益性の高い施設が立地しており、今後の事業継続に向け、都市計画決定及び用途地域の変更を検討する。
- ・その他の準工業地域・工業地域については、現状の土地利用を維持するが、今後の需要動向を踏まえ、適切な対応を検討する。
- ・国道12号沿道の準工業地域・工業地域のうち、農地として活用が見込まれる地域については、用途地域を縮小の上、農村環境保全地区（特定用途制限地域による規制）の指定を検討する。



図 工業地に関する土地利用方針図

(6) 農村地域

農地の保全に関しては、農業関係法令（農地法並びに農業振興地域法）に基づき行われていますが、農用地区域から除外した場合、農地転用を繰り返すことにより、実質的に農地の保全が困難になることがあります。そのため、都市計画関係法令に基づく特定用途制限地域を引き続き配置し、農地における開発の抑制を図ることにより優良な農地を保全します。

- ・現在農業振興地域となっている地域については、良好な営農環境を損なわないよう、農村環境保全地区（特定用途制限地域による規制）の指定を継続し、農業関連施設以外の土地利用を規制する。（ただし、国道38号沿道については、中空知流通関連団地の今後の需要動向を踏まえ、新たな工業・流通関連業務地としての土地利用を検討する。）
- ・用途地域外の国道12号沿道及び国道12号滝川バイパス沿道のうち、都市的土地利用の需要が一定程度見込まれる地域では、良好な営農環境を損なわないよう、主要幹線沿道地区（特定用途制限地域による規制）の指定を継続し、交通利便性を活かした沿道サービス施設以外の土地利用を規制する。
- ・国道12号沿道の準工業地域・工業地域のうち、農地として活用が見込まれる地域は、用途地域を縮小の上、農村環境保全地区（特定用途制限地域による規制）の指定を検討する。

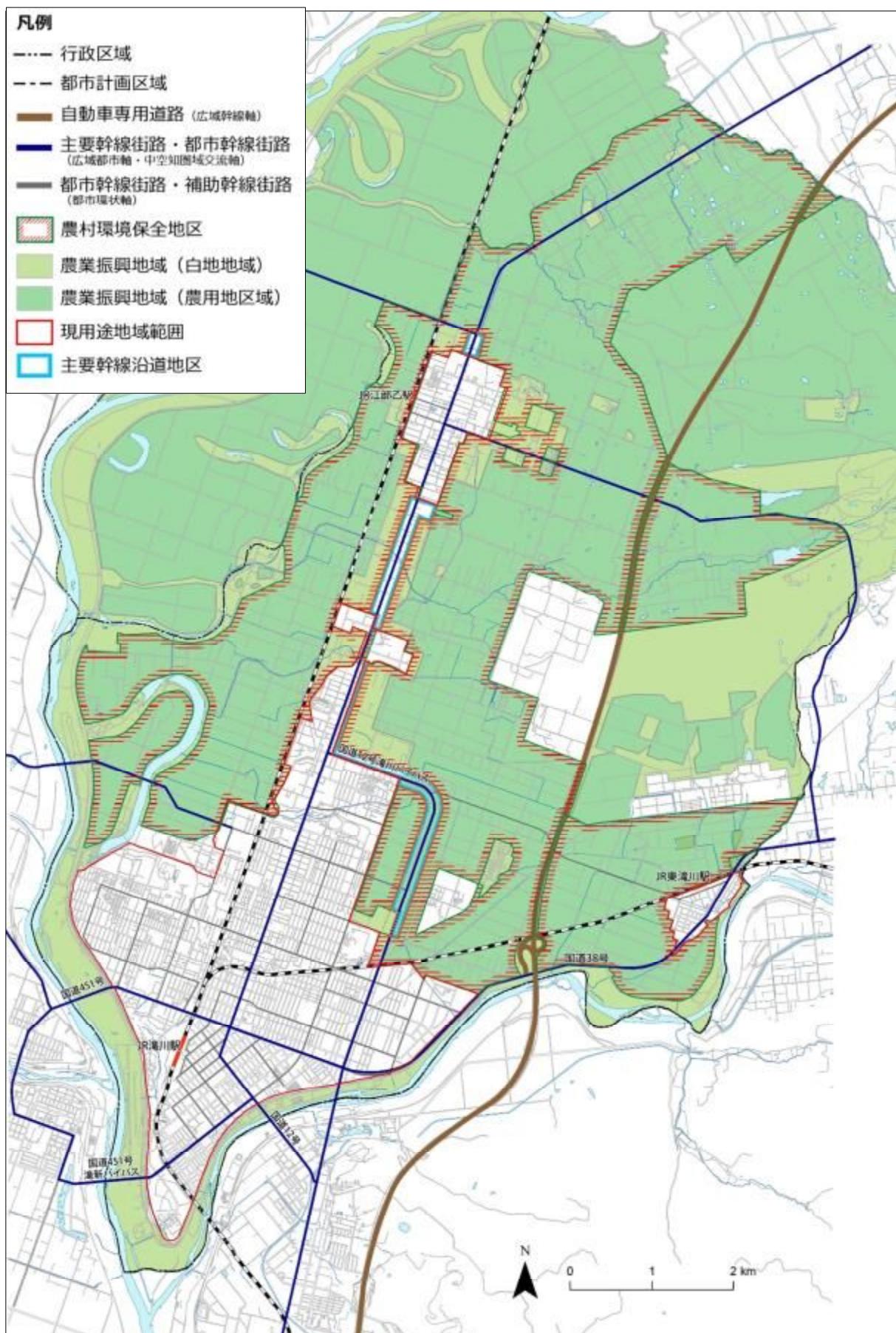


図 農村地域の保全方針図

4 – 2 交通体系

(1) 交通体系に関する現状と課題

本市は、国道12号、国道38号、国道451号の3本の主要国道が交差する北海道の交通の要衝の一つです。また、道道をはじめとした周辺自治体と本市を結ぶ道路網が中空知地域の交通拠点として重要な役割を果たしており、今後もこれらの交通体系を維持することが必要です。

都市内の道路体系をみると、これまで着々と都市計画道路の整備が進められてきましたが、都市計画決定後30年以上未着手の道路が7路線(5.43km)^{*1}あり、沿道の建物が建築制限を受けたままの状況であることなどから、当該路線の見直しについて検討が必要です。

また、公共交通については人口減少や少子高齢化が進行する中、利用者数が減少傾向となっていることから、公共交通の利便性の維持や確保が課題となっています。

(2) 交通体系の基本方針

**中空知地域の交通拠点としての役割を維持するとともに
「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市の骨格を形成し、円滑に移動できる持続可能な交通体系**

①広域、中空知地域、都市内の多様なネットワークを支える交通体系

北海道の交通の要衝としての広域交通ネットワークの形成、中空知地域の近隣自治体との交通ネットワークの形成、また、都市拠点やコミュニティ拠点を結ぶ交通ネットワークの形成など、都市の活力を支える多様な交通ネットワークの形成を図ります。

②選択と集中の観点を踏まえた都市計画道路の整備路線の検討

人口減少や少子高齢化が進行する中、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを支える道路網は重要な要素である一方、選択と集中の観点から、整備路線の見直しや絞り込みを図ることが必要です。

都市計画道路の役割を考慮しながら、まちづくりに関する多様な観点を踏まえ、整備すべき道路や維持すべき道路の検討を行います。

③持続可能な公共交通体系

前述した社会情勢の中、公共交通を取り巻く環境はこれまで以上に厳しくなることが想定されます。このような状況下で利用者の利便性を維持するために持続可能な運行形態や利用促進策、新たな公共交通の導入などを検討します。

既存の都市計画道路については、冬期交通の安全性確保、歩行空間のバリアフリー化等による安全・快適性の確保、豊かな自然環境に調和した都市内道路景観の整備、都市内幹線街路から住居街区へのアクセス機能強化など、市民の快適な暮らしを支える都市内交通環境の維持・向上を図ります。

^{*1}中央通(1.06km)、一丁目通(0.49km)、二丁目通(0.91km)、三丁目通(0.8km)、西泉通(1.26km)、西一号通(0.66km)、東四丁目通(0.25km)

(3) 道路交通ネットワーク

本市は、北海道中央部の交通の要衝かつ中空知地域の交通拠点の役割を担うことから、都市内を通過する国道12号、国道38号、国道451号を札幌・砂川方面、旭川・深川方面、帯広・赤平方面、留萌・新十津川方面の「主要幹線街路（広域都市軸）」として位置付け、自動車専用道路（広域幹線軸）、都市幹線街路（中空知圏域交流軸）とともに広域交通ネットワークを形成します。

また、都市内交通ネットワークとして、都市形成の骨格をなす「都市幹線街路（都市環状軸）」を位置付けます。さらに、都市内の移動の円滑化、居住区域の交通集散、宅地へのアクセスなどを担う、補助幹線街路、区画道路を位置付け、それぞれの街路の役割分担と補完関係を適切に設定し、都市活動の円滑化を図ります。

①自動車専用道路（広域幹線軸）

北海道縦貫自動車道は、本市と物流・交通拠点である新千歳空港、苫小牧港、札幌市、旭川市などの主要都市を高速で結ぶ役割を担う広域幹線軸として位置付け、今後も重要な交通基盤としての活用を促進します。

②主要幹線街路（広域都市軸）

i) 大通（国道12号）

札幌、旭川方面、近隣の深川市、砂川市、滝川市街地と江部乙地域を結ぶ重要な主要幹線街路であり、公共交通の主要路線、都市活動、防災等の面から都市内外の移動の円滑化を図ります。

また、東三号通（国道12号滝川バイパス）との役割分担のもと、既存の道路水準を維持しつつ、より都市内交通の役割を重視し、アクセス機能の強化を図ります。

- ・北滝の川地区から江部乙地域までの4車線化について国への要望を行う。

ii) 東三号通（国道12号滝川バイパス）

用途地域外における沿道の土地利用の規制の強化を図り、円滑な道路交通を維持します。

- ・都市内の通過交通を分散する役割を担う主要幹線街路であることから、道路の走行性を維持するため、用途地域外における店舗等の立地を抑制する。

iii) 東大通（国道38号）

帯広方面、近隣の赤平市、滝川市街地と東滝川地域を結ぶ重要な主要幹線街路であり、都市拠点と広域商業拠点を結ぶ街路でもあることから、公共交通の主要路線、都市活動、防災等の面から都市内外の移動の円滑化を図ります。

- ・滝川インターチェンジ東側区間の4車線化について国への要望を行う。

iv) 西大通（国道451号）・滝新通（国道451号滝新バイパス）

留萌方面、近隣の新十津川町を結ぶ重要な主要幹線街路であり、都市拠点にアクセスするとともに、一体の都市計画区域をなす新十津川町との連携を強化する役割を担うため、都市活動、防災等の面から都市内外の移動の円滑化を図ります。

- ・道路体系を維持するため、道路の維持管理を促進する。

③都市幹線街路（中空知圏域交流軸）

i) 道道江部乙雨竜線

江部乙地域と雨竜町の生活、観光、物流及び緊急時搬送路として重要な都市幹線街路であり、円滑な移動と安全性の確保を図ります。

- ・道路体系を維持するため、道路の維持管理を促進する。

ii) 道道江部乙赤平線

江部乙地域と赤平市を結ぶ都市幹線街路であり、国道12号及び国道38号に接続し、都市内の国道が通行不能となった場合の代替ルートとしての役割を担っていることから、円滑な移動と安全性の確保を図ります。

- ・道路体系を維持するため、道路の維持管理を促進する。
- ・都市計画決定区間（国道12号交点～東一線通交点）の整備について北海道への要望を行う。

iii) (仮) 道道滝川・新十津川線

国道12号と国道275号を結ぶ重要な路線であるとともに、本市と新十津川町を結ぶ国道451号の補助幹線として重要な役割を担っています。さらに、緊急車両の走行、災害時の避難道路としての役割もあることから広域交通ネットワークの強化を図ります。

- ・道路体系の位置付け変更について関係機関への要望を行う。
- ・市道西3丁目通り線の道道昇格について北海道への要望を行う。

④都市幹線街路（都市環状軸）

東三号通（国道12号滝川バイパス）、東大通（国道38号）、西大通（国道451号）、西二号通、三丁目通からなる環状の道路体系を都市形成の骨格をなす「都市環状軸」と位置付けます。

- ・三丁目通の未整備区間の道道昇格、整備について検討を行う。

⑤補助幹線街路

居住区域内の交通を集散し、都市幹線街路を補完する役割を担います。また、都市拠点や居住誘導ゾーンなどの周遊、滞留によりコミュニティ活動の活性化を図ります。

- ・都市計画道路の未整備路線の見直しを検討する。（中央通・西泉通・一丁目通・二丁目通・西一号通・東四丁目通）

⑥区画道路（一般市道）

居住区域内のアクセス性を高め、市民生活に密着した道路空間を形成するとともに、一部の路線については、補助幹線街路を補完する役割を担います。特に居住誘導ゾーン内の区画道路については、優先的に整備を行います。

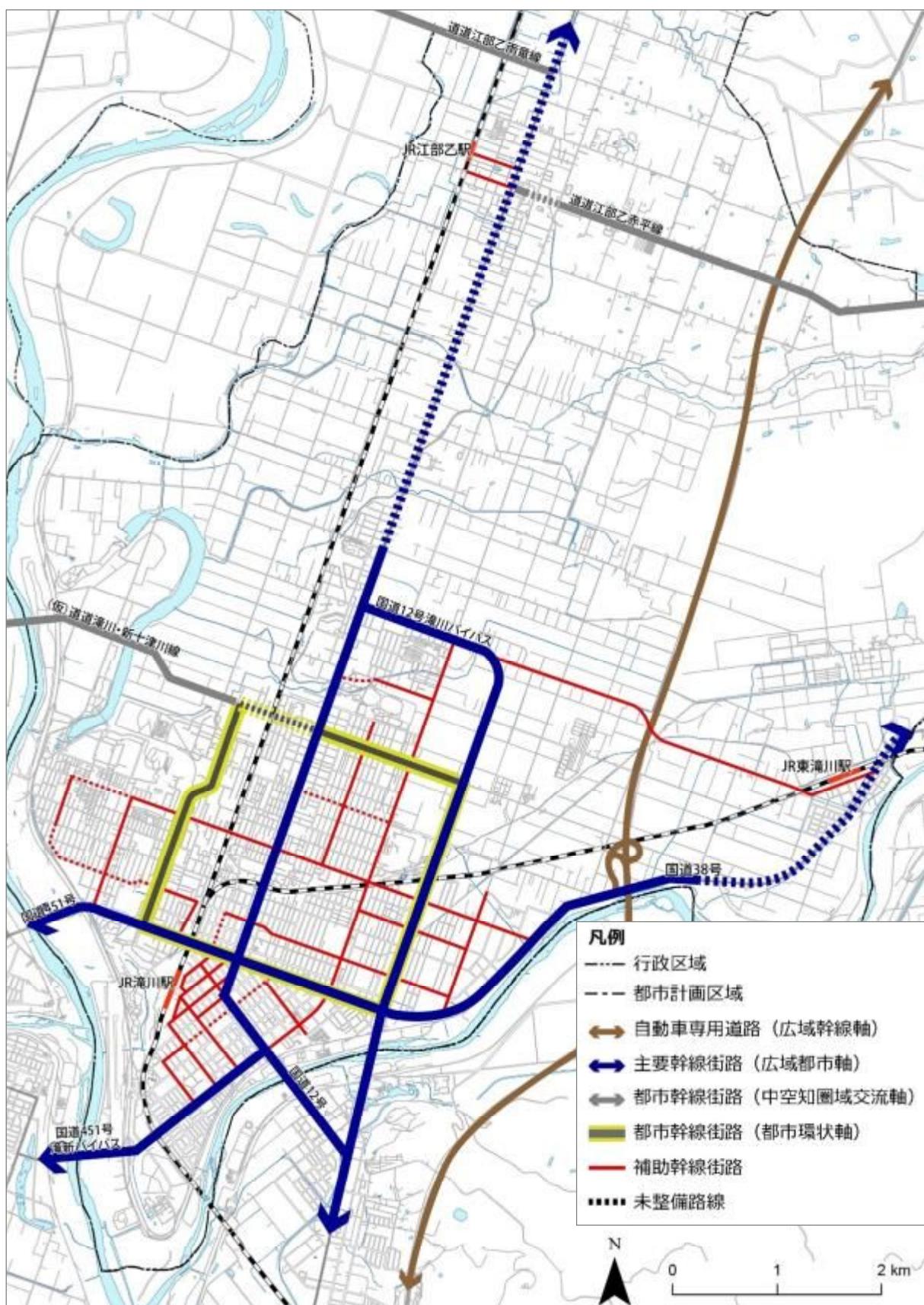


図 道路体系方針図

(4) 都市計画道路の見直し

「主要幹線街路（広域都市軸）」「都市幹線街路（都市環状軸）」に位置付けられた路線は、原則として存続することとします。補助幹線街路（一部都市幹線街路含む）は以下に示す「見直し検討路線（区間）の廃止・存続の方向性を判断する流れ」（北海道「都市計画道路の見直しガイドライン」による）やバス路線、緊急避難道路の状況、地域事情に基づき、今後のあり方を判断します。

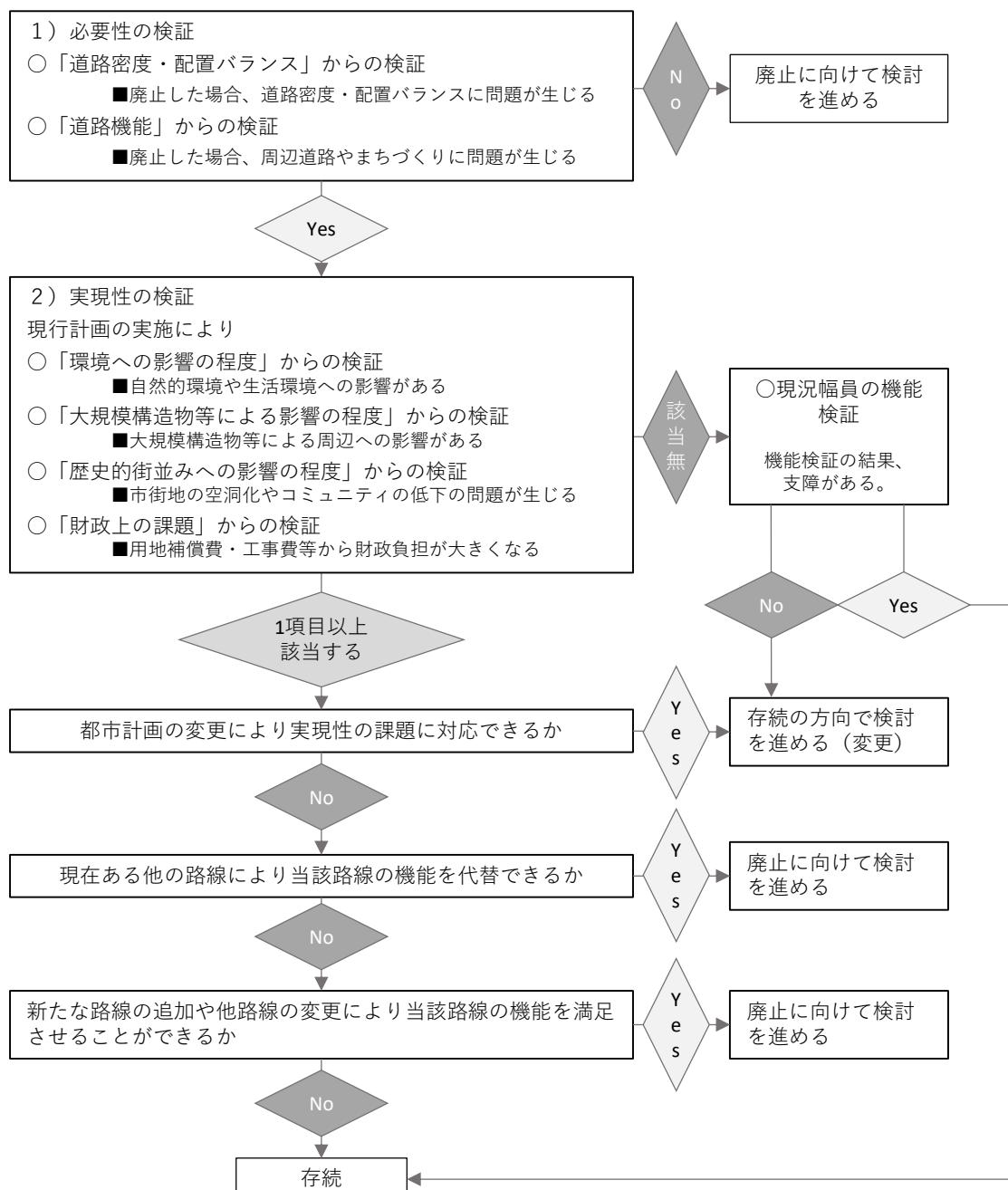


図 見直し検討路線（区間）の廃止・存続の方向性を判断する流れ

資料：北海道「都市計画道路の見直しガイドライン」

(5) 公共交通

生活利便性を確保するコンパクトな市街地形成とあわせて居住地域と各拠点を結ぶネットワークを支える公共交通を維持し、市民の生活を支えていくことが必要です。

そのため、既存の公共交通の維持・活用、新たな交通手段の確保など、公共交通の利用促進、利便性の維持を目指します。

①鉄道・バス

地域の実情を踏まえた持続可能な公共交通の確保に向け、移動実態に応じてダイヤ等の見直しを検討するなど、他路線との接続状況の改善を図るほか、公共交通の利便性を維持する利用促進策等の実施に努めます。

- ・鉄道や既存バス路線の維持、ダイヤ等の見直しについては、引き続き公共交通事業者と連携し、方策を検討する。
- ・JR北海道や近隣自治体と協働による鉄道の利用促進策を継続する。
- ・パーク&トレインなどの駐車場の維持管理を図る。

②新たな公共交通

将来を見据えた環境負荷低減や少子高齢化への対応のため、市民に身近な移動手段として、新たな公共交通の導入を検討します。

- ・デマンド交通等の導入を検討する。
- ・高齢者等の交通弱者の移動支援の仕組みづくりを検討する。

(6) 自転車・歩行者交通

環境負荷低減、少子高齢化社会への対応、コミュニティ形成において、日常の利便施設に対するアクセス利便性の向上は重要な要素です。そのため、主要な生活利便施設への自転車・歩行者ネットワークの形成、歩行空間のバリアフリー化、歩行空間とコミュニティ空間の一体整備など、自転車・歩行者交通の充実を図ります。

- ・都市拠点における土地利用に合わせたバリアフリー化路線の見直しを検討する。
- ・主要幹線街路や都市幹線街路における安全・安心な歩行空間の整備を検討する。
- ・JR滝川駅前広場における広場、休憩所のあり方を検討する。
- ・都市拠点、居住誘導ゾーン内の周遊ルート、滞留空間の形成（広場、緑地等）を検討する。

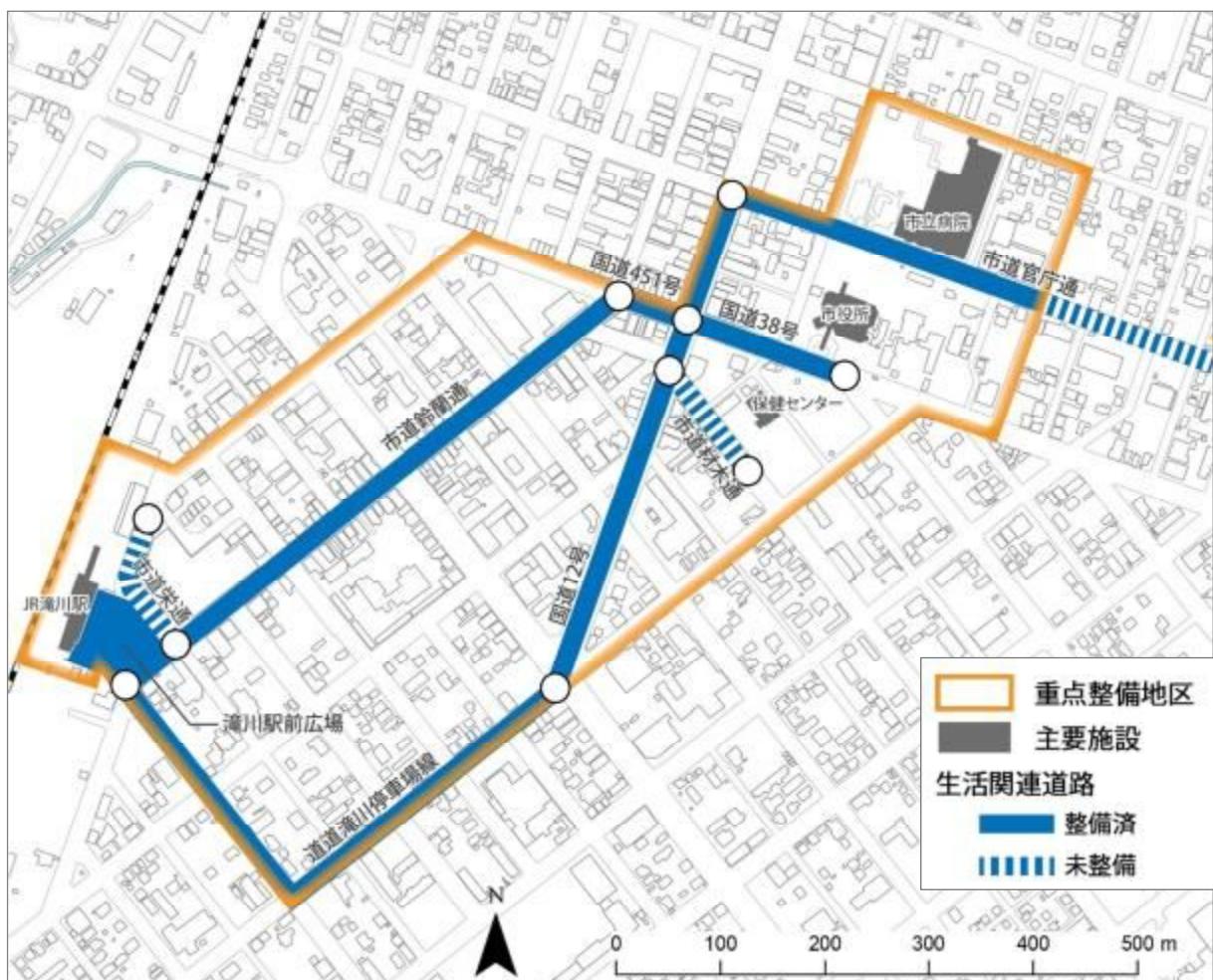


図 重点整備地区（生活関連施設及び生活関連道路）

資料：滝川市バリアフリー基本構想より作成

(7) 道路景観

本市の田園景観や自然景観に調和するように、街路樹等の整備・維持管理や沿道の建築物・広告等の景観マネジメントを行います。

街路樹については樹木の生育に伴い、維持管理費用が増大しているため、重点管理路線の設定などによるメリハリのある管理、不適合木の撤去や間引きなど、適切な維持管理に取り組みます。

- ・街路樹の適切な維持管理を図る。
- ・緑花樹等配布事業を継続する。
- ・電線類の地中化について、関係機関へ要望する。

(8) 道路の維持管理

関連計画^{※1}に基づき、定期的な調査を実施し、計画的かつ予防保全的修繕を実施することにより道路利用者の安全性・快適性を確保するとともに、維持管理コストの縮減を図ります。

また、冬期間における積雪に対応し、道路の安全性確保や流雪溝の維持管理を行うとともに地域協働の除排雪体制を継続します。

- ・日常点検、定期点検、計画的な補修等を継続する。
- ・除雪機械の適切な更新と民間への貸与を継続する。
- ・冬期路面の凍結及び交通対策を継続する。
- ・地域協働の除排雪体制を継続する。（流雪溝管理運営事業、市道排雪モデル補助事業など）

^{※1} 「滝川市舗装個別施設計画」及び「滝川市橋梁長寿命化修繕計画」

4 – 3 公共施設・その他の都市施設

(1) 公共施設・その他の都市施設に関する現状と課題

本市ではこれまで人口の増加や住民ニーズなどに応じて、多くの公共施設等のインフラ整備に取り組んできましたが、これらの施設も老朽化が著しく、今後の維持管理や更新等に膨大な経費が必要になることが見込まれます。

人口減少や少子高齢化が進行する中、市税や地方交付税の減少などが見込まれ、地方財政にとつては一層厳しさを増しており、施設ごとに更新費用等を捻出していくことは極めて厳しい状況にあります。

このような近年の状況を鑑み、財政負担の軽減・平準化や計画的・効率的な施設配置を進め、人口減少等に対応した施設運営を目指すことが必要です。

なお、施設配置の検討にあたっては人口減少や少子高齢化への対応、郊外部への市街地拡大の抑制などの観点を踏まえることが求められます。

(2) 公共施設・その他の都市施設の基本方針

市民の利便性に配慮した適正な施設配置を行うとともに、計画的・効率的な施設運営の推進

①施設の複合化の推進

施設の複合化・集約化を進め必要な機能を維持しつつ、施設の床面積の削減を図ります。また、新たに施設を取得する際は、施設の複合化・集約化を行うことを基本とし、新たに取得する施設の床面積を超える規模の既存施設の床面積を削減します。

②施設の計画的・効率的な維持管理の推進

今後も維持し続ける施設については、省エネルギー化を含む計画的な修繕を行い、施設の長寿命化を進めます。また、施設の維持管理及び運営については、PPP（官民連携）を基本とした効率的な維持管理を行うこととします。

③施設の無駄のない活用の推進

削減の対象となった施設は、積極的に売却・賃貸・譲渡を進め、これにより得られる財源は、残存する施設の維持管理経費等に充てます。また、広域利用が可能な施設は、広域による運営を検討します。

④適正な配置による施設の集約化

多数の市民が利用する行政サービス施設、医療・福祉施設、文化施設などの都市機能を集約化する場合、市民の暮らしやすさへの配慮や持続可能な都市づくり、都市の活力の創出の観点から、土地利用の基本方針を踏まえ、可能な範囲で都市拠点や居住誘導ゾーンへと誘導を図ります。

教育施設など地域に密着した施設については、居住誘導ゾーンから通いやすい範囲へ立地をすることとしますが、コミュニティ拠点や一般住宅地の利便性も考慮しながら、配置を検討します。

(3) 公共施設の再編や施設配置

「滝川市公共施設個別施設計画 前期計画」の方針に基づき、施設の再編を進めます。施設の再編にあたっては、施設の状態（耐用年数や耐震性など）、利用状況、維持管理コスト、施設の役割を総合的に判断した上で、引き続き維持し続けるのか、複合化・集約化を図るのか、といった方向性を定めます。また、建て替えを伴う複合化・集約化を行う場合、本計画の土地利用の基本方針を踏まえ、適切な施設配置を検討することとします。

(4) その他の都市施設

本市の市民生活を担う施設については、今後も適切な維持管理を図りながら、社会情勢等を踏まえた適切な更新、都市計画決定などを検討します。

①一般廃棄物処理施設

ごみ処理の広域化計画に基づき本市、芦別市、赤平市、新十津川町、雨竜町の広域ごみ処理施設であるリサイクリーンでは、ペットボトルなどの資源物は中間処理を行い、民間事業者に引き渡しリサイクルを推進するなど環境負荷の軽減を図ります。また、生ごみを活用したエネルギー回収及び残渣の堆肥化を行う高速メタン発酵処理施設については、バイオマス活用や施設のあり方などを検討します。

なお、持続可能な廃棄物処理の適正なあり方の中で、一般廃棄物処理施設の整備を検討します。

②産業廃棄物処理施設

産業廃棄物処理施設は、民間事業者による整備が基本となっていますが、北海道の関連計画^{*1}に基づき、適切な立地及び施設整備となるよう努めるとともに、各計画における位置付け等を踏まえつつ、当該施設に係る計画内容やその公益性を含めた上で、適正な管理運営等を維持し、当該施設に係る恒久性の確保が図られると判断した場合については、都市計画決定に向けての検討を行います。

③火葬場

火葬場（滝の川斎苑）は本市、赤平市、新十津川町、雨竜町の広域を対象とし、市民生活を営む上で必要不可欠な施設であり、令和3年度に建て替え事業を実施しました。今後も適切な維持管理を行っていきます。

^{*1} 「北海道循環型社会形成推進基本計画」及び「北海道廃棄物処理計画」

④卸売市場

滝川地方卸売市場は、滝川市街地の中空知流通関連団地に位置し、本市における食料品の取引の拠点としての役割を果たしており、今後も都市施設として維持します。

⑤エネルギー供給施設

エネルギー供給施設は、各民間事業者による整備が基本となっていますが、避難所となる公共施設へのエネルギー供給を行う施設など、公益性の高い施設については、都市計画決定の検討を行います。

4-4 都市環境

(1) 都市環境に関する現状と課題

本市の公園や下水道等の都市施設は一定程度充足しており、今後の人口減少や本市の厳しい財政状況を踏まえると、長寿命化等により既存ストックの有効活用を図るとともに、施設の集約化等の検討が必要です。こうした中、子育て世帯に魅力的なまちづくりや高齢者が住み続けられるまちづくりなど、少子高齢化への対応を踏まえながら、自然環境の保全や公園緑地の再編などを図ることが求められます。

また、近年の気候変動や地球温暖化への対策として、建築設備や再生可能エネルギーの導入、交通や廃棄物処理など、都市環境に関する各分野において脱炭素化を図る必要があります。都市環境に関連する個別施設については、施設の老朽化状況などを踏まえ適切な維持管理・更新の検討が求められます。

河川については、本市や関係機関による環境整備が進められていますが、環境面の観点から改善が必要な箇所もみられるため、引き続き関係機関と連携した河川整備が必要です。

(2) 都市環境の基本方針

地球環境にやさしい、地域特性を生かしたうるおいのある都市

①人口減少や少子高齢化に対応した施設の再編・集約化

小規模な都市公園については、集約や再編を図ります。下水道施設については、人口減少に伴う事業計画の見直しを踏まえ、計画的な管路の維持管理を実施します。

②脱炭素化に対応したまちづくりの推進

再生可能エネルギーの利用促進やエコカーの導入検討、公共交通機関の利用促進のほか、一般住宅や公共施設についても環境に配慮した設備導入や運営を促進します。

都市環境に関連する個別施設については、施設の老朽化状況などを踏まえ、維持管理や更新などの方向性を検討します。

③関係機関と連携した河川整備の継続

河川については、野生動植物の生息地や市民のレクリエーションの場として適切な維持管理や保全を図るほか、関係機関への未整備河川の改善要望や関係団体と連携した清掃活動、環境教育などを継続的に実施します。

(3) 公園・緑地・河川

公園・緑地は、安らぎや憩いを享受できる空間であることに加え、災害時における避難場所の機能を兼ね備えています。また、コミュニティの形成や地域づくりの拠点としても重要な役割を担っているため、多世代が安全・安心に利用できる公園・緑地の整備・利用・管理が求められています。

現在、本市の公園・緑地の総量は充足していることから、既存の公園の資源や価値の維持を基本としながら、公園の特色・役割を活かした機能分担や施設機能の統廃合を進めます。また、都市公園の効果的な利活用と魅力向上のため、地域住民や民間企業が参画できる取組を継続的に実施します。

河川については、自然環境の保全を図りながら、環境教育、市民の憩い、健康づくりなど、河川に囲まれた環境を活かしたまちづくりを進めます。

①緑のネットワークの形成と拠点づくり

本市における主要な河川や緑地については、都市環境の骨格となる緑や骨格をつなぐ「水と緑のネットワーク」として位置付け地球温暖化防止や生物多様性の保全に向けた環境保全を図ります。

- ・石狩川や空知川、丸加高原などの丘陵地や市街地周辺の田園は、本市の都市環境の骨格となる緑として位置付け、河川緑地の整備や植林など維持保全を図る。
- ・江部乙川や熊穴川などの小河川や農地のなかの樹林地・池沼、花・野菜技術センター周辺の森林、東滝川地区を東西に横切る河岸段丘崖、公園のまとまった樹林地は野生生物の生息地・移動経路となる水と緑のネットワークとして配置し維持保全を図る。

②社会動向・市民意向に対応した公園・緑地の集約・再編

市民の身近な公園である都市公園の利用促進を図るため、現在の利用状況、人口減少や少子高齢化の進行を踏まえた将来の利用状況、地域の特性を考慮して、公園機能の見直し及び公園立地の集約を進めます。

- ・現在の公園整備状況と地域の特性を踏まえ、公園の機能の見直し、立地の再編を検討する。
- ・公園集約の跡地となる場所では、住民のコミュニティスペースや防災分野の取組での活用も視野に入れた上で、地域住民とともに活用方策を検討する。

③市街地における緑化

市街地では、うるおいや安らぎをもたらす緑を適切に形成・維持管理するとともに、一般住宅地などの戸建て中心の住宅地では、郊外のライフスタイルに対応し菜園や花壇のスペースを確保するなど、緑豊かな市街地形成を促進します。

- ・幹線街路の街路樹の維持管理、公共施設の敷地内緑地や外構緑地の形成や維持管理を図る。
- ・コミュニティの育成や生涯学習、子育ての場など市民が集まる農空間の整備を図るため、遊休農地などの市民農園などへの活用を継続する。

④地域（市民、企業、NPOなど）との協働による活動体制づくり

緑づくりの実現に向け、担い手となる市民、事業者、団体が緑づくりに関わりやすい環境を目指します。

- ・「まちづくり・川づくり協議会」などの既存市民団体の活動支援を行う。（石狩川クリーンアップ作戦による清掃活動の連携等）
- ・公園等の整備に当たり、住民参加型による計画策定を推進する。
- ・緑花樹等配布事業を継続する。
- ・アダプトプログラム^{※1}制度の活用（「たきかわまちびか協働隊」制度の活用）を継続する。

⑤河川

自然環境保全を図りながら、環境教育、レクリエーションの場づくり、健康づくりなど、河川に囲まれた地域特性を活かしたまちづくりを進めます。

また、河川敷地等の樹林地は、野生動植物の生息地・移動経路となるため、生態系ネットワークの維持保全を図ります。

- ・ラウネ川の水質改善に向けた取組（北海道への水質改善策の実施要望や合併処理浄化槽の整備継続、清掃活動等の活動支援など）を促進する。
- ・水質調査等の環境調査を継続的に実施する。
- ・野生動植物等の生息環境の適切な保全（河川敷地への植林や草刈り等の維持管理など）を図る。
- ・石狩川、ラウネ川等における親水空間の整備について、国及び北海道への要望を継続する。
- ・石狩川、空知川、ラウネ川等における環境教育を推進する。
- ・普通河川において、氾濫を防止するための伐開及び浚渫事業を実施する。
- ・道道深川砂川自転車道線の未整備区間の整備について、北海道への要望を継続する。
- ・たきかわスカイパークでは、スカイスポーツ施設と公園機能が一体化した、滝川ならではの地域資源として、施設の改善や魅力強化に資する取組を検討する。
- ・B&G海洋センターでは、施設等の再整備に向けた方向性を検討する。
- ・リバーサイドエリア内の各施設が連携し、賑わいの創出を図る。

^{※1}アダプトプログラム：市民と行政が協同で進めるまち美化プログラム。「アダプト」とは「養子縁組する」という意味で、企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がこれを支援する仕組み。



図 公園・緑地・河川の方針図

資料:「滝川市緑の基本計画」を参考に作成

(4) 都市環境施設等

日本では、2050年カーボンニュートラルに向けて、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減する目標を掲げており、本市の都市環境施設等においても、都市活動に伴う地球温暖化対策やエネルギー資源の循環に対する重要な役割を担う施設として、関連技術の導入や行政や市民が一体となった取組の推進が求められます。

そのため、水循環の適正化、省資源・省エネルギー技術の推進、自然エネルギーの有効活用等による二酸化炭素排出量の削減、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進などの分野で、施設の効率化・最適化や資源循環に関する社会システムの改良を先導的に推進します。

①建築物の脱炭素化の推進

集約・再編後の公共施設の有効活用や住宅の省エネルギー化を通して、建築物の脱炭素化を促進します。

- ・公共施設のリノベーションなど、既存ストックの有効活用（統廃合後的小中学校の再活用、その他市有施設等の改修などによる長寿命化対策など）を図る。
- ・住宅における省エネルギー化、長寿命化（断熱性能、住宅設備等）に向けた支援を検討する。

②再生可能エネルギーの利用や交通手段の脱炭素化の推進

脱炭素化型まちづくりの推進のため、太陽光発電など再生可能エネルギーの利用促進やエコカーの導入、公共交通機関の利用促進を図ります。

- ・太陽光などの再生可能エネルギーと省エネ技術の公共施設への導入を検討する。
- ・一般廃棄物処理施設内にあるバイオガス化プラント（高速メタン発酵処理施設）のあり方を検討する。
- ・更なるバイオマスの利活用に向けて、農業系未利用資源等の新たなエネルギー活用の可能性について検討する。
- ・公共交通機関の利用促進に向けた取組を行う。
- ・デマンド交通等の導入を検討する。
- ・公用車をはじめとするエコカーの導入を検討する。

③廃棄物の適正処理

ゴミの3R（リデュース、リユース、リサイクル）を促進し、ゴミの減量や適正処理、資源の循環利用を進め、リサイクル活動拠点の整備を推進します。

- ・町内会等での集団資源回収への支援を継続する。
- ・一般廃棄物処理施設については、持続可能な廃棄物処理の適正なあり方の中で、施設整備の検討を行う。
- ・新たな最終処分場の整備の必要性について検討する。

④下水道施設の維持管理や水循環の適正化

市民が安全・安心な下水道を使用できる環境を維持するため、下水道施設の適切な維持管理を進めます。また、都市下水道の普及促進や農業地域における合併処理浄化槽の普及など水循環の適正化に努めます。

- 既存の下水処理区域の維持や計画的な改築更新を図る。
- 公共下水道普及率の更なる向上を図る。
- 下水道の水質の維持管理（定期検査の実施など）を継続する。
- ストックマネジメント計画にもとづく管路維持管理を継続する。
- 合流式下水道の分流式への移行^{※1}を図る。
- 下水処理区域外における合併処理浄化槽の設置を継続する。

^{※1}下水道の方式には合流式と分流式がある。

合流式：家庭などからの排水と雨水を一本の管で一緒に流して処理する方式であり、本市でも最初に着手した市内中心部でこの方式が採用されている。

分流式：生活排水と雨水を別々の管で流す方式であり、現在新しく整備する下水道のほとんどがこの方式を採用している。

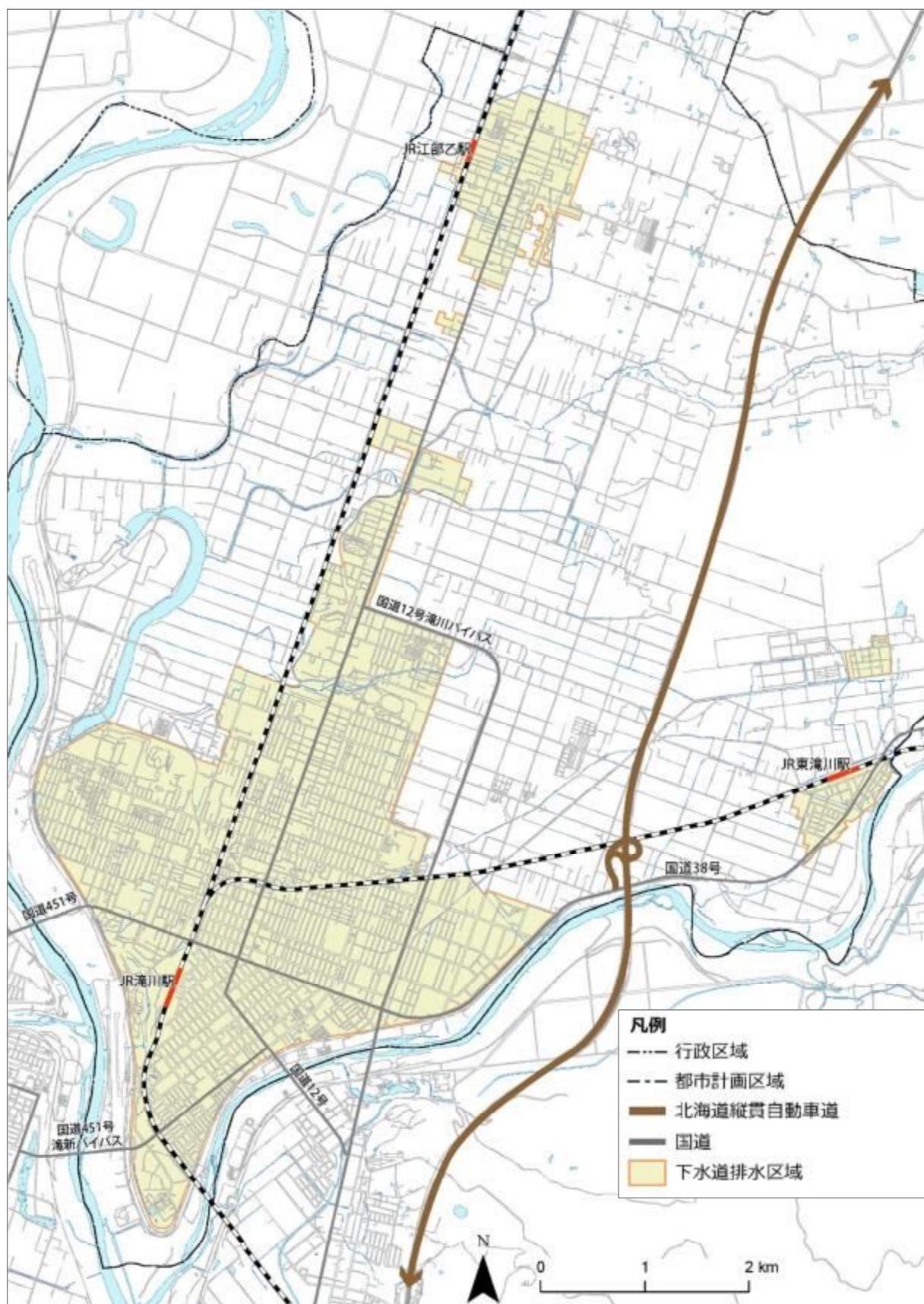


図 下水道の整備状況図

4 – 5 都市防災

(1) 都市防災に関する現状と課題

近年、全国各地で大規模な地震が発生し、台風及び前線に伴う集中豪雨や予測できないゲリラ豪雨の発生頻度が著しく増加するなど、自然災害への危険性が高まっています。また、本市には、石狩川、空知川といった大きな河川のほか、江部乙川やラウネ川が流れしており、洪水による浸水が想定されるエリアに多くの市民が居住している状況にあります。

また、建築物の耐震化については、市有建築物はおおむね耐震性を満たしているものの、それ以外の多数の者が利用する建築物^{*1}については、一部耐震性が不十分なものがみられる状況です。

都市防災については、本市の厳しい財政状況を踏まえると、公共事業によるハード面の整備で全てを対応することは困難と考えられるため、ソフト面の防災対策についても、市民や民間事業者等の協力も得ながら推進することが必要です。

(2) 都市防災の基本方針

災害に強いまちづくりを進めるとともに 市民自らの地域防災力の強化により市民の安全・安心を確保

①災害などへの対応強化

災害に強いまちづくりを進めるため、災害の危険が少ないエリアを中心に、都市機能や居住の誘導を図るほか、地域防災計画、耐震促進計画などに基づき、建築物の耐震性や電気、水道、ガスなどのライフラインや防災拠点となる施設の安全性を確保します。

②治水対策の推進

自然環境に配慮しながら河川の維持管理や水害対策を適切に行うため、河川整備計画などに基づき、護岸整備及び堤防の築造や低地帯などの排水施設の整備などの治水対策を行います。

③ハード・ソフトの両面からの防災対策の強化

近年の災害の激甚化・頻発化に対応し、河川改修等のハード面による防災対策に加えて、行政と市民等が協働し、地域の災害対応力を高めるためのソフト面での取組を促進します。

^{*1}多数の者が利用する建築物：「滝川市耐震促進計画（第二期）」において定められている、学校、病院、百貨店、事務所など、不特定かつ多数の者が利用する用途の建築物で、一定の規模以上のもの。

(3) 都市防災

都市防災の課題への対応にあたり、①被災リスクの抑制の推進、②ハード・ソフトの両面による防災・減災対策、③流域治水^{※1}の推進、④建築物やインフラの耐震化を総合的に組み合わせて取り組みます。

地域防災計画、耐震促進計画（第二期）、立地適正化計画などに基づき、災害に強い都市基盤の整備や防災を考慮した土地利用計画などとともに、地域の防災対策による市民の防災力向上など、市民の安全・安心を確保する災害に強い都市の形成を図ります。

①被災リスクの抑制の推進

市民の安全な暮らしを確保するため、災害による被害を回避する対策に取り組みます。具体的には、居住誘導ゾーンの区域外であり、3m以上の洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域（以下、災害ハザードエリア）については、都市機能や居住の積極的な誘導を図らないことや、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転に関する支援を検討するなど、できる限りの被害の回避を促進します。

- ・災害ハザードエリア外を中心に都市機能や居住の誘導を図る。
- ・災害ハザードエリアにおける開発抑制を図る。
- ・災害ハザードエリアからの移転に関する支援を検討する。

②ハード・ソフトの両面による防災・減災対策

従来の想定を大きく超えるような豪雨による災害が全国各地で頻発している状況を踏まえ、河川改修等のハード面による防災対策の推進に努めるとともに、ソフト面からも市民一人ひとりが災害から身を守るために行動できるようタイムライン^{※2}防災の考え方を家族や地域レベルで普及、定着を図るほか、自らの意思で災害対応等に参画する市民の力が活用される体制づくりに努めます。

【ハード面】

- ・国、北海道と連携した緊急輸送道路の計画的な整備を推進する。
- ・大規模水害時を想定した庁舎機能の移転対策等、防災対策を推進する。
- ・水道施設、下水道施設等の防災対策を推進する。
- ・避難所として活用しやすい公共施設の整備を検討する。（エネルギー対策の強化など）

【ソフト面】

- ・町内会の研修会等の場を活用して、家族におけるマイ・タイムライン及び地域におけるコミュニティ・タイムラインの意義や作成方法等について普及させ定着を図る。
- ・滝川市防災サポーターの登録拡大を図り、官民一体となっての災害対応体制の構築を図る。
- ・町内会等の団体や学校を対象とした継続的な防災研修会を開催するなど、防災教育を推進する。

^{※1}流域治水：気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。

^{※2}タイムライン：災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」「誰が」「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画のこと。国、自治体、企業、住民等が連携してタイムラインを策定することにより、災害時に連携した対応を行うことができる。

③流域治水の推進

河川整備計画などに基づき、石狩川・空知川・江部乙川・ラウネ川などの護岸整備及び堤防の築造など維持管理を適切に行うとともに、普通河川における氾濫防止対策、低地帯の排水施設の整備による内水対策、流域対策を行います。また、河川環境に関する情報収集・提供、水防訓練等を行い、市民と協力した治水対策を行います。

- ・河川改修工事（石狩川、江部乙川、ラウネ川）の関係機関への要望を継続する。
- ・河川の河岸保護工について、関係機関への要望を継続する。
- ・内水排除（排水施設）の整備、更新について関係機関への要望を継続する。
- ・普通河川において、氾濫を防止するための伐開及び浚渫事業を実施する。
- ・水防訓練を継続する。
- ・河川環境に関する情報収集・提供を継続する。

④建築物やインフラの耐震化

災害発生時に迅速な対応ができるよう電気、水道、ガスなどのライフラインを確保するとともに避難所や避難路を確保し、災害応急活動の拠点となる市役所、消防署、病院、避難場所となる学校等の公共施設の安全性を確保します。

- ・長寿命化計画などに伴う道路施設の防災対策、橋梁の長寿命化、下水道の耐震化を推進する。
- ・耐震促進計画（第二期）に基づき、住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化を促進する。

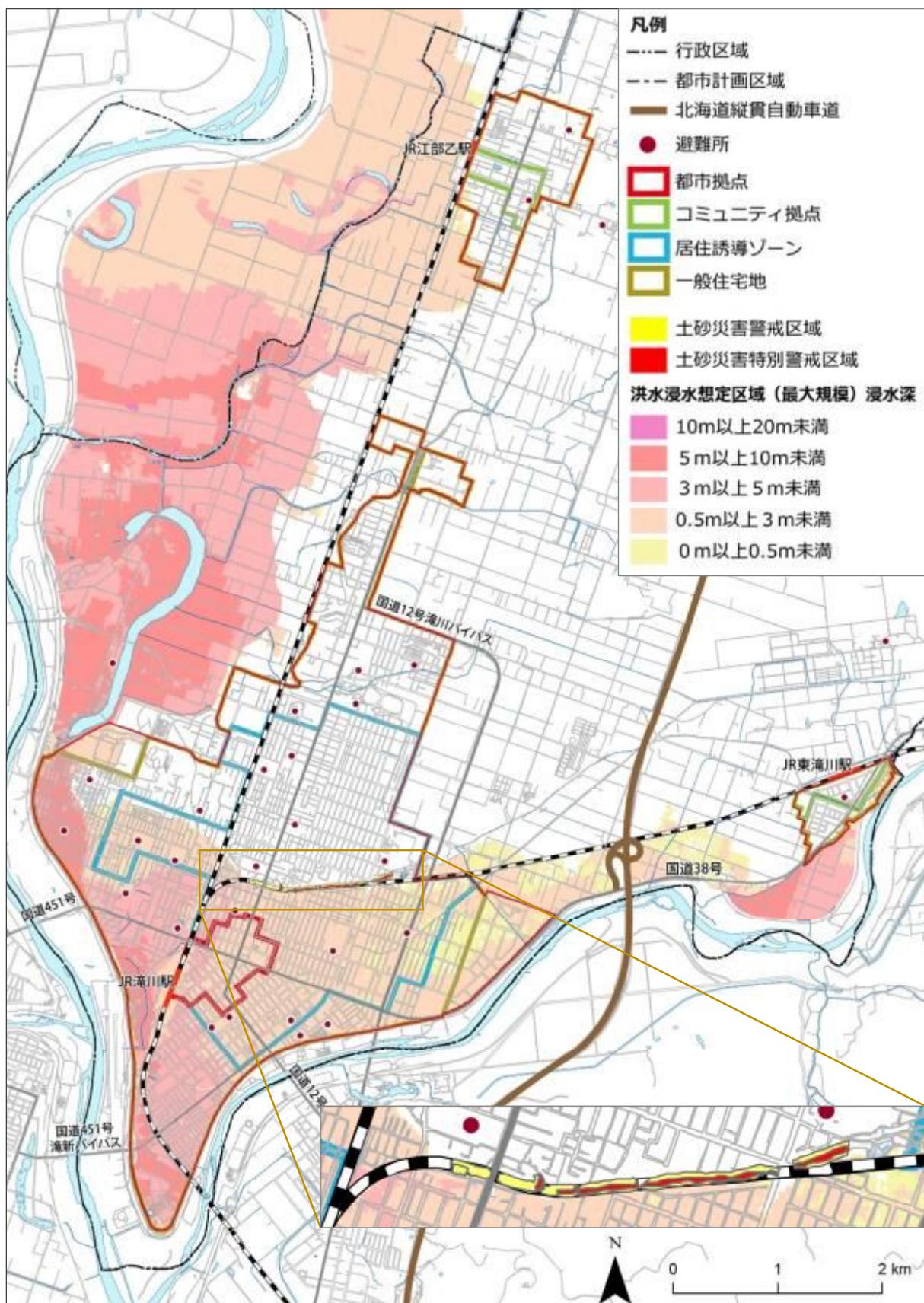


図 都市防災現況図

第5章 地域別構想

5-1 滝川市街地

(1) 現状と課題

①都市拠点

本市の中心市街地として、商業施設の集積等により賑わいのある地区となっていましたが、国道12号滝川バイパス沿道などの郊外部への商業施設の進出等に伴い商業機能の衰退が進み、賑わいの低下が深刻な問題となっています。

近年では、栄町3-3地区の再開発やJR滝川駅前広場の再整備、共同住宅の立地が進んだ一方で、大規模商業施設の閉鎖、空きビルが長期間放置されているなど、まちの魅力低下が著しい状況です。

このような現状の中、市民アンケート調査では6割以上の市民が「都市機能の充実を図るべきエリア」として当地域を挙げるなど、「滝川の顔」として賑わいを創出できる土地利用や都市機能の充実が課題となっています。

②広域商業拠点

国道12号滝川バイパス沿道付近は、大型商業施設が集積しているエリアとなっており、現状、都市拠点に代わって本市並びに中空知地域の商業拠点としての役割を果たしています。今後も当地域の機能を維持することが課題となっています。

③観光・交流拠点

本市では、たきかわスカイパークやB&G海洋センターなど、石狩川沿いに点在する施設群の総称を「リバーサイドエリア」と位置づけ、外客誘致・交流人口の拡大を図っています。

石狩川河川敷のたきかわスカイパークは、サマースカイフェスタが夏の恒例イベントとなるほか、スカイワーケーションの受入れなど、交流人口の拡大に向けた取組を進めています。また、B&G海洋センターでは、カヌーをはじめとした海洋スポーツの普及促進に取り組んでいます。

いずれの施設も建物の老朽化が進んでおり、たきかわスカイパークは修繕による施設機能や景観の維持、B&G海洋センターは再整備が課題となっています。

④居住誘導ゾーン

人口減少、少子高齢化社会に対応したコンパクトで利便性の高い市街地形成に向け、郊外部への市街地拡大を抑制し、市街地内的人口密度の維持を目指すことが必要です。そのため、滝川市立地適正化計画に基づき、「居住誘導ゾーン」を設定しました。本区域においては、居住機能に関連する重点的な取組や支援の検討が課題となります。

⑤交通体系

市街地内の都市計画道路は順次整備を進めてきましたが、広域交通ネットワークを担う主要幹線街路（国道）や都市形成の骨格を担う都市幹線街路（三丁目通）など、未整備区間が存在する状況です。

また環境面での整備については、国道12号や国道451号沿道において環境美化及び緑化推進活動が実施されています。

(2) 滝川市街地の基本方針

- ・居心地のよく歩いて楽しい魅力ある都市拠点の形成を図ります。
- ・中空知地域の生活を担う、利便性の高い広域商業拠点の維持・充実を図ります。
- ・滝川ならではの特色と魅力ある観光・交流拠点の形成を図ります。

(3) 滝川市街地での主な取組

①都市拠点

都市拠点では、本市の商業や賑わいを支えてきた地域の特性を踏まえ、行政、医療・福祉、交流、文化等の中心となる「滝川の顔」にふさわしい拠点形成を図ります。

- ・「滝川の顔」となる広場等の滞在・交流のできる空間創出を図るとともに、公共機能や医療・福祉等の都市機能を集積するなど、都市拠点として賑わいを創出できる魅力的な土地利用を推進する。（図中①）
- ・老朽化した建物は、周辺環境への影響や来街者への印象を考慮し、有効活用に向け建物の改修・解体や誘導施設の新設、空き店舗への出店の方策を検討する。（図中②）
- ・総合福祉センター跡地などに子育て複合施設の整備を推進する。（図中③）
- ・官公庁施設の再編等の際には、可能な範囲で都市拠点への立地を誘導する。（図中④）
- ・文化施設の再編等の際には、都市拠点での立地可能性を検討する。（図中⑤）
- ・まちづくりセンターみんくるの機能維持に向け、施設のあり方を検討する。（図中⑥）

②広域商業拠点

現状の商業集積を活かし、中空知地域の暮らしを支える拠点として、交通利便性を活かしながら大型商業施設等の生活利便機能の確保を図ります。

- ・土地利用規制の緩和を図り、中空知地域の暮らしを支える拠点としての機能強化を図る。（図中⑦）

③観光・交流拠点

これまで実施してきたイベント等の取組を継続しながら、老朽化が進む施設の修繕や再整備に向けた検討を進め、「リバーサイドエリア」内の各施設と連携しながら、引き続き魅力あるレクリエーションの場を確保します。

- ・たきかわスカイパークでは、スカイスポーツ施設と公園機能が一体化した、滝川ならではの地域資源として、施設の改善や魅力強化に資する取組を検討する。（図中⑧）
- ・B&G海洋センターでは、施設等の再整備に向けた方向性を検討する。（図中⑨）
- ・リバーサイドエリア内の各施設が連携し、賑わいの創出を図る。（図中⑩）

④居住誘導ゾーン

現状の人口密度や生活利便性の維持を目指すため、共同住宅等の立地を促進するなど居住機能の重点的な形成・誘導を図ります。（図中⑪）

- ・「サービス付き高齢者向け住宅」などの高齢者向けの住宅整備を推進する。
- ・既存住宅の耐震化など、安全で快適な住宅への改修を促進する。
- ・定住促進を図るため、住宅建設や改修への支援等を検討する。
- ・公営住宅は、建て替えや再編を図る場合、居住誘導ゾーンへの立地を推進する。
- ・空き家・空き店舗の活用に向け、民間事業者との連携により資産活用の促進や解体・除却の支援を検討する。
- ・子育て世帯への住み替え支援を図り、既存住宅の流通・利活用を促進する。

⑤交通体系

本市や中空知地域の交通ネットワークの充実に向け、主要幹線街路や都市幹線街路を中心に、引き続き道路整備を図ります。

- ・大通（国道12号）は、北滝の川地区から江部乙地域までの4車線化について国への要望を行う。（図中⑫）
- ・市道西三丁目通線の道道昇格及び三丁目通の未整備区間の整備について北海道への要望を行う。（図中⑬）
- ・国道沿道の環境美化、緑化の推進を図る。（図中⑭）
- ・居住誘導ゾーン内の区画道路^{※1}については、優先的に整備を行う。（図中⑮）
- ・居住誘導ゾーン外の区画道路については、日常点検、定期点検、計画的な補修等を継続する。（図中⑯）

^{※1}区画道路：本計画では、一般市道のことを示す。

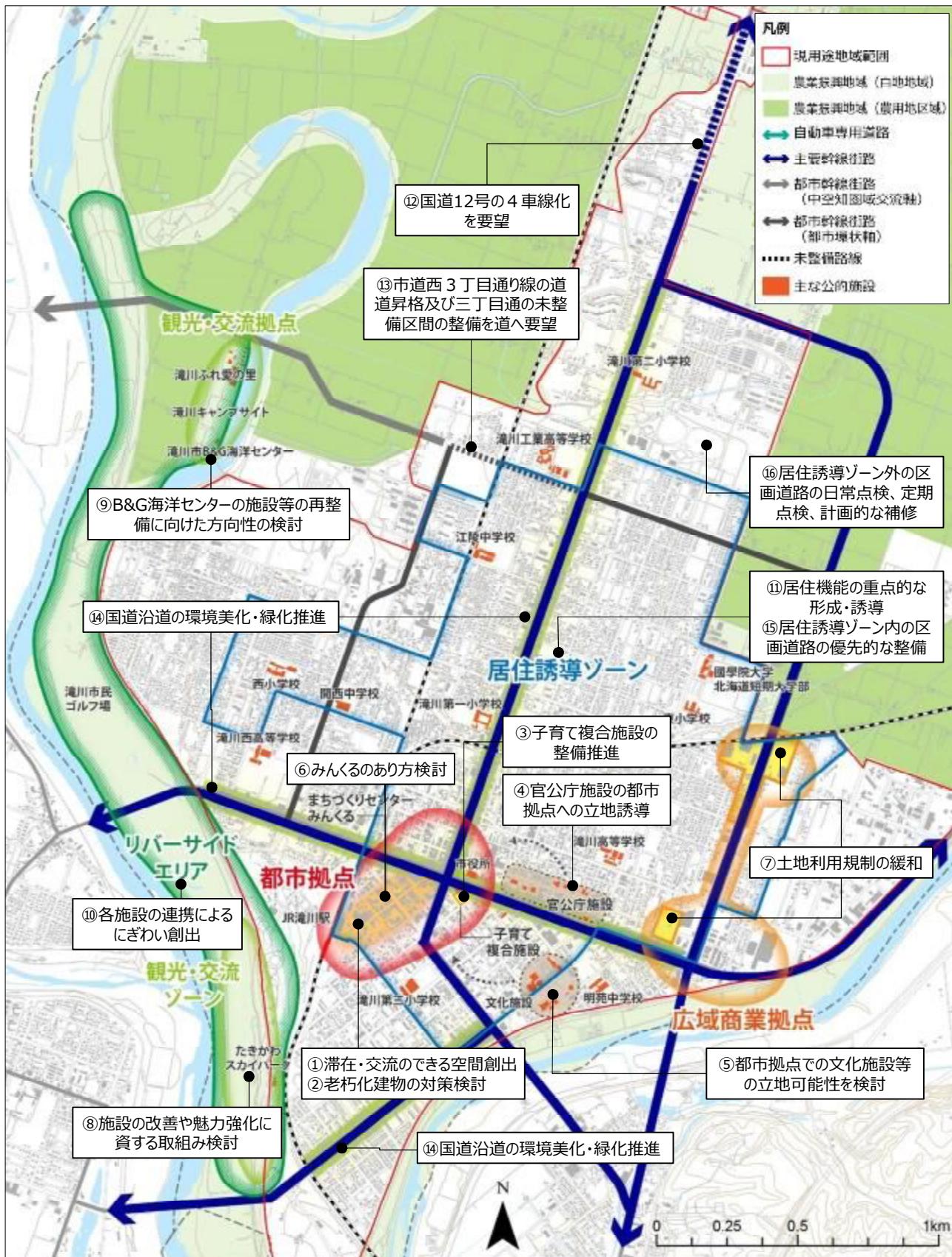


図 滝川市街地の将来構想図

5－2 江部乙地域

(1) 現状と課題

①コミュニティ拠点

江部乙地域のコミュニティ活動の拠点施設である農村環境改善センターは、近年施設のリニューアルとともに児童館の移転や交流スペースの設置を行いました。本施設やJR江部乙駅では、國學院大學北海道短期大学部の学生も含めた地域活動が展開されており、高齢化が進む地域のなかで学生が地域に活力を与えています。こうしたコミュニティ活動を継続するために、次代を担う人材の確保に向けた仕組みづくりの検討が必要です。

②観光・交流拠点

本地域に立地する総合交流ターミナルたきかわは、地域の総合的な情報発信機能を担っているほか、「道の駅たきかわ」としての機能を有しており、今後も本市の観光拠点として活用を図ることが必要です。

③一般住宅地

本地域に立地する公営住宅は、ほとんどの住棟が耐用年数超過となっている状況で需要を踏まえた公営住宅の再編・再整備が必要です。

④交通体系

江部乙地域についても都市計画道路の整備を進めてきましたが、広域交通ネットワークを担う主要幹線街路（国道）や都市形成の骨格を担う都市幹線街路など、未整備区間が存在する状況です。

環境面での整備については、国道12号沿道において環境美化及び緑化推進活動が実施されています。

また、バス路線については利用者減少等により、これまでのサービス水準の維持が課題となっています。

(2) 江部乙地域の基本方針

- ・地域における商業・交通機能の維持・確保を図ります。
- ・江部乙地域ならではの顔の見えるコミュニティや交流活動の維持・促進を図ります。
- ・自然環境や地域資源を活かした魅力の創造、交流人口の拡大を図ります。

(3) 江部乙地域での主な取組

①コミュニティ拠点

地域のコミュニティや交流活動の拠点としての機能の維持を図るほか、居住環境の維持に向けた取組を検討します。

- ・道の駅たきかわ、農村環境改善センター周辺では、コミュニティや交流活動の拠点に資する機能の集約化が可能となるよう、土地利用規制の緩和を図る。（図中①）
- ・農村環境改善センターとJR江部乙駅では、國學院大學北海道短期大学部の学生と連携したコミュニティ機能の維持に向けた活動を推進する。（図中②）

②観光・交流拠点

道の駅たきかわは、滝川らしいオリジナリティをもった観光拠点施設として機能の充実を図ります。

- ・道の駅たきかわは市の観光拠点としての機能充実に向け、観光地の周遊を促すための仕組みや情報発信等の強化を行う。（図中③）

③一般住宅地

一般住宅地では、住み慣れた地域生活を維持していくための取組を検討します。

- ・公営住宅は需要状況に応じたあり方を検討の上、適正に維持する。（図中④）
- ・空き家の発生の抑制に向け、解体・除却の実施支援を検討する。
- ・農村地域での居住環境を維持する施策を検討する。（二地域居住の促進等）

④交通体系

江部乙地域と滝川市街地、周辺自治体を結ぶ幹線道路の整備を引き続き促進します。公共交通については持続的な運行形態や新たな公共交通の仕組みづくりを検討します。

- ・鉄道や既存バス路線の維持、ダイヤ等の見直しについては、引き続き公共交通事業者と連携し、方策を検討する。
- ・農村地域の公共交通として、デマンド交通等の導入の可能性を検討する。
- ・高齢者等の交通弱者の移動支援の仕組みづくりを検討する。
- ・国道12号沿道の環境美化、緑化の推進を図る。（図中⑤）
- ・区画道路については、日常点検、定期点検、計画的な補修等を継続する。

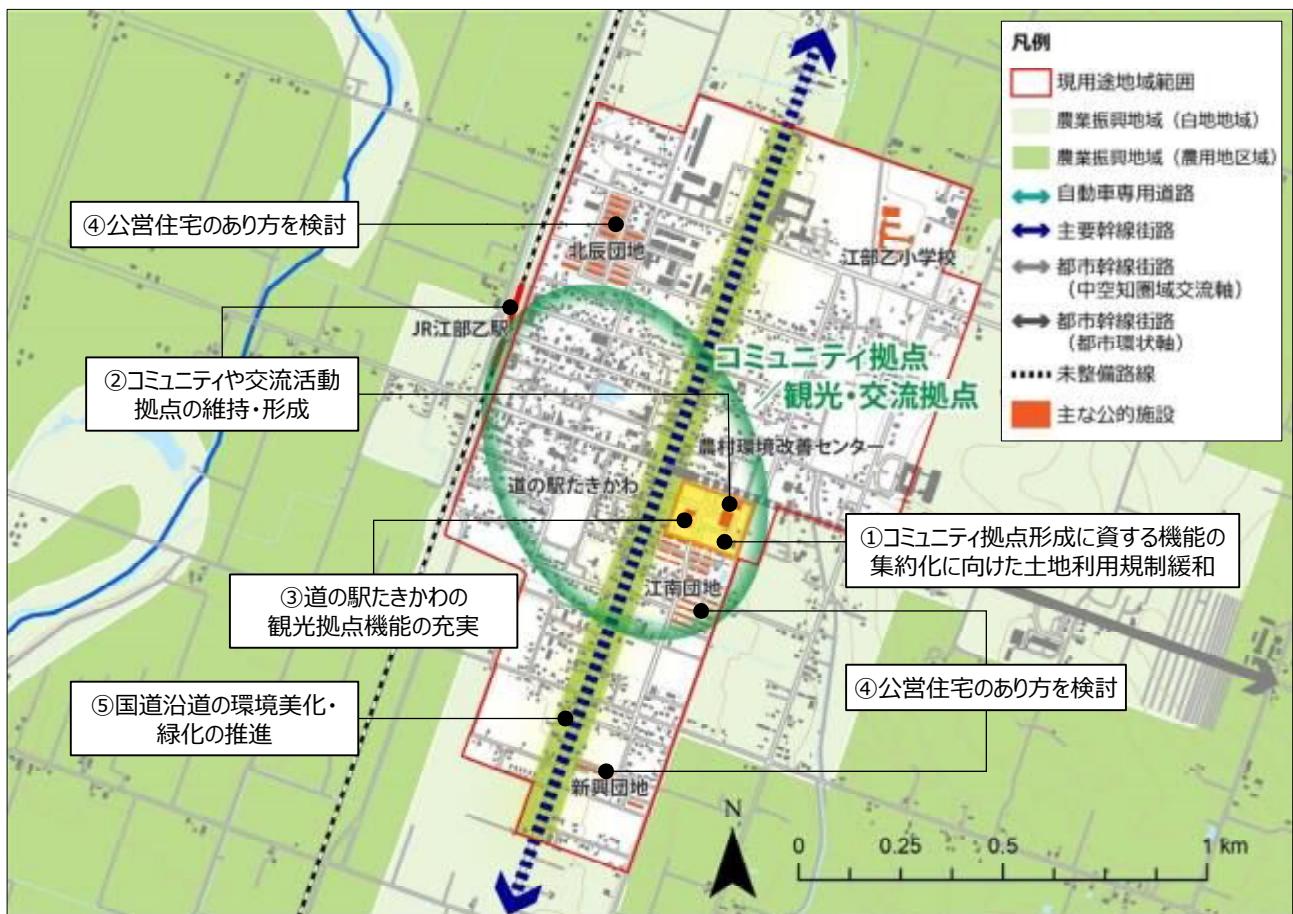


図 江部乙地域の将来構想図

5－3 東滝川地域

(1) 現状と課題

①コミュニティ拠点

本地域では、町内会が中心となり東滝川地域サポートセンターを立ち上げ、有償ボランティア事業を実施しているなど、転作研修センターを拠点に地域住民による様々な地域活動が行われております。一方、高齢化が進行していることから、持続的なコミュニティ活動の運営が課題となっています。

また、コミュニティ活動の拠点となっている転作研修センターは老朽化が進んでおり、維持管理が課題となっています。

旧東栄小学校は、現状太陽光発電用地として活用されていますが、建物は未利用状態となっており、地域活力の向上に資する利活用が課題です。

②一般住宅地

公営住宅として東滝川団地、東栄団地が立地していますが、ほとんどの住棟が耐用年数超過となっている状況であり、需要状況に応じた公営住宅の再編・改修が必要です。

③交通体系

広域交通ネットワークを担う国道38号については、滝川IC東側に未整備区間が存在する状況です。

公共交通については、JR根室本線の東滝川駅が地区内に設置されています。また、バス路線については、利用者減少等の影響により、これまでのサービス水準の維持が課題となっています。

(2) 東滝川地域の基本方針

- ・住環境、公共交通の維持・確保に向けた取組を進めます。
- ・地域の商業機能の維持、遊休地の活用促進を図ります。

(3) 東滝川地域での主な取組

①コミュニティ拠点

未利用となっている旧東栄小学校は有効活用に向けた取組を進めます。また、地域のコミュニティや交流活動の拠点としての機能の維持・充実を図るほか、居住環境の維持に向けた取組を検討します。

- ・旧東栄小学校については、コミュニティや交流活動を支える機能の充実に向け、土地利用規制の緩和を図る。（図中①）
- ・コミュニティ活動の拠点である転作研修センターは、交流機能や避難機能の維持に努めるとともに活用方法を検討する。（図中②）
- ・持続的な地域コミュニティ運営に向け、地域活動の情報について行政と地域で共有を図る。

②一般住宅地

一般住宅地では、住み慣れた地域生活を維持していくための取組を検討します。

- ・公営住宅は需要状況に応じたあり方を検討の上、適正に維持する。（図中③）
- ・空き家の発生の抑制に向け、解体・除却の実施支援を検討する。

③交通体系

国道38号の整備を引き続き促進するほか、公共交通については持続的な運行形態への転換、新たな公共交通の仕組みづくりを検討します。

- ・滝川インターチェンジ東側区間の4車線化について国への要望を行う。（図中④）
- ・鉄道や既存バス路線の維持、ダイヤ等の見直しについては、引き続き公共交通事業者と連携し、方策を検討する。
- ・農村地域の公共交通として、デマンド交通等の導入の可能性を検討する。
- ・高齢者等の交通弱者の移動支援の仕組みづくりを検討する。
- ・区画道路については、日常点検、定期点検、計画的な補修等を継続する。



図 東滝川地域の将来構想図

第6章 計画の実現に向けて

6-1 計画の実現方策

本計画では、第2章で、上位・関連計画、現行計画、都市の現状、他都市との比較、市民意向などから持続可能な都市づくりに向けた課題を分析・抽出し、第3章でまちづくりの基本的考え方と将来都市構造を示しました。

さらに、第4章、第5章では、分野別・地域別の現状と課題、取組の基本方針を示し、具体的な取組内容を示しました。

計画の実現に向け、これらの具体的な取組について着実に進めていくことが求められます。市民と行政の協力体制を継続・強化し、協働で取組を進めていくことはもとより、国や北海道、周辺自治体との連携・協力を図りながら、計画の推進に努めます。

6-2 進行管理

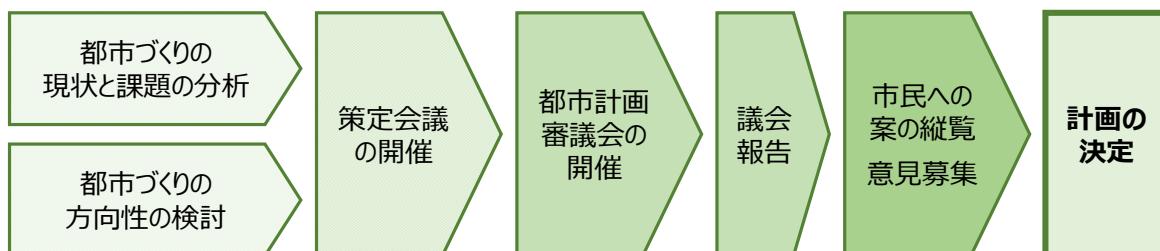
本計画はおおむね20年後を見据えた計画ですが、記載された施策・事業の取組については、PDCAサイクルの考え方に基づき、計画策定から10年後となる令和16年度を目途に、施策の取組状況の調査、分析及び評価を行い、必要に応じて施策の再検討を行う「定時見直し」を行います。

なお、社会経済状況の変化を踏まえ、個別事業等については、適宜適切に見直しを行います。

(1) 定時見直しのプロセス

定時見直しでは、社会経済状況を踏まえた都市づくりの方向性を再検討し、計画の進捗状況のチェックを行い、本計画の内容全体について見直しを行います。

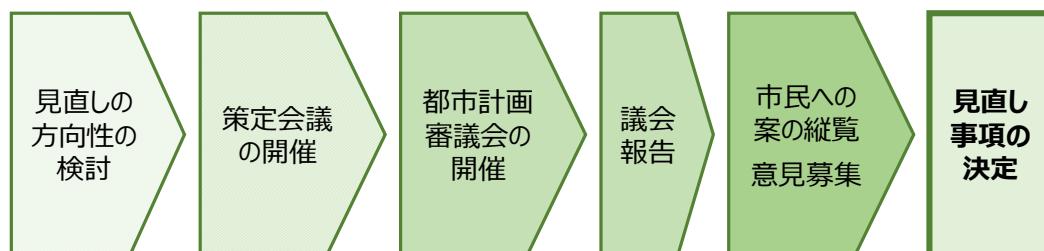
具体的には、以下の手順で行います。



(2) 社会経済状況の変動による適宜見直しのプロセス

社会経済状況の変動により、適宜必要となった際に行う個別事項の見直しは、都市づくりの方向性、基本方針に沿った内容のものとし、方針等を大きく変える必要があるものは、定時見直しの際に検討を行います。

具体的には、以下の手順で行います。



滝川市都市計画マスタープラン

令和6年2月

原案

— 発行 —

滝川市 建設部 都市計画課

〒073-8686 北海道滝川市大町1丁目2番15号 滝川市役所4階

TEL 0125-28-8038